

を云ふ、これ亦墨子出づ、

簡賢附勢、寔繁有徒。

簡は器なり、寔は實なり、繁は多なり、夏桀無道、其用ふる所の者皆小人にして、賢なれども勢なき者は之を簡略し、不賢なれども勢あれば之に阿り附く、斯の如きの徳實に多く之れあり、是れ無道の世の常とする所なり、左傳に惡直醜正、實蕃有徒とあり、又周書芮良夫解にも同文あり、

肇我邦于有夏、若苗之有莠、若粟之有秕。

肇は始なり、莠ハハゲ、秕ハヒイ

始め我が商が夏に國をなすや、苗に莠ある如く、粟に秕あるが如く、常に翦除せられんとせり、史記に桀、湯を夏臺に囚ふ湯の危きと屢々なりとあり、苗に莠あれば農夫之を除き粟に秕あれば之を去る、其仇視する様に喩へしなり、

小大戰々、罔不懼于非辜、矧予之德、言足聽聞。

前の如き有様なる

を以て商家の小大人民は憂ひ危ふみて、其罪に非ずして禍に罹らんことを恐る、况んや我が徳ありて言ふ所も亦人に聽かじぬ、人の心を服するに足るをや、是れ尤も夏桀の忌む所なれば、賊に危ふき事なり、無道の有徳を惡む此の如し、去れば今日の舉は賊に已むを得ざるなり、

惟王不邇聲色、不殖貨利、德懋懋官、功懋懋賞、用人惟己、改過不吝、克寬克仁、彰信兆民、乃葛伯仇餉、初征自葛、東征西夷怨、南征北狄怨、曰奚獨後予、攸徂之民、室家相慶、曰後予、后后来其蘇、民之戴商、厥惟舊哉。

惟王不邇聲色、不殖貨利。

邇は近なり、殖は聚なり、仲虺湯の徳を述べ、其心を慰め曰く、夫れ聲色は人の好む所なれども、惟王女色を近づけず、貨利は人の溺れ易き所なれども、惟王財利を聚めざるは己れが徳の標準を立て、自ら正しくするなり、

德懋々官、功懋々賞、用人惟己、改過不吝。

懋は茂なり、多の意勉むる

の義あり、言ふは王、先づ自から脩めて人に及ぼし、徳を勉むる者には、官職を興へ、功勞多き者には賞を多くし、己れ過ちあれば直ちに之を改めて吝惜する所無し、克寬克仁、彰信兆民。

克ハユメ、彰明なり、克の字味ふべし、是れ寬にして慢

に至らず、仁にして姑息に流れぬ意を含有す、湯の克く寬、克く仁なる徳明にして、天下に傳せられたり、

乃葛伯仇餉初征自葛東征西夷怨南征北狄怨曰奚獨後予。

以下上を受け徳の兆民に信せられしを云ふ葛は國の名伯は爵なり仇餉は農民の田に在るものに飲食を餉るものを見て其人を仇とし殺して其餉を奪ふとなり此れにより湯此の無道を征せんとて先づ葛を手初めとして之をうちたり夫より他の無道をも征伐せしに東の方を征すれば西夷早く我方に來れかしと望み南方を征すれば北狄は何とて我が方に來らざるかと怨みて湯の師の未だ加はらざるや其民皆曰く何ぞわが方を後にするやと怨む皆湯の自國の無道を征するを待つ様此の如し此事孟子に三處に見え小異同あり皆湯の事たり然るに今仲虺之誥に入るは謬なり。

攸祖之民室家相慶曰後予后後來其蘇。

后は君なり蘇は復生なり室家は夫婦と同じ湯が往く所の民皆喜びて曰はく我が后を待つと多時今君漸く來れり君來れば必ず無道を伐ちわれを安んぜしめん是に於いて始めて死せし者の再び蘇息せんと。

民之戴商厥惟舊哉。

舊は久なり前陳の次第なれば民が商を戴けるも

の一朝一夕の故にあらず實に久しといふべし去れば今日の天下を有つ豈に又慙る所あらんや。

佑賢輔德顯忠遂良兼弱攻昧取亂侮亡推亡固存邦乃其昌德日新萬邦惟懷志自滿九族乃離王懋昭大德建中于民以義制事以禮制心垂裕後昆予聞曰能自得師者王謂人莫己若者亡好問則裕自用則小。

佑賢輔德顯忠遂良。

此れより以下仲虺が君たるの道を擧げて湯に勉めしむる辭なり天下の諸侯大夫の賢なる者は之を助け徳ある者は之を輔け身を委て國の爲にするの忠者は之を顯し職を修め法を奉するの良者は之を進むるは明王の道なり。

兼弱攻昧取亂侮亡。

己に善を勸む又懲戒せざるべからず即ち懦弱獨立する能はざる者は兼ね鬪昏治を爲す能はざる者は攻め紀綱法度を亂る者は取り亡形あれば即之を侮り戮す左傳宣王十二年隨武子の言に仲虺有言曰取亂侮亡兼弱也とありて其他は武子の言なり然るに今殘らず仲虺の言とせしは僞

文の誤りなり。

推亡固存邦乃其昌。

亡ふべき國は之を亡志存すべき國は輔けて固くす

此の如く志て治道成り邦家益々繁昌するの道なり此二句上の八者を受けいふ
徳日新萬邦惟懷志自滿九族乃離。

此は詩書等に散見する類語を

集めたるもの以下又人君の心得を述へ湯に勉めしむるなり徳は万邦を聯屬せしむる所以故に徳が日に新らたなれば遠き方の國も是れになづき自ら來り服し若し志滿ち兆民の上に侈然として訕々たれば近き九族もはなれそむくとなり人心の離合は人君一身の徳の脩否にあるをいふ

王懋昭大德建中于民以義制事以禮制心垂裕後昆。

中とは堯舜

以來傳ふる所の中正なる道なり一言一行中正ならざれば天下法を取る所なし去れど只中どのみにては漠然として依る所を知らざれば凡の行事の宜に協ふ義といふ者にて事のきまりを付け禮は朱子が天理の節文人事の儀則と云へるが如く國を治むるに欠く可からざる者なり其の一端をあぐれば衣服等にて外より心を制するの要あり禮服を着て横臥するもの無きが如し義は自他共に宜

尙

書

尙

書

きを云ふ利己主義とは反對なり裕ユタ後昆ノコチ王よく大徳を昭かにし中正の

道を民に建て事はよろまきに從ひて制裁を加へ禮儀を以て心を制志幾百年用ひても用ゐ盡せぬ限りなき道を後世に垂れ以て國家を保ち行くべしとなり

予聞曰能自得師者王。

人臣の賢聖なるを求め己を屈して之に事へは

徳日に崇く業日に廣まり勞せずして王たる事を得るとなり荀子に諸侯自得師者王得友者弼云々とあり

謂人莫己若者亡。

若し自ら是とし已れに若く者なしとすれば人之に益

することなく孟子の所謂訕々の聲音顔色人を千里の外に拒むといふ譯になる故に亡ふるなり

好問則裕自用則小。

能く己を謙し問ふことを好めば徳業日に進み志

慮も寛裕になり善き思慮も出る故國家を保ち行くに於て餘りあり又自ら足れりとして問ふとを好まざれば自然に固陋に陥り徳業日に墜壞す故に狭小となるなり

嗚呼慎厥終惟其始殖有禮覆昏暴欽崇天道永保天命。

鳴呼慎厥終惟其始。

凡ての事始めなきはなけれど、其終りを全うするは難し、故に終りを慎むこと其始よりせよとなり、伊尹も謹終于始との言あり、

殖有禮覆昏暴。 禍ある者は之を封殖し、昏暴なる者は之を覆亡す、

欽崇天道永保天命。 敬み天理を尊奉し、戦々兢兢として一念の懈怠なからしめば、天より受け得たる命令を永く無窮に保つ事を得んとなり、

以上諸書を引く者、王鳴盛が尙書後案より節取せるなれば、委敷は本書に就き見るべし、

蔡氏云ふ仲虺之誥大意三あり、第一天君を立てるの意を言ひ、桀の天命に遊ひ湯の天命あるを言ひ、次に湯の徳盛にして民を得るに足るを述べ、末に君道の難き、人心離合の機、天道盈滿を惡むの意を言ひ、之を勤勉し結を成す、湯の懋徳を慰め又其盈滿を戒む、仲虺の忠愛至れりと、

湯 誥

此篇は湯夏を伐て亳に歸り、諸侯の來朝するに對し、告諭文を作りて天下の民心を更めしなり、亦偽古文なり、

王歸自克夏至于亳、誕告萬方。王曰、嗟、爾萬方有衆、明聽予一人誥。惟皇上帝降衷于下民、若有恒性、克綏厥猷、惟后。

王歸自克夏至于亳、誕告萬方。 王大義を以て桀を伐ち戦克ちて亳に歸れり、亳は湯の都なり、誕は大なり、天命の大義を以て萬方の衆人に告ぐとなり、

王曰、嗟、爾萬方有衆、明聽予一人誥。 天子自稱して予れ一人と曰ふは古今同義なり、湯王天下の臣民に告諭してのたまはく、萬方の衆人よ能く注意して、わがこの會同の誥詞を聽けよとなり、

惟皇上帝降衷于下民。 皇は大なり、上帝は天なり、衷は善なり、中庸に天之命之謂性は也、惟れ至大なる天が下民に善心を授けたまふとなり、

若有恒性、克綏厥猷、惟后。 若は順なり、綏は安なり、厥猷は其道なり、后は君也、人に常の性あり、若有恒性を孔傳に順人有常之性と説きたり、人は天より享

け得たる善心あれば、其の善なる恒の性あるに従ひ、其の道に衆人を安ぜしむるはこれ、君たるの道なり、吳語に夫差曰、今天降衷于吳とあり、

夏王滅德、作威、以敷虐于爾萬方、百姓。爾萬方百姓、罹其凶害、弗忍、荼

毒並告無辜于上下神祇。天道福善禍淫。降災于夏。以彰厥罪。

(1100)

夏王滅德作威。以敷虐于爾萬方百姓。夏王桀は道徳を顧みず。己れが心を恣にして。狼りに刑罪を施し。以て虐政を天下に布き行ひし故。衆皆其凶害を被る。

爾萬方百姓。罹其凶害。弗忍荼毒。罹は被なり。荼音徒。ニガナと譯す。今

万方の百姓共の甚しき虐に堪忍すること能はざるは。恰も茶の苦くして口をさし堪へ得ざるが如し。所謂民弗聊生の有様なり。

並告無辜于上下神祇。かく罪なきに刑せられ。どがなきに罪せらるゝ

か故に。百姓兆民は。皆その冤を天神地祇に訴ふるなり。

天道福善禍淫。降災于夏。以彰厥罪。天の道は善き者に福し。淫なる

者に禍す。桀既に淫虐なり。故に天災を降して。其の罪を彰はし。隨むれども桀改む

るを知らず。

肆台小子。將天命。明威不敢赦。敢用玄牡。敢昭告于上天神后。請罪有夏。夏。聿求元聖。與之戮力。以與爾有衆。請命。上天孚佑下民。罪人黜伏。天

命弗僭。賁若草木。兆民允殖。

肆台小子。將天命。明威不敢赦。肆は故なり。緊しく上を承くる辭。台は

我なり。將は行なり。言ふは故に。我天の命ずるところ。大義の存するところに。従ひて。桀か罪を赦さず。即ち之を誅するなりと。

敢用玄牡。敢昭告于上天神后。請罪有夏。玄牡は黒き牡牛也。夏の禮

として。黒色を尊ぶ。神后は后土なり。夏の禮に。従ひて。玄牡を以て。天神地祇を祀りて。明かに天に告げ。桀に問ふに。百姓は何の罪ありて。斯くまでに。虐政を加へらるゝかとなり。此論語堯曰篇の文を。割裂顛倒して。擬作せしなり。

聿求元聖。與之戮力。以與爾有衆。請命。聿はこゝに。と。譯す。元聖は大

聖也。伊尹を云ふ。戮は勳と。同し。并なり。こゝに。元聖を求め出し。之と力を合はせて。以て。爾万民に代り。民の爲めに。生命を承うせん事。を天に請ふなり。此墨子尙賢篇中の語なり。

上天孚佑下民。罪人黜伏。孚は信なり。黜は退なり。天は高に居り。卑を聽

く者なれば。信に下民の事なくして。禍にかゝるを憫み。之を佑助して。桀を一舉に

擊ち退け南巢の地に退去せしめたり、

天命弗償、賁若草木、兆民允殖。

償は差なり、賁は文なり、善に福し淫に

禍する天道は少しも違ふことなく、桀の罪惡を憎みて之を除きたれば、天下始め

て堵に安んじ煥乎としてうるわしき事、恰も草木の花咲か如く、万方の人民皆生

を樂むに至りぬ、

俾予一人輯寧爾邦家、茲朕未知獲戾于上下、慄慄危懼、若將隕于深

淵、凡我造邦無從匪彝、無即愒淫、各守爾典、以承天休。

俾予一人輯寧爾邦家。

此上を承け己れ付託の重くして勝ふる能はさ

るを恐るゝを云ふ、輯は和なり、言ふは天我を志て汝の國家を和らげ安んせしむ

るなり、國家は諸侯と卿大夫とを云ふ、

茲朕未知獲戾于上下。

戾は罪なり、此は桀を伐つて未だ已か罪を天地

に得るか否かを知らず、謙して以て衆心を收めんとす、未知得罪于上下は亦墨子

の文なり、

慄々危懼、若將隕于深淵。

慄は危む心、隕は墜なり、深淵は危懼すへき

の甚しきなり、恐れ畏れて將に深淵に墜ちんとするが如しとなり、責めの重けれ

は憂ひも亦大なり、

凡我造邦、無從匪彝、無即愒淫。

彝は法なり、即は就なり、愒淫はまよりな

くみだらなるなり、諸侯を戒めて曰はく、匪彝即ち法度を離れたる行をなす勿れ

愒淫淫逸する勿れと、戒め禁するなり、造邦とは新に造り作せる邦をいふ、此諸侯

と更始する爲め新造の邦といひしなり、

各守爾典、以承天休。

典は常なり、言ふは各其常法即ち君を輔け庶民を

安寧にするの道を守りて天の休命を承けよとなり、凡我造邦以下は國語周語單

襄公陳侯の必亡を論する言に本づく、

爾有善、朕弗敢蔽、罪當朕躬、弗敢自赦、惟簡在上帝之心、其爾萬方有

罪、在予一人、予一人有罪、無以爾萬方。

爾有善、朕弗敢蔽、罪當朕躬、弗敢自赦、惟簡在上帝之心。

蔽は隠

蔽なり、簡は開なり、吟味する事、汝等に善事あれば朕敢て之を隠さず、之を著して

益、其の善を爲さむべし、若し我れに罪あれば決て自ら赦すとなかるべし、と

れば汝等善をつとめ善を勤めよ、要する所は天の心にかなふにあり、上帝は簡閱すると公平にして、決して私を容れずとなり、

其爾萬方有罪、在予一人。爾方方の人々に罪あればこれ人々の罪には

あらず、われ一人の罪なり、即ち自ら感化の至らざるなり、是れ聖人已を責むるの厚く人を責むるの薄きなり、此れ君道の當然なり、

予一人有罪、無以爾萬方。爾方方の罪は予一人の罪なれど、予一人の罪

は予一人の罪にして、決して之を以て爾方方の罪なりとなすことなかるべし、

以上亦論語堯曰篇の文を割裂せしなり、

嗚呼尙克時忱、乃亦有終。

尙は庶幾なり、克は能なり、忱は信なり、歎息して

首へるやう、庶幾くは是の誠道を能くせば乃ち亦終世の美あらんと、夫れ事始あらざるなし、能く終ある少し、今吾れ爾諸侯と已に其始あり、宜しく、今より慎む加へ誠實に此道を守らば、共に俱に天休を全うするを得んと、反覆丁寧の意なり、

伊訓

訓は導なり、成湯没してその子太丁未だ立たず、是て卒す、依て湯の孫太甲位を嗣

く、伊尹書を作りて祖徳を演述し、太甲を訓へ導きし言葉なり、偽古文の一なり、元祀十有二月、太甲位に嗣くとあれど、湯王は十一月に死したれば、其年直に即位する、恐くは禮にあらす、是れ偽作の偽作たる所以なり、

惟元祀十有二月乙丑、伊尹祠于先王。奉嗣王、祗見厥祖。侯甸羣后咸在。百官總己、以聽冢宰。伊尹乃明言烈祖之成徳、以訓于侯王。

惟元祀十有二月乙丑、伊尹祠于先王。

祀は年也、夏には歳と曰ひ、商

には祀と曰ひ、周には年と曰ひ、唐虞には歳と曰ふ、夏は星を以て、商は祭祀を以て、周は季を以て、名づけたる者なり、祠は祭なり、湯の崩れたる翌月、太甲位に即く、太甲喪に在り、依て伊尹が之に代り湯を祭りしなり、

奉嗣王、祗見厥祖。

祗は謹也、太甲位に即くに及んで、伊尹即ち太甲を奉

えて、その喪主たるを明かにせんため、謹みてその祖先に見えよなり、

侯甸羣后咸在。

侯甸は服の名、王城の周圍に居る諸侯をいふなり、此時外

にありては、諸侯悉く來り朝し、新君に見えんと、夫れ一の位に即きしなり、

百官總己、以聽冢宰。

總は治るなり、冢は長也、大也、内の百官は己れのな

すべき職を繼べ治め、以て總理の職なる冢宰に指令を聽くなり、以上の二句論語に本づく。

(1106)

伊尹乃明言烈祖之成德、以訓于王。 烈は功なり、祖は湯を云ふ、王は

孫の太甲なり、湯は功烈盛なりし人故稱して烈祖と云ふ、今は即位の始に當り祖徳を知るを肝要とす、故に湯の功徳を太甲に告げ知らせて以て守成の心得とするなり。

曰、嗚呼、古有夏、先后方懋厥德、罔有天災、山川鬼神亦莫不寧、暨鳥獸魚鼈咸若。于其子孫不率、皇天降災、假手于我有命、造攻自鳴條、朕哉自亳。惟我商王布昭聖武、代虐以寬、兆民允懷。

曰、嗚呼、古有夏、先后方懋厥德、罔有天災。 此れより伊尹が訓誡の言なり、嗚呼は注意を促す辭也、先后は禹以下の賢を謂ふ、方は盛也、懋は勉むるなり、夫れ前人の事功は後王の訓戒たり、古夏の先君禹王は盛んに徳を身に備へて克く勤め克く儉し之を失はざらんことを勉められたれば、それか爲めに能く天災を攘ひて、五雨十風の順候を得て、五穀豐饒國土安寧を得たるなり。

山川鬼神亦莫不寧。 山川の鬼神までが禹王の徳あるに安んじ、祀れば

必之を歎け、山崩れ川溢ふるの患ある事なし、墨子明鬼篇に引商書曰、嗚呼、古者有夏、方未有禍之時、云々、山川鬼神亦莫敢不寧、等の語あり。

暨鳥獸魚鼈咸若。 暨は及也、若は順也、鳥や獸の類より魚鼈の如き微細なる動物に至るまで、皆その道に従ひて發育するとなり、人民のよく順ひしとは推して知るべし。

于其子孫不率、皇天降災、假手于我有命。 率は循なり、假は借なり、有

命は湯を云ふ、言ふは夏は斯く盛なりしが、その子孫の桀に及びて祖先の遺法に循はず、恣に暴虐を行ひしかば、天禍災を下して之を罰せしに、猶ほ改悛の心なかりしかば、天命を受け得る我が湯王に手を借りて以て桀を誅罰せしむ也、左傳、鄭莊公曰、云々假手于我寡人、とあり。

造攻自鳴條、朕哉自亳。 造は爲也、哉は始也、桀を攻めて、人民を塗炭の苦

みより救はんとするには、先づ我が徳を修めざる可からず、故に桀を攻むる事を爲せしは鳴條といふ地即ち桀の都なれど、桀を攻むる根本たる徳を修めしは既

(1107)

尙

書

尙

書

に湯の都の毫にて有しと、是れ臣民を懐け安んじて基礎を強固にしたりと、孟子に伊訓を引き、天誅造、攻自牧宮、我載自毫とあるによりしならん、夏の都は牧宮にて、鳴條は其の戦地なり。

惟我商王、布昭聖武、代虐以寬、兆民允懷。

聖武は易に所謂神武にし

て殺さずとある是れなり、武は戈を止むると謂ふ文字なりと左傳に見えたり、言ふは夏桀暴虐なれども天下の人皆其暴威に畏れて手を出す者なかりしに、湯武は其の武徳即ち義に據り兵を起し其武徳を天下に敷き顯はして、桀の虐政に反し之に代ふるに寛仁なる政を以てしたれば天下億兆の民皆其の徳に懐き親しみたりとなり。

今王嗣厥徳罔不在初、立愛、惟親、立敬、惟長、始于家邦、终于四海。

今王嗣厥徳罔不在初。

今王の蹈む所の位は祖宗の位統ふる所の民は

祖宗の民新に位に即く、賊に人民の瞻望する所なれば注意に注意を加へざるべからず、且つ夫れ善惡の由る所初めにあらざるなし、故に今王湯の徳を嗣ぎて位に即くに及びては其初めを慎まんことを要すと、なり。

立愛惟親、立敬惟長、始于家邦、终于四海。

さて始を謹むの道一なら

ずといへども、孝悌之が本たり、故に愛を立つるには先づその親しき者より疎き者に及ぼし、敬を立つるには長者よりし一家より一國に及ぼし、遂には洽く四海を化せよとなり、徳を嗣ぐの方法を述べたるなり、孟子に堯舜之道孝悌耳とある語の意をとり、禮記祭儀に見えたる立愛始自親、立敬始自長とある語を書きかへて作りなしたるならん。

嗚呼、先王肇修人紀、從諫、弗拂、先民時若、居上克明、爲下克忠、與人不求備、檢身若不及、以至于有萬邦、茲惟艱哉。

嗚呼、先王肇修人紀、從諫、弗拂、先民時若。

此は伊尹が備さに烈祖の

成徳を述る所、肇は始なり、人紀は三綱五常など人を占め括る教育の基本をいふもの、拂は逆なり、先民は先賢なり、言ふは夏桀徳を滅し倫理を壞亂せしかば、湯又始めて人の綱紀たる倫常の道を修め正し、過ありて諫めらるれば心を虚にして之を受け改むるに愷ならず、決してその忠言に逆ふとなどはなく、すべて古聖賢の遺法を遵奉して、之に違ふと、なかりき。

居上克明、爲下克忠。

上に在る者はとかく恹恹の輩のために心を暗ら
まざるゝと多けれど、湯王はさるとなく能く徳を明かにし姦邪の欺く所となら
ず、上に事へては能く中心の誠を竭すとなり、忠の字は古くは君より臣に對する
ときも、臣より君に對するときも通して用ゐたり、湯王のとを述ふるに爲下とい
ふは殆んど贅言に屬す、唯上の句と相對して附説せるものと見るべし、荀子臣道
篇に爲上則明、爲下則遜の語あり、

與人不求備、檢身若不及。

與人は人を扱ふなり、不及は何か物を追掛
けて追ひ付かざるが如くするを云ふ、檢は束るなり、人を使ふには必ず之を其器
に依りてし全きを求む可からず、又我が身を檢束せるは及ばざるが如くし、專心
その過なからんとを期すとなり、論語に無求備于一人、淮南子に君子不責備于一
人とあり、亢倉子に君子檢身常若有過と、僞文の本つく所ならん、

以至于有萬邦、茲惟艱哉。

湯の心を操ること此くの如く常に慎み深く、
少しの過ちもなく以て天子となり給へば遂に能く万邦を有するに至りしなり、
此れ實に至難なる業と謂ふべし、是れ王の遵守すべきものなり、

敷求哲人、俾輔于爾、後嗣。制官刑、傲于有位。曰、敢有恒舞于宮、酣歌于
室、時謂巫風。敢有殉于貨色、恒于遊畋、時謂淫風。敢有侮聖言、逆忠直、
遠者德比、頑童時謂亂風。惟茲三風十愆、卿士有一于身、家必喪。邦君
有一于身、國必亡。臣下不匡、其刑墨。具訓于蒙士。

敷は廣也、先王成湯天下を慮ると甚だ深遠故
に廣く賢哲の人を求め以て爾後嗣を輔けしむとなり、墨子に傳曰、求聖君哲人以
裨補而身との語あり、

制官刑、傲于有位。

官刑は官府の刑にして、法の最も大切なるものなり、言
ふは湯又官を治むるの刑法を制して以て百官を傲戒し以て後嗣を輔くるの具
と爲す、

曰、敢有恒舞于宮、酣歌于室、時謂巫風。

其傲戒の詞に曰く、常に家に
歌舞し、室に在りて酒に酔ひて狂歌する之を巫風といふ、歌舞は必要なるものな
れど、常に之を爲せば、心自ら荒淫となり、酒に耽れば過失多く、遂には徳を廢する
に至る、巫はかんなぎともいふ、巫覡とは歌ひ舞ひなどして、神に祈り事

ふるなり、これにより常に歌舞するをも巫といふなり、墨子非樂篇に先王之書湯之官刑有之曰其恒舞于宮是謂巫風とあり、

敢有殉于貨色恒于遊畋時謂淫風。

殉は殉死の殉にして深く従ふ

意なり、畋は獵なり、淫は過きて度なきを云ふ、言ふは財貨美色をめで好みて之を得るに汲々とし常に遊獵畋獵を以て樂となす、之れを淫風といふ、貨色遊畋は之を好む甚しければ皆以て心を迷はし徳を失はするに至る、是れ慾に耽り溺るゝ淫過の風俗なり、

敢有侮聖言逆忠直遠耆德比頑童時謂亂風。

耆は老者なり、比は

親むなり、亂は顛倒悖理を云ふ、言ふは古の聖人が遺しおかれし言を侮どり行はず、忠直の人を遠さけ、忠直の言を拒みて納れず、老者有徳の者を疎んじ遠さけ、頑愚無智の稚童を昵近する、是れ愛憎錯亂心志顛倒する荒亂の風俗なり、

惟茲三風十愆卿士有一于身家必喪邦君有一于身國必亡。

三

風は上の巫風淫風亂風の三つをいふ、十愆は巫風に舞歌淫風に貨色遊畋亂風に四之を合せたるものをいふ、是等のうち、卿士たる者若し一にても身に持たは徳

義を廢し位を失ひ家を亡すべし、邦君たる者身に一あれば其邦を失ふべしとな

臣下不匡其刑墨具訓于蒙士。

匡は正也、具は詳らかなり、臣は君の過

あるときは必ず之を諫めて匡正すべし、若し其の君を匡すことを爲さざれば墨刑を以て之に加ふとなり、墨刑とは額にいれ墨する、刑罰なり、蒙士は臣下なり、具さに之に教へて其の官に在りては正しく諫むることを知らしめんとなり、先王の用意深切といふべし、

嗚呼嗣王祗厥身念哉。聖謨洋洋嘉言孔彰。惟上帝不常作善降之百

祥作不善降之百殃。爾惟德罔小萬邦惟慶。爾惟不德罔大墜厥宗。

嗚呼、嗣王祗厥身念哉。以下天命人事を以て申ねて之を戒むるなり、祗は敬也、歎息して言ふ、太甲當さに三風十愆の訓を守り、その身を敬で忘るゝ勿れどなり、

聖謨洋洋嘉言孔彰。

湯王の謀りおかれしこと洋洋として美まくなり、

言ひ遺されし嘉言いと彰かなり、すべて臣民は王の徳に化せらるゝものなること、

恰も影の形にそふが如し、故に聖謨嘉言を鑑みて決してゆるがせになすと勿れ、さすれば民も自然に感化し國治らんと也。墨子非樂篇に嗚呼舞佻々、黃言孔章、上帝非常、九有以亡、上帝不順、降之日殄、其家必壞喪とあり。

惟上帝不常、作善降之百祥、作不善降之百殃。 天の好愛は一家一

身に定り居るものに非ず、去就不定のものにて、人もし善をなせば、之に多くの幸福を降し、惡を爲せば、之に多くの殃禍を降す、故に王善事を爲して天の百祥を得られよとなり、不常は一個人に偏倚して或は愛し或は憎むとなどのなきをいふ、是れ易の積善の家に餘慶ありといふ語より出でたるなり、易文言に曰く積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃と。

爾惟德罔小、萬邦惟慶、爾惟不德罔大、墜厥宗。 小善を以て爲さ

る勿れ、小善をなして止まずんば、遂に大徳に至る、萬物の慶び小を積み得る所なり、不徳なる事は之を除いて大ならしめざるやうにすべし、小惡なればとて改めざれば、遂には厥の宗廟を失ひ國を亡すに至る、慎まざればある可からず、これ惡は始めは小なりと雖も其類相集まりて次第に増長するものなればなりとの意。

賈誼曰、善不可謂小而無益、不善不可謂小而無傷と、亦同意味なり。

太甲上

此篇も全むく偽古文なり、長きが故に是れを、上中下の三篇に分つ、實は伊訓と同様に伊尹が太甲を誡むる文なれども、伊訓の名ばかりでは煩しければ、事に随つて稱を立てし者なり、孟子曰く、太甲伊尹の教に従はざるが故に桐宮に放ちたり、之れ君に事ふる常道にはあらざれども、伊尹にして始めて能く之れを爲し得、若し後人にして伊尹の志なかりせば則ち不可なりといへり、實に然ることなり。

惟嗣王不惠于阿衡、伊尹作書曰、先王顧諟天之明命、以承上下神祇、社稷宗廟罔不祗肅、天監厥德、用集大命、撫綏萬方、惟尹躬克左右厥辟、宅師、肆嗣王丕承基緒。

惟嗣王不惠于阿衡。 惠は順也、阿は倚也とあれども、發聲と見る方可なり。

り、衡ははかり竿にて平の意也、阿衡は伊尹の別號なり、其の人によりて衡平なることをはかると云ふ義より名けしなり、太公望を尙文と云ふが如し、伊尹名は執といひ、尹の字は衡の字の如く美稱なり、即ち尹正の義、此章は太甲が伊尹の誡に

從はざりしを云ふ、阿衡の文字を出すは嗣王の恵順せざるべからざるの意をあらはせしなり。

伊尹作書曰、先王顧諟天之明命、以承上下神祇、社稷宗廟、罔不祗

庸。先王は成湯を指す、顧は日常に之れにあるをいふ、諟は古の是字なり、伊尹書を作りて言ふには、先に成湯に於かれては、其徳既に至り、其業既に隆たかなれども、日常に此の天の明命に在りて、之を失はんとを恐れ、謹み畏れて、以て天地の神祇、社稷の神、宗廟の神靈に奉承し、玉ひて必ず敬ひ慎まざることなかりき、此は大學に大甲曰、顧諟天之明命とあるに本づく。

天監其徳、用集大命、撫綏萬方。

監は視也、ソコテ天が成湯の徳夏に代り天下を治めしむるに足るを視て、用ゐて大命を（即ち天下を）一身に集め、天下を保ちて萬邦を撫で安んぜしめしとなり、詩曰く、天監在下、有命既集、に本づく。

惟尹躬克左右厥辟、宅師。

宅は居也、安定の意、此時に當り伊尹も心力を竭して成湯を助け、天下の大業を成就し、民衆をしてその堵に安んぜしめたり、肆嗣王丕承基緒。

肆は故也、基緒は基業也、言ふは先祖既に徳を勤め天

下を有つを致ましかば太甲こゝに其の事業を承け繼ぐとを得たるなり、去れば創業の艱難を思ひ敬慎せざるべからずとなり。

惟尹躬先見于西邑夏、自周有終、相亦惟終。其後嗣王、罔克有終、相亦罔終。嗣王戒哉、祗爾厥辟、辟不辟、忝厥祖。

惟尹躬先見于西邑夏、自周有終、相亦惟終。周は忠信也、相は輔相也、西

邑は亳の西を云ふ、夏の都は安邑なれば亳の西に當るなり、伊尹先づ西の國夏の先王を見るに忠信を以て處世の方となす、故に永く天命を保ち終りを全うす、輔相たる者も亦よく終あり、禮記緇衣篇に惟尹躬先見于西邑夏、自周有終、相亦惟終と、鄭注に尹誥の文とあり、尹誥は咸有一徳なり、此れ妄りに引きて太甲に入れしは誤なり。

其後嗣王、罔克有終、相亦罔終。其後嗣王の王は無道にまで忠信なき

が故に始めあれども終りを全うせず、輔相も悉く半途にまで或は退き或は誅せられ、其終を全うせしなし、之れ夏桀を指して君臣一體ならざれば俱に黜辱を免れざるを言ひしなり。

嗣王戒哉。祗爾厥辟。辟不辟。忝厥祖。

嗣王は太甲なり、夏桀が既に其

通りであれば、君に於かれても何卒御自身の位置をわやまり無き様に、先王の徳を以て群臣を治めらるゝ様にせられたる、若し君が君たらざれば、國家の滅亡を招き、即ち先祖を辱かまひるに至るなりと云ふにあり、坊記に書云、厥辟不辟、忝厥祖と、此本つく所なり、

王惟庸罔念聞。伊尹乃言曰、先王昧爽丕顯、坐以待旦。旁求俊彥、啓迪後人。無越厥命、以自覆。慎乃儉德、惟懷永圖。若虞機張、往省括于度、則釋欽。厥止、率乃祖收行。惟朕以懌、萬世有辭。

王惟庸罔念聞。庸は庸也、言ふは太甲に於ては平氣に常事となし、老人が又始まりしか位に考へ、伊尹の戒を念ひ聽き入れらるゝ模様も莫りきとなり、伊尹乃言曰、先王昧爽丕顯、坐以待旦。昧は晦也、爽は明也、顯は明也、丕は大也、サテ伊尹言うて曰ふ、先王は既に昧爽即曉のほのぐらき時に起き出で、大に其徳を明かにし、一毫も人欲の蔽ふ所とならしめず、慮る所其當を得れば坐

して以て且を待ち汲々として之を行はれたりと、此昧爽丕顯は左傳に出で、坐以待旦は孟子に出でたる類なるを、作者がこゝに取り來りしものなれど、二句とも相似て意つゝかず、

旁求俊彥、啓迪後人。彥は美士也、啓迪は開導也、言は成湯に於れては汝々として善を勤め、卑處に遠まゐらず、猶又後代子孫を慮はかり、旁ねく一方に非ずして四方より俊彥の士を求め來り、以て後人を開き導くとを勤められたり、無越厥命、以自覆。越は墜失也、太甲あなたに於いては欲に従ひ禮度を敗壞して、祖先の徳を墜失し、吾身家を顛覆せらるべき事のなき様、謹んで其徳を勤められよとなり、禮記緇衣に此二句ありて覆の下也の字あり、

慎乃儉德、惟懷永圖。太甲は奢侈縱欲にして度を敗り禮を亡ぼし、嘗て永遠の慮りなし、之を以て伊尹又戒て曰く、先づ始めに儉約の徳を慎み、永久の謀を考へ、念々に之を懷はるゝ様にすべしとなり、禮記には此二句なし、

若虞機張、往省括于度、則釋。虞、孔氏は度也と訓し、後世の子ラハ目標の如き者に解せるも、祭傳は官の名、山を司る人とせり、禮記鄭註には虞は主田、獲之

官とわれは今之に従ふ機は弩牙也括は矢括也度は法度也釋は發也言ふは虞人の弓を射るや弩機既に張つて必ず往て子細に其括の法度に合ふや否やを察して然る後發する時は則ち中らざることをなし人君の徳を慎むも其如く夙夜之を思ひ明且行ひて始めて得らるべしとなり

欽厥止率乃祖攸行。

欽は肅恭放縱ならざるなり止は行の安止する所を謂ふ率は循ふなり括の法度に叶ふや否やを見て後矢を發つが如く何事を爲すにもその標準法度に違はざるやうにすべきなり君よくその止る所即ち仁をつしみて成湯の行はれし所に率ひ其の付托を全うせよと也乃祖の行ふ所即ち其度たるをいふ

惟朕以懌萬世有辭。

有辭とは万世の後に迄立派なる名譽の残るなり通常には首分けの言葉に辭の字を用ふれども此の有辭は夫れとは違へり王能く此の如くなるときは動いて過擧なし近くは以て尹が慰悦すべくは遠くは以て後世に譽れ有るべしとなり此康誥に予一人以懌とあり洛誥に汝永有辭とあるに本づく

王未克變伊尹曰茲乃不義習與性成予弗狎于弗順營于桐宮密邇先王其訓無俾世迷王徂桐宮居憂克終允德

王未克變。

太甲性輕脱にして伊尹の懇切なる訓を用ゐず己れの舊習を變ずること能はざるなり此一句史氏の言なり

伊尹曰茲乃不義習與性成。

伊尹三たび進言すれども太甲依然として悛改の心なし伊尹即ち太甲の爲す所を指して曰へらく是れこの不義の事多きは其惡習慣が己れの天性の如くならんとするとなり孔子曰少成如天性習慣如自然の類に本づく

予弗狎于弗順營于桐宮密邇先王其訓無俾世迷

狎は近也弗順

は義理に従はざるを云ふ密邇は親近也我れとは伊尹自らを指す予れは太甲をして其義理に順はざる惡人に近づき狎れて惡習を成さしむることを欲せず故に宮を桐に營み即ち成湯の墓の在る處に親近せしめて朝夕哀思して其善心を興起せしめ是を以て之に訓へて世人をしてこの事につきて疑惑を起さしめざるやうにせんとなり此孟子の伊尹曰予不狎于不順放太甲于桐に本づく

王祖桐宮居憂克終允德。

伊尹太甲を桐宮の居に遷し憂位に居らしめ

たるに此地は即ち先王の陵墓に密通したる地にして左右群小人も自から遠ざかりたれば大いにその非を悔い其汚染を革め大に其善心を興發しよく其祖を思念し以て其信徳を完うするに至れり憂とは喪といふ如し終るとは完うするをいふ。

太甲中

前篇は伊尹の賊によりて嗣王の克く其徳を完うせしことを言ひ此篇に至り其徳信に能く下民に協うて人民大に喜ぶといふを述ぶ。

惟三祀十有二月朔伊尹以冕服奉鬯于亳作書曰民非后罔克胥匡以生后非民罔以辟四方皇天眷佑有商俾嗣王克終厥徳實萬世無疆之休。

惟三祀十有二月朔。

湯元年十一月を以て崩し此に至りて二十有六月三

年の喪終り月を踰えて吉服を着く周の制度なれば君薨すれば其明年新君位に即き更に元年と改む殷の法は君薨して新君直に即位す即ち其年中を新君の元

年と定むるの制なり三祀は太甲即位の三年なり殷にては年を祀といふの定め記事は一年に一周すればなり。

伊尹以冕服奉鬯于亳。

冕は冠也音免首服冠の別名冠とは首服の

總名殷の服制は詳らかなるれども周の服制を以て推せば矢張衰冕とて龍を繪書きて尤も奇麗なるものなり奉は迎ふるなり言ふは太甲三年の喪終りて既に善心にもどりしかは伊尹衰冕吉服を以て太甲を亳の都に奉迎し歸りしなり孟子に太甲頓覆湯之典刑伊尹放之于桐三年太甲悔過自怨自艾于桐處仁遷義三年以聽伊尹之訓己也復歸于亳とあり。

作書曰民非后罔克胥匡以生。

生は生活也伊尹太甲に書を奉して曰く

民は君の政教なければ則ち相正して以て生を營むことの出来ざるものなれば君は民の爲めには父母であるとなり。

后非民罔以辟四方。

民は是れ邦の本なれば君も又民なくんば君たるの

實を擧ぐることも能はず夫れ故に君は民の爲には頭首にして民は君の手足なり之れを以て君は必ず民心を失ふことなく民も又上に對して能く其忠を盡すべ

きなり禮記表記に引太甲曰民非后無能晉以寧后非民無以辟四方に作る、

皇天眷佑有商俾嗣王克終厥德實萬世無疆之休。 眷は顧也休は

慶也伊尹太甲の過ちを改めたるを喜びて先づ此の言を發す其奮躍の意蓋し深し、夫れ太甲不義にして殆んど第二の性を成さんとす然るに一旦翻然として改め悟れるは何如にも人力の能く成す所に在らず、全く天命の商を顧みて陰かに其衷を勝きたるを以ての事ならん、夫れ故に太甲には其徳を終り玉ふならん、向には湯の立て玉ひし基業も將さに墜さんとせしに、今より永く祖宗の基業を保つ有らんとす、之れを賊に萬世無窮の大慶善事と謂ふべきなり、

王拜手稽首曰予小子不明于德自底不類欲敗度縱敗禮以速戾于厥躬天作孽猶可違自作孽不可道既往背師保之訓弗克于厥初尙頼匡救之德圖惟厥終。

王拜手稽首曰予小子不明于德自底不類。 拜手は首手に至るなり、稽首は首地に至り止まるなり、類は善也、不類と然字すれば猶不肯といふと同じ、君にして臣に稽首するは、則ち前過を謝すればなり、太甲自ら痛く前非を悔い、忽

然夢の覺りたる如くして曰はく、予徳に關きが故に自から不善を行うて知らざりきとなり、

欲敗度縱敗禮以速戾于厥躬。 速は召也、戾は罪也、度は法度也、事に就て

言ふ禮は禮義也、身に就て言ふ欲多ければ心關く法度を敗り、放縱なるときは禮儀を敗るが故に罪をその身に招くものなり、太甲自分に於ては是迄情欲放縱にして禮義法度を之れ毀敗し、以て罪を其身に召くことでありき、左傳に子皮曰書曰欲敗度縱敗禮とあり、

天作孽猶可違自作孽不可道。 孽は災也、違は逃也、言ふは天より降り來

る所の災、即ち風雷地震水火の禍等は猶ほ避け逃るゝ道も有り、と雖ども、自ら作し出せる所の災に至りては、自ら火を出せしと同く最早避け逃るゝ事の出來得べからざり、上の欲縱にて禮度を敗りし如きをいふ、孟子に本づく、而して孟子は道を活に作る、禮記緇衣に引きて違に作る、

既往背師保之訓不克于厥初尙頼匡救之德圖惟厥終。 既往は已往也、師保は伊尹を指す、予れ太甲に於ては、前に伊尹の言を信せず其の訓へに隨

はずして、其の徳を修むることなかりき、かく其の初めは克くせざりしかど、今度伊尹の訓に従ひ其徳に頼り、庶幾くは愆まりを正し過を救はれ、一生を善徳を以て終らんことを望むとなり、是れ太甲自身の過を悔ゆる言葉なり、

伊尹拜手稽首曰。修厥身、允徳協于下、惟明后、先王子惠、困窮、民服、厥命、罔有不悦。並其有邦、厥鄰、乃曰、後我后、后来無罰。王懋乃徳、視乃烈祖、無時豫怠。奉先思孝、接下思恭。視遠惟明、聽徳惟聰。朕承王之休、無斃。伊尹拜手稽首曰。此の一句前の王拜手稽首曰に對し、伊尹が又王に拜手稽首して、太甲を敬ひ謹んで復命するなり、

修厥身、允徳協于下、惟明后。言ふは人君たる者其身を修めて謹み、法度を守り禮儀に従ひ以て信徳を下民に及ぼし、民をして其徳に協和せしめ、必ず敗禮敗徳の行ひなければ、民も又夫れに附順して天下安らかなり、斯くの如くなるは是れ即明君なりと、

先王子惠困窮、民服、厥命、罔有不悦。所謂明后とは遠く他に求むるなく、近く先王成湯にあり、先王に於せられては、困窮の民を見ることが已れの子の如

く、是れを惠愛して怠らず、故に其徳下に及び、民其命令に服従し、臣下悉く欣喜愛戴せざるはなし、之れ孟子に至誠にして而て動かさるものは未だ之あらざるなりとある是れなり、

並其有邦、厥鄰、乃曰、後我后、后来無罰。後我后は忻戴の意、后来無罰は仁恵を慕ひ稱するものなり、當時の諸侯湯と並びて國を有つ者、其鄰國の民乃ち湯を以て我君となま、曰く我后を俟つ君來らば夫れ罰なけんと言ふ、之れ自國の唐政を厭うて湯の信徳に歸服するなり、先王誠心民を愛するの効此の如し、所謂允徳協下の謂なり、仲虺の篇に后来らば其れ蘇んと言ふに同じ、孟子も同じ、王懋乃徳、視乃烈祖、無時豫怠。懋は勉也、豫は逸豫也、怠は怠惰也、湯の盤の銘に曰く苟も日に新にし、日に月に新にまて、又日に新にすと、湯の其徳を勉めらる、と此の如き、依て太甲も亦自身の徳を修め、其祖を法とまて以て之を行ひ、寸時も逸豫怠惰することなかれとなり、

奉先思孝、接下思恭。孝は祖徳を思ふを云ふ、恭は驕慢なきを云ふ、孝を思へば敢て其祖に違はず、恭なれば以て其臣を忽にせず、祖先に奉るには孝を以て

して其の徳を失ふとなく、下に接するは恭くして、君たるの道を盡されよと也、
視遠惟明、聽德惟聰。千里を照すの明を以て遠きを視、必ず親近に蔽はる

るなかれ、道義の徳言を聞き決して、儉邪に蔽はさるゝなかれとなり、國語楚辭に
致遠以爲明、聽德以爲聰に本づく、

朕承王之休無斁。

教は厭也、王若未行ふ所此の如くなれば、我れ王の美を承けて決して飽き厭ふとなく事へまつらん、先に奉する以下四事は太甲の嘗て犯せし所の過ちなり、故に反覆丁寧に告戒し、猶ほ終に臨み希望の言を述べしなり、

大甲下

此篇に至り猶ほ徳を脩め治を保つの道を告ぐ、

伊尹申誥于王曰、嗚呼惟天無親、克敬惟親。民罔常懷、于有仁。鬼神無常、享于克誠。天位艱哉。德惟治、否德亂。與治同道、罔不興、與亂同事、罔不亡。終始慎厥與、惟明明后。

伊尹申誥于王曰、嗚呼惟天無親、克敬惟親。

申誥は重ねて告ぐるな

り、天の人を親む刑に親疎あるなし、惟能く敬する者にして、而る后ちに天之れを親むものなり、此篇全く蔡仲之命と複すと後案之を辨する詳らかなり、

民罔常懷、于有仁。

民の歸する所の者も又全ぶ常に一定せる者に非ず、唯仁政を以て愛育する明君を之れを望み、始めて夫れに歸服するなり、

鬼神無常、享于克誠。

鬼神の享くる所の者も又常ならず、人の能く誠信を以て祀る者あれば之れを享く、決して人を限れるにあらず、

天位艱哉。

人君たる者は天位にありて民を治むるものなれば、夫何んぞ易く之を爲し得べけんや、則ち我身に徳を治むることを要す、之れを分ければ三となる、一に敬、二に仁、三に誠、即ち上に擧げたる者は是なり、而して其の教ふべき天下の窮民四つあり、曰はく、鰥寡、孤、獨、之れなり、孟子に、老いて妻なきを鰥と云ひ、老いて夫無きを寡と曰ひ、老いて子なきを獨と云ひ、幼に志て父母なきを孤と云ふと、此の四者は天下の窮民に志て而も告ぐる事なき者、王者は先づ此の四者を恵むと、孟子梁惠王下篇

德惟治、否德亂。

政を爲すに右三徳、即ち敬、仁、誠の徳ある時は世は平かどな

何

り若き此の三の徳なければ世は忽ち亂を來す慎まざる可からず

與治同道罔不興與亂同事罔不亡 古の治まる所以は此の三者全き

の致す所なり故に之れと道を同じくすれば必ず興る又之れに反して古より國の亡ふる所以は必ず此の徳備はらざる故なり依りて後世之れに習へば國を保つこと能はず賊に見易きの道理なれば心を用ゐて深く慎むべきことなり

終始慎厥與惟明明后 治亂の分るゝ所何如と顧み自ら其の與に於る所

を知りて始めに治と與にせは以て興るべし終に亂とにせは必ず亡ぶ故に始終を一にせは惟れ明々の君たりと此事上篇には惟明后と言ひ此の篇には惟明々の后と云ふ其意一なり始ありて終なきは人君の常弊なり故に此言あり

先王惟時懋敬厥徳克配上帝今王嗣有令緒尙監茲哉若升高必自下若陟遐必自邇無輕民事惟難無安厥位惟危慎終于始有言逆于汝心必求諸道有言遜于汝志必求諸非道

先王惟時懋敬厥徳克配上帝 上に厥與を慎めといひしが其與にすべきは先王に若くなし故に先王云々の事を擧ぐ先王成湯は終始其のくみする

何

ところを擇び勉めて其徳を修り能く其天意に配して之を行へり

今王嗣有令緒尙監茲哉 令は善也今王に於かれては先王の善き緒業

を繼きて有てり宜く夙夜先祖成湯の天徳に配する所の者を視て以て之れに法らるへしとなり

若升高必自下若陟遐必自邇 太甲に告ぐるに進徳の序を以てする言

業なり中庸にも君子の道を論ずる事の喻に譬へは遠に行くに必近きよりす高きに登るに必ず卑きよりすと徳を進め業を修むるも亦此の如くならざるべからず即ち下を起す言葉なり

無輕民事惟難 民の事を輕ざるなく必之を重難し輕ろくしく民を使ふ勿れ

無安厥位惟危 常に自ら其の位を安しとせず危懼して以て之れを守れ

さすれば位を保ち終りを全うすること明らかなり

慎終于始 始あれども終あるは稀なればその始のときによく終りを

慎まれよ必ず過ちなからんとなり

有言逆于汝心，必求諸道。

(三三)

人言の汝の心に違ふことあらば道理を以て其
意義を考へ、道にかなひし者なれば宜しく之れを藏めよ、とかく鯁直の言は受け
難きものなれば心に逆へばとて猥りに之を拒絶すべからず、

有言遜于汝志，必求諸非道。

遜は順也、人の言葉にまて汝の心に順ふあ
らば、まづ非道を以て之を察せよ、甘言は身に害あるもの多く、且つ受け易きが故
に、輕卒に之れを容るゝこと勿れと云、

嗚呼、弗慮胡獲、弗爲胡成。一人元良、萬邦以貞。君罔以辯言亂舊政。臣
罔以寵利居成功。邦其永孚于休。

嗚呼、弗慮胡獲、弗爲胡成。一人元良、萬邦以貞。

胡は何也、一人は天子
をいふ、元は大也、良は善也、貞は正也、言ふは何事にもあれ克く、念ひ、謀らされ
ば獲ることなく、進みて爲さざれば成ることなし、故に常に道徳を念ひて之を獲
んことを勉め、善政を行ひて其完成せんことを思念せば、則ち善其身に成就せま
ことに有徳の君となるべし、人君一人かくの如くなれば、民其の徳に懷き、其感化
を受けて、背正に歸し、然る後ち天下は安らかなり、

君罔以辯言亂舊政。

壯年銳意の君あれば、臣下の事功を好む者其機に乗
じて己れの辯口を進め、先王の法度を攪亂するは古今の常態なり、故に伊尹之を
慮り預め戒めたるなり、言を巧みにまて先王の法や政を亂しなすれば、國家の
顛覆すること炳かなり、故に、必ず喋々たる利口を信じ、以て舊政を亂ることある
なかれ、

臣罔以寵利居成功。

功成り名遂げて身退くは臣の道なり、故に天下治り
て圓満無缺の世とならば、臣は君の寵利を待み貪りて永く功に居ることなから
んと、臣たるの道なり、

邦其永孚于休。

孚は信也、君臣各々其道を以てせば、國家則ち安全に保ち
て其の美を長くまこととするを得ん、臣罔以寵利居成功の句を以て、伊尹自
から退かんとする爲め、預め此言を爲せるなりといふ説あれども、穿鑿に近し、何
となれば、寵利を貪り何時迄も固着し居るは所謂賢路を妨ぐる者にして、國家無
事の日に當りては、引退以て貪らざるの風を成すは尤も大臣の局量ある者とい
ふべし、故に伊尹の意は、當然の臣道として述べたるなり、

咸有一德

此の篇も亦前篇と全しく訓體なり、伊尹政を太甲に復し致仕して歸らんとするに際し、太甲位に即くの後其の徳の純一ならざらんとを恐る、因りて此の訓戒を以て太甲に告げまなり、咸有一徳とは惟尹躬暨湯咸有一徳とあるより取り出し、て此篇の名目となせるなり、此の篇は今文に無く古文にのみあり、

伊尹既復政厥辟、將告歸、乃陳戒于徳、曰、嗚呼、天難諶、命靡常、常厥徳、保厥位、厥徳靡常、九有以亡。

伊尹既復政厥辟、將告歸、乃陳戒于徳。伊尹既に政を太甲に還し、將に

老を告げて、我が邑に歸らんと志徳を述べて以て太甲の戒となす、

曰嗚呼、天難諶、命靡常。諶は信也、嘆息して言へらく、嗚呼、天の信と志難

きは其の命の常なきを以てなり、故に天命をたのみて徳を輕んずる勿れとなり、

常厥徳、保厥位、厥徳匪常、九有以亡。九有は九州也、天下と云ふに全じ、

夫れ天命常ならずと雖も、而も徳ある者に於ては常あり、故に若き君の徳常ある

ときは則ち天命も亦常にして、其の位を保つを得、之れに反して、君常の徳なけれ

は天命定まらずして國家必ず亡ぶるに至る、慎まざる可からずとなり、

夏王弗克庸徳、慢神虐民。皇天弗保、監于萬方、啓迪有命、眷求一徳、俾

作神主、惟尹躬暨湯、咸有一徳、克享天心、受天明命、以有九有之師、爰

革夏正。

夏王弗克庸徳、慢神虐民。

庸徳は常徳なり、終始其の徳を一にして變せ

ざるをいふ、天命は則ち常なり、さて夏桀は其の徳を常にせず、又神明を敬せず、下

民を恤まず、唯暴虐を肆にせり、

皇天弗保、監于萬方、啓迪有命。

啓は開也、迪は導也、夫れ天に於て桀の爲

す所に安んぜず、人民の虐遇を救はん爲め、廣く萬方に亘りて天命を保つ者を視

て以て之れを開き導き、之に大命を授けんとすとなり、之れ上に所謂天難諶命靡

常といふを事實の上より證明せんとせるなり、

眷求一徳、俾作神主。

一徳は常徳也、神主は百神の主なり、成湯の君臣に於

いては皆難らず息まざる常道を有てり、故に天之を以て桀に代り、天地神祇を主

らしむ、百神の主は即ち天子とならしむることなり、

惟尹躬暨湯咸有一德。克享天心，受天明命，以有九有之師，爰革夏正。
正。 享は當也。湯の君たる能く天の心に當るが故に、天の明かなる大命を受け得たり。是に於いて九州の万民を率ゐて夏を征伐せしに、本より天命を受けたる湯のことなれば、向ふ所敵なく、遂に之れに勝ちて、夏の建寅の正を改め、建丑の正となせり。コレ道常あれば則ち天命亦常ある證なり。惟尹躬及湯咸有一德の句は禮記緇衣篇に見えたり。

非天私我有商，惟天佑于一德。非商求于下民，惟民歸于一德。德惟一，動罔不吉。德二三，動罔不凶。惟吉凶不僭在人，惟天降災祥在德。

非天私我有商，惟天佑于一德。 サテ天に於ては敢て商王に私するにはあらず、唯之れ鹹一の德を佑助する所以なり。故に湯の夏桀を亡ぼして、以て商に王たる所以は、是れ偏に一德の致す所なりと知るべしとなり。

非商求于下民，惟民歸于一德。 此の句は前句の對語にして別に深意あるにあらず。所謂商王則ち成湯に於かれては、自ら力らを致して以て民心を求めしにはあらずして、湯王の一德、民をして自然に歸せしめたる者なるを云ふ。

德惟一、動罔不吉。德二三、動罔不凶。 二三は雜也、一ならざるを云ふ、時

經に士也罔極二三其德とあり、德之れ單一純粹なるときは往く所として、凡て吉ならずと云ふことなし。然るに之れに反して、德若し一ならずるときは、往く所として凶ならずと云ふことなし。

惟吉凶不僭在人，惟天降災祥在德。 僭は差也。不僭在人は、在人、不僭と

いふは同じ、人夫れ善を行へば則ち吉なり、惡を行へば必ず凶を受く、是れ決して差はざるものなり。抑、天の民に災祥を降すや、唯德の如何にあり、德一なるときは天之れに降すに吉善を以てす、若し德一ならずして、雜駁なる時は、則ち天之れに下すに災害を以てす。

今嗣王新服厥命，惟新厥德。終始惟一，時乃日新。任官惟賢材，左右惟其人。臣爲上爲德，爲下爲民。其難其慎，惟和惟一。

今嗣王新服厥命，惟新厥德。 服厥命は天命に就くなり、即ち王たるの命を受けしを云ふ。新厥德は怠る勿れと戒むる。今嗣王即ち太甲に於かれては、新に位に就き、天の命に服従せられたれば、德も亦隨ひて當に新たなるべきことな

り其徳を新たにする。要は唯純一の常德を有つことに心を用ゐるにありのみ、終始惟一、時乃日新。時は是也、かく徳行を勤むるに終始怠らず常に有つて間斷なきときは是れ乃ち日に新たる所以なり。

任官惟賢材、左右惟其人。賢は有徳の稱也、才は才能也、左右は輔弼の大員也、言ふは官に任ずるには必ず賢才の人を以てすべし、賢才の人にあらずれば必ず任ずべからずとなり、亦左右の輔弼を選ぶには必ず忠良の者を以てすべし、若し忠良の人にあらずるときは以て相將と爲すべからずとなり。

臣爲上爲徳、爲下爲民。夫れ人臣の職たるや、上を奉じて徳を布き下に順ひては民の爲めに謀る可きなり、決して其私する所の者を任用し、叛上亂下の行あらしむべからずとなり。

其難其慎、惟和惟一。君に於きても人を任用することを易しとすることなく、甚だ難きと思ひて慎を加へ以て輕ずるなくば、群臣は心を一和して君に事へ政は善美となり、國は泰らかに治まるなり。

徳無常師、主善爲師。善無常主、協于克。一俾萬姓咸曰大哉王言。又曰

一哉王心。克綏先王之祿、永底烝民之生。

徳無常師、主善爲師。師は法也、徳は善の總稱也、善は徳の實行也、上の文にて無常師とは一を執るべからざるを云ふ、徳とは即ち一方に限るに非ず、唯善にて主となし、宜しく夫れを師法とすべきなり、知勇ありと雖も善之が主たる無ければ、其の勤くや徳なり。

善無常主、協于克。一。協は合也、一は其の本原統會の處也、善は一に原く、行一に協はざるるときは、則以て萬殊一本の妙に達すること無きなり、克一は能く之を一にするの謂也、言ふは能く一に合するを以て、初めて善と爲すを云ふなり、俾萬姓咸曰大哉王言。かくの如くなれば、万姓をして王の言大なる哉といはしめん、これその君の徳一なるを感ずればなり。

又曰一哉王心。萬姓が王の言の大なるは、其心の一なるに本くを知りてかくいふなり、感應の理自然にまて然り、以て人心の欺くべからず、誠の掩ふ可からざることあらはすものなり。

克綏先王之祿、永底烝民之生。

祿は先王の守る所の天祿也、烝は衆也。

言ふは王たる者萬姓をえて此の如くならしむれば、則ち能く先王の寵祿を保安し、長く民の生活を爲す所以の道を致す、是れ即ち明王の事なり。

嗚呼、七世之廟、可以觀德。萬夫之長、可以觀政。后非民罔使、民非后罔事。無自廣以狹人、匹夫匹婦、不獲自盡、民主罔與成厥功。

嗚呼、七世之廟、可以觀德。七世之廟は、天子の制にして、三昭三穆と太祖の廟にして七なり、夫れ徳あるの王は必ず祖宗たれば、則ち其廟を毀つことなきなり、故に曰、七世之廟以て徳を觀るべしとなり。

萬夫之長、可以觀政。夫れ天子萬民の上にありて、政教並ひ立ち、民を恵むに仁を以てせらるれば、民自ら其徳に歸服し、而る後天下の百姓悉く悦服す、故に曰く萬夫の長以政を觀るべしと、伊尹乃ち歎息して言へり、徳政の治否後世に見はれ、從うて當時に服する所の者又決して掩ふへからざる者此の如きことありと。

后、非民罔使、民非后罔事。是れは所謂君民一體の事を述べ、罔使罔事は即ち上篇の、民后に非らざれば克く胥匡して以て生ることなし、又后民にあらざ

れは以て四方に辟たることなしの意と同じきなり、今又かさねて君民の相ひ須つこと必要を云ふなり、太甲敢へて忽せにせざらんことを深く誠しむる者なり、抑も君たる者は民を使ふを以て自ら尊としなし、民も又君に事ふることを以て自ら任務として生活を營むべき筈なるを云ふ。

無自廣以狹人、匹夫匹婦、不獲自盡、民主罔與成厥功。上に於て

若し苟も自ら尊大にして、人を狹小なる者とし侮るの心あらば、匹夫匹婦も又自ら上に盡すことを得ざることあるなり、されば一善備らずして、民も主も與に其功を成すことなきに至るなり、伊尹乃ち篇の終りに於て、其警戒の意を致す、而て言外の旨即ち其所謂一なるものを推し廣むること此の如し、嗚呼、精粹にして雜ることなきものは一なり、終始間なき者は一なり、萬善を括る所の者は之れ則ち一なり、一は夫れ古今に通じ上下に達して萬化の原、萬事の幹たるものなり。

盤庚上

盤庚は陽甲の弟なり、陽甲は湯の八世の孫、祖乙の子、祖乙耿に都してより河水に圮らる、盤庚に至り般に遷らんと欲して衆に謀る、然る所大家世族は土に安じ遷

を憚かり相告げて不遷論を唱ふ、小民は又利害に感うて適きて居を有つを欲せず、ソコヲ盤庚諭すに遷都の利不遷の害を以てす、上中二篇は未だ遷らざる時の言にして、下の一篇は既に遷て後の言なり、王氏か云へるには、上篇は群臣に告げ、中篇は庶民に告げ、下篇は百官族姓に告げしなりと、左傳には此の篇を盤庚の誥と曰ふと謂へり、實に誥の體にてあれは然ることなり、三篇共に今文古文皆有り、但今文には三篇を合せて一と爲せり、

盤庚遷于股、民不適有居、率籲衆感、出矢言、曰、我王來既、爰宅于茲、重我民、無盡劉、不能胥匡、以生、卜稽曰、其如台、先王有服、恪謹天命、茲猶不常寧、不常厥邑、于今五邦、

盤庚遷于股、民不適有居。 盤庚は殷王名也、殷は河南の偃師にあり、適は往也、盤庚殷に遷らんと欲して衆に謀る、然るに、民に於いては往いて居を有つことを肯せざるなり、

率籲衆感、出矢言。 籲は呼也、音諭、矢は誓也、感は憂也、民遷ることを欲せざるを以て、ソコヲ盤庚は衆憂の民を率ひ、呼んで誓の言を出して、以て之れを諭せ

るなり、周氏か曰く、商人、殷と稱することは盤庚より初まると、此より以前は惟商と稱せしが、盤庚都を遷してより後は、則ち殷商兼稱することあり、或は只殷のみ稱することもありしなり、○感、説文、劓作戚、江聲曰、戚は近也、羣臣相助かすに浮言を以てせしかば、衆近習の人を呼びて之を諭せるなりと、先づ近きを諭して遠きに及ぼす順序によれば、江聲の説從ふ可きに似たり、

曰、我王來既、爰宅于茲、重我民、無盡劉。 曰は盤庚の言也、劉は殺也、盤庚曰く、我が先王祖乙の來りて、朕に都するや、固に我民の生を重んじてなり、何ぞ之を盡く死に致さんと欲するにあらんや、

不能胥匡、以生、卜稽曰、其如台。 然るを、民適不幸、水患に遭逢し、蕩析離居して相救うて以て生ずること能はず、之れを卜に稽ふるに亦曰く、此地我民を安んずるとなし、故に宜しく此の歌の地を遷るに加かすと、江聲曰く、言ふは、今民蕩析離居して相救ふと能はされば、其勢都を遷さざるべからず、故に卜に稽へ問うて曰く、其れ之を如何して可ならんとなり、如台の奈何と、同じ前に辨せり、此亦江氏を可とす、

先王有服恪謹天命茲猶不常寧

服は事也先王に於かれては若し一

且天下に事あるときは必ず天命を恪み謹んで敢て聊かも違越することなし故に敢て安すると云ふとなく敷其居を遷せしとあり

不常厥邑于今五邦

上の如く民を以て心となし其の邑に安するを爲

さず今日迄に五遷せられたり即ち湯は商邱より亳に遷り仲丁は亳に遷り河亶甲は相に居り祖乙は耿に居れり蔡係五邦を以て五遷となし盤庚の般に遷るを

も敷ふるは先王の文字にも差支へありて非なり

今不承于古罔知天之斷命矧曰其克從先王之烈若顛木之有由孽

天其永我命于新邑紹復先王之大業底綏四方

今不承于古罔知天之斷命

今先王に承けて遷らざんばかへりて上天

の我が命を斷絶するやも謀り難きことなり

矧曰其克從先王之烈

矧は亦也天將に命を絶たんとす尙ほ之れを知る能はずば况して其能く先王の大烈に従ふと謂を得んや

若顛木之有由孽

顛は仆也由は古文由に作る木枝條を生ずるなり顛木の

は耿に營へ由葉は般に營ふる也言ふは今耿より般に遷り更に昌盛を求むるは已に仆れたる木にして養ひ全ければ復た再び枝條を生ずるか如きなり

天其永我命于茲新邑

天夫れ我が國家の命を此の新邑に於て永うせ

んとす是を以て宜しく先づ般に徙り以て居を彼の地に定めざるへからすとなり

紹復先王之大業底綏四方

若し又彼の地に至らば再び先王の大業

を繼ぎ而して四方を安んずることを致すを得んとなり

盤庚敷于民由乃在位以常舊服正法度曰無或敢伏小人之攸箴王命衆悉至于庭

盤庚敷于民由乃在位以常舊服正法度

敷は教也服は事也耿の地

たるや瀛鹵塾隘にして而して沃饒の利あり惟ふに此地は小民に利あらずして則ち巨室に利あり之れを以て巨室の者は徙ることを悦はず相助かすに根もなき浮言を以てす小民は利害に惑うて亦相與に咨怨す間々能く利害の實を審にして遷らんと欲する者あれども遂に又在位の者の爲めに排擧阻難せられて自

ら其意を上に通ずること能はず故に盤庚に於ては能く其事を知り且つ其民を教ふることも必ず朝廷在位の臣よりす而して其在位に教ふる所以の者は亦一切の法を作爲して以て之を整へ且つ齊ふるに非ず惟先王の常舊遷都の事を擧げて以て其法度を正すにあり

曰無或敢伏小人之攸箴

箴は規也然も先づ法度を正す所以の者は亦他有るにあらざる惟在位の臣を志て敢て小人の箴規する所を伏匿する或ることなからざるにあり言ふは小民の漏齒蟄隘を患へて正さに遷らんと欲して而て言を以て其の上を箴規する者あるを汝等必ず夫れを遏絶して自ら違ふことを得ざらしむることを爲すなかれとなり

王命衆悉至干庭

衆は臣民共に在也王はソコテ羣臣以下悉く庭に至らしめて下文の訓告を聽かしむ史氏將さに下の文則ち盤庚の訓辭を述べんと欲して先づ此の言を發するなり

王若曰格汝衆予告汝訓汝猷黜乃心無傲從康古我先王亦惟圖任舊人共政王播告之修不匿厥指王用丕欽罔有逸言民用丕變今汝

聒聒起信險墮予弗知乃所訟

王若曰格汝衆予告汝訓

若曰とは當時の言を盡すに非ず大意此の若きなり吾今汝に告ぐるに法教を以てすとなり是れ盤庚衆に對しての辭なりと雖其實は在位群臣のために而も之の言を發する者なり江聲は此以下を以て盤庚王の言を述ぶるにて猶ほ多士多方に周公成王の命を述ぶる者の如しとなす此既從ふべし

汝猷黜乃心無傲從康

汝猷黜乃心は汝か私心を以て謀ることを去れよとなり言ふは汝等宜しく上に違ふの心を退けて必ず上の命に倣りて己か安しと思ふ方に從ふことなかれ其所以は若し上に倣るときは則遷ることを肯んせず又康きに從ふときは遂に遷ること能はず此の故に二つの者は宜しく黜くべき所の私心なり之れを黜げざれば以て事を成就すべからずとなり猷は禁傳に謀なりとあり江氏は猷を盤に作り助語辭となす

古我先王亦惟圖任舊人共政

先王は大事あれば敢て一己の獨斷に任せず必ず舊人に謀り任し政を共にせり

王播告之修、不匿厥指。夫れ先王に於て人に布告する所あれば、舊人等は之爲めに王の意思を奉承し、其の美意を治めて一々下民に傳説し、能く其指意を發揚し取て隱匿するをなさず。

(二四八)

王用丕欽、罔有逸言、民用丕變。

逸は過也、前文の如くなれば王も亦大

に其政教を敬み、又過言の以て衆の聽を惑はすなし、故に民用て大に化に従うて敢て我が心を用うるなかりき、是れ君臣一體なれば化の下に及ぶ大なるをいふ、今汝聒聒起信、險膚予弗知、乃所訟。

聒々は喧嘩なり、今爾ち内に在

ては能く小人の箴る故をかくし、外に在ては則ち吉言を百姓に和せず、聒々とかまひすしく多言するのみ、而して信を民に起す者皆險峻と正しからず、膚淺と淺はかなるの說なり、我れに於ては汝等が告げ訟ふる所果して何の謂れなることを更に曉らざるなり、ソモ所謂舊人と云ふ者を詳にするに、世臣舊家の人にして決して老成人と云ふ程の人にはあらざるなり、而て遷都を沮むものは此の世臣舊家の人に多きなり。

非予自荒、茲德惟汝含德、不惕予一人、予若觀火、予亦拙謀、作乃逸、若

網在綱、有條而不紊、若農服田力穡、乃亦有秋、汝克黜乃心、施實德于民、至于婚友、丕乃敢大言、汝有積德。

非予自荒、茲德惟汝含德、不惕予一人、予若觀火。

荒は廢也、盤庚曰

く、我れ今此の所を徙さんと欲するものは、敢て此の德即ち君臣德を一にするを廢るにあらず、必ずや大に謀る所あればなり、然るに汝我か命に従はず、其含む所の惡徳但我を畏懼せざるのみ、吾れに於て既に汝の情を視ること、火を視るより明かに知れり、何んぞかくすことを得んや。

予亦拙謀、作乃逸。

逸は過失也、我れも亦汝を威脅して輕易に遷徙し自ら

此の德を荒みすつことは致さぬ、是れ畢竟我れの拙謀にして、命を制すること能ずして却つて汝の過失を成せり。

若網在綱、有條而不紊、若農服田力穡、乃亦有秋。

紊は音問亂也、穡

は耕稼也、綱は大繩也、下の上に從ひ小の大に従ふは是れ綱の綱に繫かりて各其條理を保ちて亂れざるが如しとなり、此の喻は前の傲なきの戒を申ぶ、農穡を勤むれば、則ち秋有り、下上に承くれは、則ち福あり、之れは今遷徙勞苦の困難は致す

(二四九)

とも必ず永く汝の家を建つることの大に利あることに喩ふる者なり、即ち前の康に從ふの戒を申ふるものなり。

(三五〇)

汝克黜乃心、施實德于民、至于婚友、丕乃敢大言、汝有積德。當時

商の世家大族、官を造て以て遷徙を惡み、小民を悦ばしむるを以て已れが徳と爲さんと欲する者、往々之れあり、故に之に告げて曰へらく、是れ何んの徳か之あらん、汝何ぞ能く汝が上に違ふ所の私心を退けて、實徳を民に與へ、汝が婚姻僚友に施さざるや、勞して功なきは實徳にあらず、汝宜しく勞して功あらば則ち敢て大言して曰はん、我れに積徳ありと、然らは何んぞ民の歸せざることやあらんと、なり、積徳と云ふは亦世家大族に教ふるの言なり、前の汝黜乃心の戒を申ふる者なり。

乃不畏戎毒于遠邇、惰農自安、不畷作勞、不服田畝、越其罔有黍稷。汝不和吉言于百姓、惟汝自生毒。乃敗禍姦宄、以自災于厥身。乃既先惡于民、乃奉其恫、汝悔身何及。相時儉民、猶胥顧于箴言、其發有逸口、矧予制、乃短長之命。汝曷弗告朕、而胥動以浮言、恐沈于衆、若火之燎于

原不可嚮邇、其猶可撲滅、則惟爾衆自作弗靖、非予有咎。

乃不畏戎毒于遠邇、惰農自安、不畷作勞、不服田畝、越其罔有黍稷。

戎は大也、昏は強也、汝群衆夫れ今徙ることを欲せず、汝が沈溺の遠近を大害するを畏れずして、而て勞を憚りて決せざるは、恰も猶ほ怠惰の農の強力して勞苦の事を爲さず、耕稼を怠りて、終に秋に及んで黍稷の有る無きか如し、黍稷の多收を望まば、宜しく先づ其初めに於て勤めざるへからずとなり、此の章再び農を以て喩ふ、之れ即ち前の康に從の害を言ふなり。

汝不和吉言于百姓、惟汝自生毒。吉は善也、此の汝は在上者を云ふ、公

卿の百官を喩化和合することのてきざるは、是れ則ち自らの害毒を招く所以なることを責むるなり。

乃敗禍姦宄、以自災于厥身。姦は内の仇也、宄は音軌外の仇也、言ふは汝

衆民相率ゐて共に徙ることをなさざるは、是れ則ち内は敗れ、外は禍を蒙り、仇敵内外より襲ひ來り、其身遂に逃るへからざるの災に及ばん。

乃既先惡于民、乃奉其恫、汝悔身何及。恫は痛也、音通群臣徙ることを

(三五〇)

欲せざれば再び懸險すらく夫れ徙ることをせざれば是れ吾れ民に先つに惡を以てするなり若し徙らざれば忽ち禍敗の汝の身に來るあらん其時に及んで痛む所を奉持して之れを悔ゆとも最早及ぶ所なし故に未だ禍害の來らざる前に速かに遷徙するに如かずとなり

相時儉民猶胥願于箴言其發有逸口矧予制乃短長之命 儉民

は利口の小民也逸口は過言也言ふは儉利の小民も尙箴誨を相顧み其の口に發動する所の過あらんことを恐る況んや我れ汝の死生の命を制する者にして尙誰々恐るに我に從はざるは是れ其智の小民にだも若かざるものと云ふべし汝曷弗告朕而胥動以浮言恐沈于衆 曷は何也恐とは是れを恐動するに禍患を以てするを謂ふ也沈は之を罪惡に沈陥するを云ふ也抑も群臣等は其情を以て上に告げずして却つて相恐動するに根もなき浮言を以てして徙ることを成さず衆民を恐喝して沈溺の害にかゝらしむるや

若火之燎于原不可嚮邇其猶可撲滅 言ふは火の野原を燎くとき

は其火炎容易に嚮ひ近づく可らず然れ雖其盛なる勢熾も尙は撲滅するに敢て

難からず其の如く浮言も勢力あるが如く見ゆれども所謂無源の水の如く決して永く信用を保つへからず即ち刑戮を以て之を絶ては決して絶ち難き事はあらざるなり

則惟汝衆自作弗靖非予有咎 靖は安和也咎は過也今汝禍の及ぶを

知らず是れ我が過ちにはあらず則ち汝自分が安和を求めざるの致す所なればなり此章反復辨論して以て上に傲るの害を言ふ

遲任有言曰人惟求舊器非求舊惟新古我先王暨乃祖乃父胥及逸勤予敢動用非罰世選爾勞予不掩爾善茲予大享于先王爾祖其從與享之作福作災予亦不敢動用非德

遲任有言曰人惟求舊器非求舊惟新 遲任は古の賢人也遲任言ふ

ことあり曰く人は宜しく常に舊人を使ひ道具は成るべく新器を用うべしとなり夫れ人奮き時は事に習ひ經驗あり然れども器は則ち蔽る今汝徙らざるは此の理を喻らざるなり器を以て國邑に譬ふるなり

古我先王暨乃祖乃父胥及逸勤予敢動用非罰 胥は相也非罰は

當さに罰すべき所にあらざるなり、言ふは先王及び乃か祖、乃か父、相與に其勞逸を同くす、子孫宜く之れに法とるべき所なり、汝等能く之に法らば、我豈に敢て非罰を動し用ひて汝に加ふるならんや、

世選爾勞、予不掩爾善。

世々は一世に非ざるなり、勞は王家に勞する也、

選は數也、我れは先王以來世々汝父祖の功勤を數ふ、故に予も亦汝の善を掩蔽せざるなり、是れ汝の爲めに我れの盡す所なり、

茲予大享于先王、爾祖其從與享之。

大享は蒸嘗也、古者天子功臣を錄

し、其功を以て廟に配食す、之れを以て先王には爾の祖父と臨みて上にあり、實せは旁らにありて、終始君臣の離れあることなし、故に吾も亦汝等と離るべからざるの義あるなり、

作福作災、予亦不敢動用非德。

善自から福を作し、惡自から災をなす

先王乃祖寔に臨みて上にあり、吾れ今簡ひ用ゐる所の事は皆先王と爾か父祖との心に從ふなり、故に敢て非罰を動用して汝に加へず、又非德を以て汝を賞することをおさんや、必ず汝の善惡に從つて之れを報すべし、

予告汝于難、若射之有志。汝無侮老成人、無弱孤有幼。各長于厥居、勉出乃力、聽予一人之作猷。

予告汝于難、若射之有志。

難は遷徙を謀るの難を言ふ也、今予れ汝に諭

へを以て事を行ふの難きを告ん、當さに射の準志目的とする所あるが如し、必ず志す所にて乃ち善し、都を遷すと固より易き事に非ず、又當時の臣民、上に傲り康に從ひ遷徙を肯んせず、然れども我か志遷を決すること、射る者の目的を定めて中つるを必せし如し、決して輕易に發せしにあらざ、最早政の道を爲すに於ては既に其目的を定め號令を發せし以上は、中ころ止むべきにあらざとなり、

汝無侮老成人、無弱孤有幼。

侮は蔑也、弱は之を少しとするなり、意ふに

當時老成孤幼を省みずして説を爲す者ありしならん、故に之れに告ぐるに老を尊ひ、幼を恤み、孤幼をして害を受けざらしめん事を諭せしなり、

各長于厥居、勉出乃力、聽予一人之作猷。

盤庚下に勅すらく、老幼に

至るまで各々其居に長く安せしむるの法を考へ、勉めて心を盡し、力を出して、我遷徙の謀を聽けとなり、

無有遠邇用罪伐厥死用德彰厥善邦之不臧惟汝衆邦之不臧惟予一人有佚罰凡爾衆其惟致告自今至于後日各恭爾事齊乃位度乃口罰及爾身弗可悔。

(二五六)

無有遠邇用罪伐厥死用德彰厥善。用罪は猶惡を爲すと言か如し用

德は之れ亦善をなすと言に同じ伐は誅也言ふは吾に於ては聊かも遠近親疎の別あるなし之を待つこと一の如し唯罪あらば之れを懲し必ず犯すこと勿らしめん爲めに之を伐ち殺さん德を用ひ善を行ふ者は之を明かにし勸慕せしめ鏡うて善を爲さしめんとなり。

邦之臧惟汝衆。之れを以て爾邦の善なるは惟れ汝衆民の能く其德を用ゐるが故なりと善を下に歸するなり。

邦之不臧惟予一人有佚罰。佚は音逸失也過也己れを罪するの義を云ふ夫れ邦の不善なるは惟れ我一人其罰にあたるべしと。

凡爾衆其惟致告。致告は告げて以て各衆民をして相戒めしむると也。

自今至于後日各恭爾事齊乃位度乃口。今より以往各々其職事を

奉じ汝の位を齊正し以て汝の口を法度にし妄りに浮言をなす如きこと勿れ。罰及爾身弗可悔。若し然らずして我謀事に從はずんば止むをえず罰を汝の身に及ぼさん其の時に及んで如何に後悔すとも夫れ將た何んぞ及ふべけんやと諄々として告戒怠らざる盤庚の量の大なる知るべきなり太平に流れし姑息の臣民を諭す誠に難しと云べし。

盤庚中

盤庚作惟涉河以民遷乃話民之弗率誕告用直其有衆咸造勿喪在王庭。

盤庚作惟涉河以民遷。孔傳は河を渡るの法を爲して民を用て徙ると

せり作字鄭玄は造作の作と讀み河を渡るの器具を作れるなりとせり從ふべし。涉は徒涉をする字なり然れども黃河は徒歩にて渡るべからず故に徒涉の意に非るは明かなり古は涉を澗と同じに用ゐたるなるべし孔傳は涉字あるに由りて河を渉るの方法を爲せりと見たるなるべし非なり。

乃話民之弗率。話は會合なり民の遷都に從はざる者を會合したるなり。

(二五七)

無有遠邇用罪伐厥死用德彰厥善邦之臧惟汝衆邦之不臧惟予一人有佚罰凡爾衆其惟致告自今至于後日各恭爾事齊乃位度乃口罰及爾身弗可悔

(二五〇)

無有遠邇用罪伐厥死用德彰厥善 用罪は猶惡を爲すと言か如し用

德は之れ亦善をなすと言に同じ伐は誅也言ふは吾に於ては聊かも遠近親疎の

別あるなし之を待つこと一の如し唯罪あらば之れを懲し必ず犯すこと勿らし

めん爲めに之を伐ち殺さん德を用ひ善を行ふ者は之を明かにし勸懲せしめ競

うて善を爲さしめんとなり

邦之臧惟汝衆 之れを以て爾邦の善なるは惟れ汝衆民の能く其德を用

ゐるが故なりと善を下に歸するなり

邦之不臧惟予一人有佚罰 佚は音逸失也過也己れを罪するの義を云

ふ夫れ邦の不善なるは惟れ我一人其罰にあたるべしと

凡爾衆其惟致告 致告は告げて以て各衆民をして相戒めしむると也

自今至于後日各恭爾事齊乃位度乃口 今より以往各々其職事を

奉じ汝の位を齊正し以て汝の口を法度にし妄りに浮言をなす如きこと勿れ罰及爾身弗可悔 若し然らずして我職事に從はずんば止むをえす罰を汝の身に及ぼさん其の時に及んで如何に後悔すとも夫れ將た何んぞ及ぶべけんやと諄々として告戒怠らざる盤庚の量の大なる知るべきなり太平に流れし姑息の臣民を諭す賊に難しと云べし

盤庚中

盤庚作惟涉河以民遷乃話民之弗率誕告用亶其有衆咸造勿喪在王庭

盤庚作惟涉河以民遷 孔傳は河を渡るの法を爲して民を用て徙ると

せり作字鄭玄は造作の作と讀み河を渡るの器具を作れるなりとせり從ふべし

涉は徒涉をする字なり然れども黃河は徒歩にて渡るべからず故に徒涉の意に

非るは明かなり古は涉を渡と同じに用ゐたるなるべし孔傳は涉字あるに由り

て河を渉るの方法を爲せりと見たるなるべし非なり

乃話民之弗率 話は會合なり民の遷都に從はざる者を會合したるなり

(二五七)

然るに孔傳にては善言と説き、民の教に循はざる者に善言を發すとせり、迂なる讀方なり、從ふ可からず、

誕告用亶其有衆。　は孔傳にては大いに誠を用ゐるを其有衆に告くと讀めり、然るに祭傳にては大いに告くるに誠を以てす其有衆にと讀めり、有衆の字は句の上下に係るものとせり、古文往々其例あれば或は然らん、孔祭の主なる異點は亶字を民に係くると盤庚に係くるとなり、

咸造勿變在王庭。　は孔傳にては造を至と讀み、衆みな王の庭に至て襲れ慢る無れと説けり、祭傳にては上の有衆の二字と與に有衆咸造と讀めり、意義の上には差したる異あらず、然るに江聲は、咸造勿變在王庭と讀めり、如何なる意味かと云へば、勿を成なりとし、造は建なりとし、襲を率ゐるとなし、有衆ことごとく衆を建て、其州里の長が各部下を引率して王の庭に在りとなすなり、いかにも古代の風を寫したるやうなれば、此説是ならん、

庚乃登進厥民。曰、明聽朕言、無荒失朕命。嗚呼、古我前后罔不惟民之承保、后胥感鮮、以不浮于天時。殷降大虐、先王不懷、厥攸作、視民利

用遷。汝曷弗念我古后之聞、承汝俾、汝惟喜康、共非汝有咎、比于罰、予若籲懷、茲新邑亦惟汝故、以丕從厥志。

盤康乃登進厥民。　登進は今告言せんとする故に、自分の前の方に進み來らしめたるなり、

曰、明聽朕言、無荒失朕命。　これは今告げんとして注意を促せるなり、曰く明瞭に予が言を聞け、而して聞きたる上はよく服膺して予が命令を廢し失ふこと勿れとなり、

嗚呼、古我前后罔不惟民之承保。　承は手にてうくるなれば、至て、大切に取扱ふとなり、我が先王に於ては民を承け安して之を恤まざる無かりきとなり、先づ先王の恩徳をのべ、然る上徐々と遷都の利益と、之に従はざるべからざることを陳ぶるなり、

后胥感鮮、以不浮于天時。　此は甚だ讀み難き處にて異説も多し、先づ孔傳より説かん、先王が斯く人民を大切に扱ひて呉れたれば、民も亦君の政を安んじて相與に憂感へて君の令を行ふ、浮は行なり、以て天の時を行はざる者少く、悉

く天時を行ひけるとなり、天時といふは春夏秋冬の四時にて、其季節に應じて耕作するを天時を行ふといふなり、浮を行ふと讀めるは他に其例を見ず、六かしき讀み方なり、蔡沈は浮を過ぐると讀めり、此は禮記にも食をして力に浮きしむるなかれとあり、他にも例多し、其説き方如何といふに、君と民とが合すれば天時にも克たざる少しとなり、即ち上下一心になれば天災ありても之に打克たれぬとは少しとなり、江聲に至ては随分違た讀み方をせり、江聲は先づ保の字を上につけて罔不惟民之承保と讀みて句を切る、次に感を改めて高とせり、こは漢の石經に高字に作りてありと云ふを以てなり、次に鮮といふは小山が大山の傍にあるを云ふとて、后育高鮮以不違于天時と讀めり、其意は前王は高き處或は小山の分るゝ處を見、地勢上より天時の運行を察し、遷るに適すれば之に遷り、天の時を過たざりしとなり、以字は而字と做して讀めり、何れに判断すべきか困却の處なり、姑く江聲に従ひ訓釋す。

殷降大虐先王不懷。 我殷家は天が大災を降すに逢ひたり、即ち洪水の害に遭ひたり、先王其天意を畏み故居を思はずして行き徙りぬ、懷は土地を思ふこと

とに用ゐるは論語に君子は刑を懷ひ小人は土を懷ふとあるにて知るべし。

厥攸作、視民利用遷。 先王の爲す所は別に意趣あるにあらず、唯だ斯くするが民に利益ありと思ひて都を遷したるなり。

汝曷弗念我古后之聞。 されば今此都は時々災難を蒙りて、永居するの都合なるといふなれり、故に予も先王の跡に従ひ、都を遷して汝等を安んぜんとするなり、是れ即ち先王の命令と異なるなし、然るに汝等が此を拒むは何故ぞ、汝等なんぞ我古先王の命令に之れ従ふと思はざるやとなり。

承汝俾汝、惟喜康共、非汝有咎、比于罰。 今我れ先王民を恤むの意に法り、汝等を大切に取扱ひ、汝等をして此處を徙らしむるは、是れ汝等と思に遠かり福を享け以て安樂を共にせんが爲なり、汝等に過惡ありとして、汝等を罪罰に比しくらぶるには非ずとなり。

予若讎、懷茲新邑、亦惟汝故、以丕從厥志。 若は順なり、讎は呼なり、我れ順和して此新邑、今將に徙らんとする處のに懷來せしむるは、此れ亦先王の志の如く、汝等を利益せんが爲なり、此れ即ち大に汝等の安樂を求むる志に従ふ所以

なり江聲石を讀みて不と爲せども恐くは非ならん

今予將試以汝遷安定厥邦汝不憂朕心之攸困乃威大不宣乃心欽念以忱動予一人爾惟自鞠自苦若乘舟汝弗濟臭厥載爾忱不屬惟胥以沈不其或稽自怒曷瘳汝不謀長以思乃災汝誕勸憂今其有今罔後汝何生在上今予命汝一無起穢以自臭恐人倚乃身迂乃心我逆續乃命于天予豈汝威用奉畜汝衆

今予將試以汝遷安定厥邦 是を以て予は試に汝等を將めて都を遷し

其邦を安んじ定めんとす厥邦とは新邑を指す

汝不憂朕心之攸困 攸困とは人民の上命に順はざるなり汝等は予が心

配する所を察して呉れず小事情に拘はりて居るとなり

乃威大不宣乃心欽念以忱動予一人 汝等みな汝等の腹心を布き敬

み念ふに賊を以てして予を感動せしむるとをせず實に不忠なる心得なりとな

り

爾惟自鞠自苦 鞠はかいむるといふ字なるより窮といふ義を生ず汝等不

思なれば其結果として汝等の身の上に不幸が生ずるなれば自ら鞠窮し自ら苦むなりなんと愚かなる事ならずや

若乘舟汝弗濟臭厥載 此は徒らざるの害を言ふ譬へて云はれ舟に乗る

が若きものである舟水の中流に在りて向ふの岸へ渡り終らざれば時に風浪の

難に逢ひて其載とて荷物を臭敗することあらんとなり臭は氣の別名なるが古

は香氣も穢氣も臭と云へりこゝにては物の腐敗するをいへり

爾忱不屬惟胥以沈不其或稽自怒曷瘳 不屬を孔傳には不屬遠古と

説けり而白からず沈は間斷あることなり即ち上の命に従ふかど見れば忽

ち離れ離るゝかど見ればまた從ふ定據なきを謂ふなり此説從ふべし惟胥以沈

は諸家異説なし相與に水に沈溺せんとなり江聲は漢の石經に稽字は迪字に作

り怒字は怨字に作りてあるを以て之に従ひ汝等迪有らざれば禍殃を招くべし

こゝに及んで怨んでも取り返しはならぬと説けり怨とは後悔するとなり大意

蔡注と異なるなし

汝不謀長以思乃災汝誕勸憂 故に汝等宜しく輕忽なる考を持たず長

久の道を謀るべし、汝等徒らざれば如何なる災禍の來るべきかを思へよ、若し此くせざるならば必ず災禍に罹るべければ、是れ汝等大いに憂ひ心配すべき事を、
遂りて勉強すると云ふ筋にあたるなり。

今其有、今罔後、汝何生在上。此の處は上字が疑問なり、孔傳は人上と説き、蔡傳は天上となし、江聲は地上とせり、三説とも感服せず、蔡說稍や穩かなり、下に爾の命を天に遷續す、ある天の字即ち此の上の字を承けたるなり、有、今罔後といふは、其日其日の謀ばかりをなして後日、後年の謀をなさざるをいふ、斯くの如きは必ず禍災を招ぎ、汝の一命天上にて其生理を絶たれたりとなり。

今予命汝一。これに就て議論あるは一の字なり、先づ孔傳にては命ずる人に係けて我一心命汝とせり、蔡傳にては一なれと讀み命ぜらるゝ方に係けて見たり、江聲も之に同意し、今我汝等に命じ其心を一にし、人の浮言を聽くなからしむとせり、從ふべし。

無起穢以自臭。これは孔傳蔡傳相同じ自ら臭敗するなかれとの意なり、然るに江聲は之に異なり臭の字を嗅と見て、自ら穢臭を起して自ら之を嗅ぐやう

なことをするなかれと説けり、言ふ意は自ら爲せる禍は自ら其不幸を受けざるべからざるが故に注意すべしとなり。

恐人倚乃身、迂乃心。倚は曲、迂は僻なり、何れも不正當なるを云ふ、言ふところは汝既に健ることを欲せざれば、又他人より誤らるゝの氣遣ありとなり、凡そ人他人より誤らるゝも自らまがりひがめる所あればなり、孟子の謂はゆる人自ら侮り然る後人之を侮るの意なり。

我迓續乃命于天、予豈汝威用奉畜汝衆。迓は迎なり、我は汝等が命を天より迎へ續けんと思ふて居る、どうして汝等を感じて汝等の命を縮むるといふことをしやうや、務めて善道を用ひて汝等を畜ひ養はん、と欲して居るとなり。

予念我先神后之勞、爾先予丕克羞爾、用懷爾然、失于政、陳于茲、高后丕乃崇降罪疾、曰曷虐朕、民汝萬民、乃不生、生暨予一人、猷同心、先后丕降與汝罪疾、曰曷不暨朕幼孫、有比、故有爽德、自上其罪、汝、汝罔能迪。

予念我先神后之勞爾先。我れ我先皇湯王の汝等が祖先をいたはりしこ

を思ふとなり、是れ民を諭して遷徙せしめんとするが故に、歴史上より相互の祖先の關係を述べんとするなり、

(二六六)

予不克羞爾用懷爾然。孔傳にては我も亦湯に法り、大に能く汝を進勞し、義を以て汝が心を安んじて居ると説けり、江聲は丕を不に讀み、予汝を進め以て汝を安んずること能はざればと説けり、此孔説の方穩當ならん、

失于政陳于茲。我れ政を失ひていつまでも徙らずに此地に居るならばといふなり、

高后丕乃崇降罪疾曰曷虐朕民。孔傳にては湯必ず大に重く罪疾を我に下して何爲ぞ我民を虐けて徙らざるかと曰はんと説けり、丕字江聲は矢張不となし、曷ぞ朕が民を虐すと曰はざらんと説けり、江説更に異を爲すに似たり、汝萬民乃不生、暨予一人猷同心。生生を孔傳にては進々と説けども非なり、生活の道を求めると説くべし、不字は江聲は却て丕字と做して説けども穩かならず、又猷字を從てと讀めり、これも強ち從と讀まざれば通ぜざるにあらず、普通の讀み方に從ひ昧ると訓じて可なり、汝萬民に於て生活の道を求め、予

一人と相昧て心を同くせざればとなり、

先后丕降與汝罪疾曰曷不暨朕幼孫有比。比は同心なり、幼孫は現今の天子なり、湯より云ふなれば幼孫と云へり、先皇湯王大に汝等に罪疾を降し

與へて何爲ぞ予が幼孫と同心すること有らざる、と曰はん、丕字江聲は亦不と讀めり、

故有爽德自上其罪汝汝罔能迪。爽德は武德なり、迪は道なり、言ひほどくととなり、故字突然と出でたるやうにて讀みにくし、故意の故となし見るべし、今汝等武德ありて幼孫に從はずは、上より汝等を罪せん、汝等よく言ひほどくことを得ざるべしとなり、

古我先后既勞乃祖乃父汝共作我畜民汝有戕則在乃心我先后綏乃祖乃父乃祖乃父乃斷棄汝不救乃死茲予有亂政同位具乃貝玉乃祖乃父丕乃告我高后曰作丕刑于朕孫迪高后丕乃崇降弗祥

古我先后既勞乃祖乃父汝共作我畜民。之より以下百官有司に告諭する辭なり、古へ我か先后たちは汝の祖汝の父を勞役し、與に俱に都を遷しき、さ

(二六七)

れば汝等も亦先后及び汝が父祖の意を體し、共に我が教命に順從するの民となり、遷都の勞を取らざるべからず、畜は順也、教令に順從するをいふ、此れ江聲の説なり、

汝有傷則在乃心。汝は恭順の民たるべきに、苟も命令を梗塞し順從ならざる時は是れ汝自ら傷害するといふものなり、是の如きは乃の心のあしきなれば、我といへど何如ともする事なしとなり、

我先后綏乃祖乃父、乃祖乃父、乃斷棄汝不救、乃死。我先后は乃祖乃父の忠節あるに安したりき、然るに汝等我が命に従はざる時は、是れ父祖の忠志に悖るものなれば、汝が父祖は汝を龍絶し汝を棄て、縱令汝の死する如き事あるも、決して顧み救ふ事あるべからずとなり、

茲予有亂政、同位具乃貝玉。今茲に我に政を亂る同位の大臣にして、汝の貝玉なる貨財を貪り之を蓄へ置く如き鄙劣のものあらんこととなり、同位とは卿大夫は天子と天位を同うする者なれば、同位といふなり、

乃祖乃父丕乃告我高后曰、作丕刑于朕孫、迪高后丕乃崇降弗

祥。右の如くなれば、乃祖乃父は子孫の不忠不義を怒り、大いに我が高后在天の靈に告て大刑を己が子孫に與へん事を請ひ、我が高后を啓導し大いに重く不吉なる殃禍を降し與ふるなるべし、

嗚呼、今予告汝不易、永敬大恤、無胥絕遠。汝分猷念、以相從、各設中于乃心。

嗚呼、今予告汝不易、永敬大恤、無胥絕遠。凡そ我が汝等に告ぐる所の者は皆永久不易の言なり、故に永く我が言を敬ひて大切に爲し、これを憂へ、之れと絶ち之れに遠ざかると無きやう注意し、必ず我が言を廢棄すると勿れ、

汝分猷念、以相從、各設中于乃心。孔傳には汝分にて句を切り、群臣分明と釋し、猷念を謀念し和して相從ふと解しも、恐くは非也、此意言ふは汝等君の圖り念ふ所を分ちて共に圖り、共に念ひ、君民心を「一」にして事を爲すべし、汝等又各過不及なき中正といふ至極の理を心に設け、感情に驅られて遷徙を嫌ひ、或は浮首の爲めに事の真相をも考へず、漫りに心を動すなどのと有る可からずとなり、乃有不吉不迪、顛越不恭、暫遇姦宄、我乃剝殄滅之、無遺育、無俾易種。

于茲新邑往哉生生今予將試以汝遷永建乃家。

(二七〇)

乃有不吉不迪顛越不恭暫遇姦宄我乃劓殄滅之無遺育無俾易種于茲新邑。乃若しといふに同じ不迪は不道也顛越は人を殺傷して之れを谿谷などに顛隕する如き惡事をいふ暫遇は乍ち人に遇ひて之れを劫掠するをいふ外に爲す惡を姦といひ内に爲すを宄といふ委しくは前篇に見えたり。劓は割鼻也言ふは若し不善不道の凶人どもが顛越追劓等を爲し上の命令を奉せず劫奪を肆にし姦をなし宄を爲す者あらば我れは乃ち之れを絶ち滅してその類を遺して生育せしむると無く惡人の種を此の新邑に蔓延せしむると無からんと遷徙の後姦人の惡を爲さんとを恐れこゝに豫め號令して戒めたるなり。往哉生生今予將試以汝遷永建乃家。孔傳は往哉生生を自今已往善に進ませよと解きたれど非なり試は用也言ふは新邑に往きて充分に生活の道を立よ今我れ汝等を用ひてかして遷り永く汝等の家を建てし子孫無窮の謀を爲さんと世人が蓄土を懷ふの念盛んにして新邑に遷るの利益も遷りし後の樂みも悟らざるを以てこゝに再び勸誘の言をなしたるなり。

盤庚下

盤庚既遷奠厥攸居乃正厥位綏爰有衆曰無戲怠懋建大命今予其敷心腹腎腸歷告爾百姓于朕志罔罪爾衆爾無共怒協比讒言予一人。

盤庚既遷奠厥攸居乃正厥位綏爰有衆。奠は定也厥攸居は人民の居る所なり正厥位は宗廟朝廷の位を正すなり下の厥は人民を指すに非ず社稷を指す茲の爰は於字と同じく助字に見るべし盤庚既に新邑に遷り民の居る所を定め宗廟朝廷の位を正し臣民遷徙の勞を慰勞し以て有衆の情を安んずるなり。以上は史氏の言なり。

曰無戲怠懋建大命。曰は盤庚の言葉なり無戲怠は蔡邕石經には女母台民とあり此の台は給と通じて欺くなり大命は天より般に授けられたる大なる命令なり言ふは前にも見えし如く在上者か浮言を放ちて民を欺きたることあれば茲には夫れを賊とめ且つ國家の大命を建るを以て之を勉め志むるなり。今予其敷心腹腎腸歷告爾百姓于朕志。今予云々石經には今我其敷

(二七一)

優取揚歷とあり文選の注に引用取は古文の賢なり今我ソレ敷く賢者を求め之を優遇し歴試せし人をあぐるなりと此れ江聲の説なり孔傳の通りにて至極宜しけれども何分古書のことなれば猥りに改むるも如何ならんと思はるれば余は先づ古本によりて優取云々に従ひ解すべし歴は履歷なり履歷ある者を擧ぐるとなり百姓は望文爲義ヨ、のは前の百姓とは異りて幾内の民庶にて百官族姓も亦其の中にあり言ふは先づ賢者及び閑歴ある人を擧げ用ゐる是等の人と相隣り然る後爾百姓に告諭すとなり

罔罪爾衆爾無共怒協比讒言予一人。罔罪は從來の事は茲に更殆するが故に汝等の罪を問はずとなり協比は集り親をむなり汝共に我を怒て凶人と合同して讒惡の言を發することなかれと群臣前に此の過あり此に其後を禁ずるなり

古我先王將多于前功適于山用降我凶德嘉績于朕邦今我民用蕩析離居罔有定極

古我先王將多于前功。江聲は前功を將多すと讀みたり爾雅の釋詁に將

は大也とあり言ふは遷徙を以て古へ我か先王(指す)の功より大多ならしめんと欲すとなり去れと將の字必しも大と訓せず普通助辭にてさしつかへなかるべし

適于山用降我凶德嘉績于朕邦。適于山は亳に往くなり降我凶德は蔡傳に凶德は河圯るゝの患を指し德の字を軽く見山に徙りて凶事の河患を降し去れりと解せり江聲は德は升也と云ひて我民を陷溺の凶より昇すと讀みたりされど經典中德を升と訓せしを見ず少しく奇を好むの解なり姑らく蔡說に従ふ言ふは之れまで河水に破らるゝ如き事多くありしを山即ち亳に遷り夫れ等の禍なき様になし朕が邦に嘉き功績を建てんとなり石經には嘉を綏に作れり故に江聲は民をして業績に安せしむと解せり

今我民用蕩析離居罔有定極。蕩は散也析は分るゝなり今朕の地河水の爲めに圯られ人民沈溺墊隘す夫れ故人民散し分れて各自に己れの居り場を離れ將に定止する所を知らざるなり

爾謂朕曷震動萬民以遷肆上帝將復我高祖之德亂越我家朕及篤

敬恭承民命用永地于新邑肆予冲人非廢厥謀弔由靈各非敢違卜用宏茲賞

(二七四)

爾謂朕曷震動萬民以遷。群臣百姓盤庚の意を承奉せず返て云々するを云ふ爾は評判するの義なり汝たち朕が本心を明にせずして何ぞ万民を震動して以て遷るなど、評判するや我之れに就ては固より深き意あるなり、

肆上帝將復我高祖之德亂越我家。肆は故也亂は治也越は于也言ふは今我此の處を徙るの故を以て天將に湯の徳を興復して我が國家を治んとするなり、

朕及篤敬恭承民命用永地于新邑。言ふは我れに於ては厚敬の臣と民命を奉承して用て天心に従ひ長く新邑を治むることを望むとなり、

肆予冲人非廢厥謀弔由靈。冲は童也童人とは謙辭也弔は至也靈は禍也由靈は靈龜の卜に依るなり非廢厥謀とは衆に謀りて遷都の利害を審にし又其靈龜の卜を用ふるに至るを謂ふ、

各非敢違卜用宏茲賞。賞はコノの二音あり爾雅に三足の龜を貢と云ふ

とありウラカタの貢によりて都を遷すことになすかよからんと申すことなり、各は臣民を指すなり盤庚遷徙の後に於て互の情を申て衆民疑懼の意を釋き吾前日の謀を明かにし彼の既往の傲情を略せまごとき寛仁大度の君にあらざれば能はず大事已に定り大業以て興り成湯の徳澤益々盛なり之れ盤庚の賢によるか故なり、

嗚呼邦伯師長百執事之人尙皆隱哉予其懋簡相爾念敬我衆朕不肩好貨敢恭生生鞠人謀人之保居叙欽今我既羞告爾于朕志若否罔有弗欽無總于貨寶生生自庸式敷民德永肩一心

嗚呼邦伯師長百執事之人尙皆隱哉。邦伯は州伯なり一州二百一十國の支配を爲す者師は十箇國の長なり所謂連帥なり邦伯と師長との間に三十國の長たる卒正あり隱は孔傳に隱括と説けり隱括は弓車等を造る時木材を迫める木なり荀子の性惡篇に見えたり規則にはめる意なり盤庚は嗚呼と嘆息して言ふ汝諸侯伯公卿百執事の入庶くは皆相隱括して共に善政を爲せとなり隱の字石經には乘に作る江聲之を訓して治とせり大意同し、

(二七五)

予其懋簡相爾念敬我衆。懋は勉なり爾は上の邦伯以下を指す孔傳に簡

は大也相は助也言ふは予勉めて汝を大に助け我が民衆を敬まはんことを念ふ

と江聲は簡閱相視となし予れは勉めて爾等の行爲を閱視す故に爾等は各の配

下にある所の衆民を敬ひ大切にすることを忘るゝなど注意せしなりと解せり

朕不肩好貨敢恭生々鞠人謀人之保居叙欽。肩は任也敢は勇也江

聲云ふ恭は謹也即ち供給の意鞠人謀人とは江聲云ふ鞠は養の義也謀人は人の

爲めに謀る者を云ふなり叙は序也欽は敬む也言ふは我れ貨を貪り進みて己れ

の貨財を生ずるやうなる人には任かせすとなり夫れ故に鞠人の能く人を養

ひ能く人の爲めに謀りて其の居を安する者あれば吾れは序て之を用ゐ欽んて

之を禮せんとなり孔傳鞠人を困窮の人と解し謀人之保居と讀ましめたるは穩

かならず

今我既羞告爾于朕志若否罔有弗欽。既は過去の辭にて己の今過ぎ

去りたるときを云ふと異なれりサレバ既の字に盡くの意あり羞は進也若否は

順ふと順はさるとはと云ふ義なり言ふは既に盡く汝に朕志を進告するの後に

は汝の心に順ふと順はさるとはつき汝等は宜しく情を以て我れに告げ來るべ

し此れ各の職事を敬する所以なり

無總于貨寶生々自庸。無は母也總は聚也庸は用なり言ふは財寶を集め

て其利殖をはかりて以て自らの用をなす如き卑しきことをなすこと勿れ孔傳

は常に生々を解して進々とせず故に艱澁にして意達せず

式敷民德永肩一心。式は用也自から財貨を貪らず積みて能く散じ用ゐ

て民に恩徳を布き施し長く一心に任かせ心を二にせず以て君に事へよとなり

以上盤庚の篇は多く在上者を訓誡告諭せる者なり本篇反覆醇々其煩を厭はず

太平の餘習ある民を諭す是の如くならざるべからず徒らに顔色を厲にし言語

と荒らくして下に臨む忠厚の事にあらざるなり

説命上



此の篇亦偽古文なり偽作者が百篇の數に充てんとせしより斯く三篇に分ちし
なり説は音悦説命は高宗傳説に命するの言を記す高宗は盤庚の弟小乙の子名
は武丁徳高くして尊ふべし故に高宗と號す上篇は傳説を得て宰相に任するこ

尙

とを書きしなり、さう乍ら實は群臣に告げ命するの言の如きものあり、中篇は説相と爲り、戒を進むるの辭を記す、下篇は説學を論するの辭を記するなり、總へて之を命と謂ふは、高宗説に命する、實に三篇の綱領なればなり、篇中無逸篇坊記、喪服四制、論語等より剽取し文を綴りしものなり、

王宅憂亮陰三祀。既免喪其惟弗言。群臣咸諫于王曰、嗚呼、知之曰明哲、明哲實作則。天子惟君萬邦、百官承式。王言惟作命、不言臣下罔攸

稟命。王宅憂亮陰三祀。宅憂は喪に籠るを云ふ、丁憂などの熟字も之れより出て

しなり、亮陰は梁闇也、親の喪に在るときは、倚盧とて中内の外に木を倚せかけ、大小屋同様なるものを作りて之れに籠りしなり、喪濟みて後は、剪屏柱楣と云ひて、柱を立て、少しく明るくせしなり、
 （梁中に之れに籠れり至りて闇き室也）
 （葬式の屑を個様に柱を建て小しく明くせしなり、斯くの如く憂に梁闇の室に居ること三年なり、
祀は年の事なり、孔傳には亮陰を信獻と解き、冢宰を信して已れば開口せずと、なすは非なり、今祭儀等に從ふ、

尙

既免喪其惟弗言。喪を除て猶政を言はずとなり

群臣咸諫于王曰、嗚呼、知之曰明哲、明哲實作則。哲は智慧ある人を云ふ、君臣其行の禮に過くるを以て諫言を進めて申すに、能く事理を知るは則ち明智たり、明智は則ち能く法を天下に爲すものなり、言心は吾君は固より明知の君たり、宜しく法を天下になすべし、

天子惟君萬邦、百官承式。天子は此れ萬邦の君にして天下に號令するは君の分なり、百官は皆法令を承はり、之を奉行するの職なり、左傳に叔向書を引き曰く、聖作則と、

王言惟作命、不言臣下罔攸稟命。稟は受也、令は命也、言ふは王言ふときは則ち命令となる、言はざるときは、則ち臣下命令を受くる所なくして奉行するに由なしといふ、

王庸作書以誥曰、以台正于四方、台恐德弗類、茲故弗言、恭默思道、夢帝賚予良弼、其代予言、乃審厥象、俾以形旁求于天下、說築傅巖之野、惟肖爰立作相、王置諸其左右。

尙

王庸作書以誥曰、以台正于四方、台恐德弗類、茲故弗言。庸は用也、類は善なり、臣下王の言はざるを怪む、故に高宗書を作り、之れを以て群臣に告げ諭すに不言の意を以てす、曰く我れ四方を正すの職にあり、故に徳の善からずして君たるの職を忝しめん事を恐る、此の故に言はずとなり。

恭默思道、夢帝賚予良弼、其代予言。恭しく敬みて天下を治むるの道を思ひしに夢に天我れに、良輔弼を與ふ、將さに我れに代りて政教を言んとなり、高宗の心純一にして二心あらず、念慮の孚なる所、精神の格る所、偶然良佐を得たり、乃審厥象、俾以形旁求于天下。審は詳とは稍々異にして詳はクハシクするごとくなれども、審の方はタシカに於るの義あり、然れども此には詳の義に見たる方宜し、ソコヲ夢に見し所の人を詳にし、其形象を繪いて旁ねく天下に求めしむ、旁く求とは之を求むること一方に非ず廣くサガスことなり。

說築傅巖之野、惟肖。築は杵ね築くの略言なり、肖は似也、夢にみる所の形に似るなり、傅巖は虞虢の界に在り、水經の注に沙澗水出虞山東南逕傅巖、と蓋水出て道を壞る、故に胥靡の刑人をして此の道に築き固めしむ、說賢にして隠る、

書

尙

之を築き以て食に供す、此人將さに夢中の象に似たるなり、史記に時說爲胥靡於傅險とあり、孟子に傅說舉於版築之間と云へり、此れ偽作者の本つく所なり。

爰立作相、王置諸其左右。爰は是に於ての義なり、高宗之を得て治道を問ひ其賢なるを知り、是に於て禮命して以て、相となし左右に在らしめたり、後世大匡の官を爰立の官といふは、茲に原づく。

命之曰、朝夕納誨、以輔台德。若金用汝作礪、若濟巨川、用汝作舟楫。若歲大旱、用汝作霖雨。啓乃心、沃朕心。若藥弗瞑眩、厥疾弗瘳。若跣弗視地、厥足用傷。惟暨乃僚、罔不同心。以匡乃辟。俾率先生、迪我高后。以康兆民。嗚呼、欽予時命、其惟有終。

命之曰、朝夕納誨、以輔台德。此より以下は說に命するの辭なり、高宗既に說を相として之を師傅の職に置き之れに命して曰く、朝夕訓誨を納れ以て台か徳の逮ばざる所を輔けよとなり。

若金用汝作礪。礪は(ハイ)言ふは若し吾を金とすれば、汝はトイシとなりて以て我れを利器と成らしめよとなり、高宗物に託して以て說の誨を納るゝを

望むの切なることに喩ふ以下三句一意の如しと雖も、一句は一句よ深し、
若濟巨川、用汝作舟楫。若し大川を渡るとせば、汝を用ゐて舟となし、又楫
となさんとたり、

若歲大旱、用汝作霖雨。霖は三日以上の降雨を云ふ、若し歳が大旱にて國
家困難の場合には、汝を用ゐて霖雨となし、大旱に打ち勝たしめ、以て其の害を救
はんと欲すとたり、

啓乃心、沃朕心。啓は開也、沃は灌溉也、汝が心を啓くとは其心を開いて隠す
事なきなり、朕が心に沃げとは我が心に注入せよとなり、之れを田地に灌溉し肥
飲ならしむるに譬ふ、

若藥弗瞑眩、厥疾弗瘳。楊子方言に曰く、藥を飲んで而毒ある、東齊、海岱の
間之を瞑眩と謂ふ、瘳は愈也、瞑眩は忠言耳に逆ふに喩ふ、若し藥を服して瞑眩し
目昏らむに至る時は其病は乃ち除かるゝ如く、我れも又其の切言を聽き自ら警
めんと欲すとたり、

若跣弗視地、厥足用傷。跣は(ハコト)跣すれば必ず地を視る、若し地を視ず

んば足を傷くるの思あり、言ふは己が向ひ行く所を察せざるに喩ふ

惟暨乃僚、罔不同心、以匡乃辟。乃僚は汝の同官となり、匡は正也、汝の並
へる官人と相率て心を同うし、以て汝の君を匡正せよとなり、

俾率先王、迪我高后、以康兆民。率は循也、先王は商の先哲王也、言ふは汝
の君を匡正するに先王之遺訓に循ひ、成湯の蹤を蹈んで以て天下億兆の民を安ん
せしめよとなり、

嗚呼、欽予時命、其惟有終。我が是の命令を敬み畏みて其の終を完うせん
ことを思うて、其の職を脩めよとなり、終字君臣共に終あるをいふ、時命とは上に
既に命する所の文を指して云ふなり、此全く國語楚辭白公子張靈王を諫むる段
を取る、

說復于王曰、惟木從繩、則正、后從諫、則聖、后克聖、臣不命、其承嚚、敢不
祗若王之休命。

說復于王曰、惟木從繩、則正、后從諫、則聖。言ふは木は繩を以て直く、君
は諫を以て明なるが如く、說王にかへりごとを申して、予か時の命を欽みと云ふ

の辭に答ふ、之れ乃ち諫めの必ず受けざる可からざることを明らかにするなり、
家語に孔子の語として此二句あり、

后克聖、臣不命其承。其承は君能く諫を受くるときは、則ち臣下は命の下
るを待たずして直ちに其の意を受け、而して王に諫め申すとなり、

嚚敢不祗若王之休命。嚚は誰なり、言ふは王夫れ此の如く諫を求めらる
ゝに於ては誰か敢て王の美命に敬み順うて諫めざる者あらんとなり、

說命中

惟說命總百官、乃進于王曰、嗚呼、明王奉若天道、建邦設都、樹后王君
公、承以大夫師長、不惟逸豫、惟以亂民。

書

惟說命總百官。是より以下其の題目の如く乃ち說の任命に付ての事を記
する者なり、惟れ說が高宗の命を受けて百官を總へ冢宰の職にあるなり、

乃進于王曰、嗚呼、明王奉若天道、建邦設都。嗚呼は說王に對しての

注意の言葉なり、奉若は夫の道を奉し之れに従うて天下を治むるなり、天道は此
には人目に映するものを云へるなり、仰きて天を見れば天に日月星辰北斗五星

尙

尙

二十八宿有り、皆尊卑相正すの法あり、されば此の星辰等に因りて、以て大小、高下、
長短杯を知り、君臣上下貴賤の別を立て、敢て私意を狹まず、人民の住居すへき所
乃ち邦を建て、サテ然る后ち王者諸侯の居るべき都を設くるなり、邦は國也、國は
區畫なり、區畫を立てることを建邦と云ふ、事は墨子或は國語に見ゆ、此等は多く

此の二書より取り來りし者ならん、
樹后、王君、公承、以、大夫師長。后王は天子也、君公諸侯也、言ふは明王天道

に奉け順うて邦を建て、都を設け、天子諸侯を立て、承くるに大夫師長を以てす、君
臣上下の禮を制し、尊を以て卑に臨み、下を以て上に奉ずと、是れ先づ治の始めを
正す所以なり、

不惟逸豫、惟以亂民。亂は治也、亂を治むるを亂と云とあり、天意五物を生

育して之れを成長せしむるに在れば、苟も之に反するときは、以て位を保つ能は
ざる者なり、夫れ故に在上者なる者は一人逸豫安樂を貪るの計を爲すに非ずし
て、宜しく民を治むるに心を用ふべきなりと、

惟天聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂、惟口起羞、惟甲冑起戎、惟衣

裳在筓惟干戈省厥躬。王惟戒茲允茲克明乃罔不休。

(二八六)

惟天聰明惟聖時憲厥臣欽若惟民從乂。天聰明は天は高きにありて下層の者に對して其の行爲を聞見せずと云ふ事無し憲は法也天子は天の聰明に法とり人民の言行を知り且つ見透すやうに無ければならぬ惟臣欽若は天子の明蔽はるゝ所なれば臣下は一も二もなく敬み順ふ之從乂は人民も亦上の命令に従うて能く治まることを云ふなり言ふは他無し人君一に公に出て少しも擁蔽さるゝ事なければ臣民必ず敬み従うて天下必ず治を致すと云ふとなり

惟口起羞惟甲冑起戎。禮記の緇衣篇に以下四句共に載せてある文なり夫れを茲に取り來りし者ならんと思はる其の續き甚だ善しからず甲は龜甲の甲にて鎧也冑は兜也夫れ言辭は身を文る所以の者なり然るを輕々しく言葉を出すときは羞辱を起すの患あり甲冑は身を衛る所以なり併し乍ら之を輕く動かすときは戎を起すの憂ひあり二つの者己れが爲めにする所以なりされども當さに其の人に思ひあらんことを慮るべき事なり言ふは上教令を輕々しくさ

或は易く兵を用ゐることの無き様にと賊えむる言なり

惟衣裳在筓惟干戈省厥躬。衣裳は衣冠禮服なり之れ等は皆箱に收

めて位官に相應せし者に與ふるなり干戈は楯戈也是れも兵備のことなり省厥躬は能く人物を見て然る后ち相應の者に之れを司らえむべきなり言ふは服は其人に非ざるに加ふ可からず兵は其の才に非ざるに任すべからずとなり

王惟戒茲允茲克明乃罔不休。王惟れ此の四つの者を戒め此を信志て能く明なるときは必ず政治に於て休美ならずと云ふことなきなり

惟治亂在庶官官不及私昵惟其能爵罔及惡德惟其賢慮善以動動惟厥時有其善喪厥善矜其能喪厥功惟事事乃其有備有備無患無啓寵納侮無耻過作非惟厥攸居政事惟醇醜于祭祀時謂弗欽禮煩則亂事神則難。

惟治亂在庶官。庶官は治亂の源なり庶官其人を得るときは必ず治り其人を得ざるときは則ち亂る荀子に有治人無治法と云ひ中庸に其人存すれば其政舉し其人亡すれば其政息むと云へるが如し

(二八七)

官不及私昵、惟其能。言は官の爲めに人を得んことを欲すべし、人の爲めに官を設くることをせずといふ如し、必ず私情の上より親き者なりとも不適當なる官位を授くる杯とすべからず、惟れ能ある者に職を授け司さどらまむるにありとなり。

爵罔及惡德、惟其賢。

賢は多く徳の方にて云へるなり、孟子に賢者在位、能者在職とあるを見れば、能は則ち才の方にて云へるなり、言ふは惡徳の人は例へ才は衆人に過ぐるありと雖も、賢に非ざる者には爵位を及ぼすべからずと、荀子に爵不踰徳の語あり。

慮善以動、動惟厥時。

善は理に當るを云ふなり、時は時に措くの宜きなり、慮は固に其理に當らんことを欲す、言ふは物に本末輕重あり、是れを考へ能く時の宜しきに合ふを見て動き、決して善に非ず時に非らざれば動くべからざる様にせよとのことなり。

有其善、喪厥善、矜其能、喪厥功。

有は憐むの意、矜は誇るなり、甚だ善からざるの徳なり、人には謙退の徳こそ貴けれ、此の徳あれば争ひを消すものなり、言

ふは自ら其の善を有し鼻にかくると云々なる事あれば、則ち勉を加へずして而て徳虧く、自ら其の才能に矜れば、人力を致さずして而て功墜る、それ故に例へ天子と雖も亦必ず謙退の心を本とせざるべからずとなり。

惟事事、乃其有備、有備無患。

事々は一事にあらざ故に事々と重ねたるべし、凡ての事物に就て云ふなり、患は難難なり、左傳襄公十一年、晋の魏絳引書に曰く、とあるは之れを云ふなり、惟れ其の事事に就て備へなかるべからず、備へ有れば必ず艱難に逢ふ事なし、張氏が曰く、車馬を修め器械を備へ、兵事を事とすれば、則ち兵其の備有り、故に外侮之か憂ひを爲すと能はず、稼器を備み稼政を修して農事を事とするときは、則ち農其の備へあり、故に水旱之か害を爲すこと能はず、所謂る事々備へありて患無きもの此の如し、中庸に曰く、凡事豫則立、不豫則廢すと此意なり。

無啓寵納侮。

啓は手引きするなり、納は招の意なり、女子と小人とは寵せられされは恨み、寵せらるれば其の恩に征れて人を輕す、共に養ひ難き者なり、故に寵幸を手引し開きて、人の侮りを納るべ母れとなり。

無耻過作非。過ちは偶然に出で、作非は故意に出づる者なり。君子の過ちは日月の蝕の如し、之に反して小人の過ちは飾りて其の非を遂げんとす。今王は過誤を恥て而して己が非を遂ることなかれとなり。

惟厥攸居政事惟醇。攸居は居り行ふ所なり。醇は純粹也。雜らざるを云ふなり。上に言ふ所の戒言は王の身を居くべき所なり。身の居き所此の如なれば王の政事にあらわるゝ所純粹なるなり。此處諸解不明。

黷于祭祀時謂弗飲禮煩則亂事神則難。黷は汚かるゝ也。之れ祭政一致のことなれば斯くは云へるなり。煩しき禮を以て神に事へんとするは、則ち難しとなり。禮記の緇衣篇に免命を引き曰く、爵無及惡徳、民立而正、事純而祭祀、是謂不敬、事煩則亂、事神則難とあり。鄭注云、純或爲煩と。高宗の祀特に近廟豊數なり。故に既因て以て戒めとなまゝならん。

王曰、旨哉、説乃言惟服。乃不衷于言予罔聞于行。説拜稽首曰、非知之、艱行之、惟艱。王忱不艱、允協于先王成徳。惟説不言有厥咎。

王曰旨哉説乃言惟服。旨は美也。蓋し其の言に味ひあるなり。服は行也。

高宗説か言ふ所を贊美して服行すべきことを謂ふ。蘇氏か曰く説か言譬へは藥石の如き散して一ならずと雖も然も一藥皆以て天下の公忠を治むるに足れり。所謂る古の言を立る者なり。

乃不衷于言予罔聞于行。汝言ふ所に不善あれば、我れ行ふ所の事に於て用ふる所無けん、之れ王説に宣ふ辭なり。

説拜稽首曰、非知之艱行之惟艱。左傳昭公十四年子皮曰、非知之實難。

將在行之、司馬法亦有此言、艱は皆難に作る。高宗説の言ふ所を味ふに方て説以爲らく、耳に得る者は難きに非ず、身に行ふ者を難しと爲す、之れ故に説則ち王に拜稽首して曰く、知ること易けれども之を行ふことは難ければ、王宜しく之を勉めよとなり。

王忱不艱、允協于先王成徳。忱は誠也。協は叶也。王誠とに之を信して亦

難となさず、信とに成湯の成徳に合ふへし。

惟説不言有厥咎。説是に於て猶ほ言はざる所有るときは、則ち説に其の罪あり、上の篇に言ふ、后克く聖なれば、臣命せされども其れ承けて、其の諫めに從

ふの量を廣くし、而して告ぐるに治を爲すの要を以てせんとするなり、此れ其躬行の實を實めて將に其の學を爲すの説を進めんとする也。

說命下

王曰、來、汝說、台小子舊學于甘盤、既乃豚于荒野、入宅于河、自河徂亳、暨厥終罔顯。

王曰、來、汝說、台小子舊學于甘盤。此篇は問ふに學を以てす、故に說學問の事を告ぐ、來れ汝說とは呼びかけたる辭なり、我れ小子、舊と甘盤に學びたり、

甘盤は無逸篇にも見えて、殷の賢臣、道徳ある人なり、既乃遜于荒野。既に甘盤に學んで、中ごろ學を廢し、民間荒野に遜れ退きたるなり、此句は微子篇にある遜于荒の句をとりて、野の字を添へたるなり、

入宅于河、自河徂亳、暨厥終罔顯。荒野に遜れてより以來は、遷徙常ならず、入て河に居り、河よりして亳に往き、かくして多年廢學せし爲めに、其學終に顯明なる所なしと、王自ら歎せしなり、入宅于河云々は、國語に武丁入于河、自河徂亳とあるよりとれり、又、既乃遜于荒野以下より、すべて無逸篇に、高宗舊勞于外、爰暨小人とあるに依りて、摸擬せしならん。

さて、蘇東坡は、遜于荒野以下を甘盤につけて解せり、成程、甘盤が遜れし事にして、も王が廢學の理由とはなるなり、宋子語錄にはまた、只是尋甘盤不見とあり、されど、僞作者の本意は、賄賂より推すも、王が遜れたりとする方にあるが如し。

爾惟訓于朕志、若作酒醴、爾惟麴蘖、若作和羹、爾惟鹽梅、爾交修予、罔予棄、予惟克邁乃訓。

爾惟訓于朕志。汝、我れを輔翼し、我れを訓へて我志をして通達せしめよと、なり、志とは禁傳に心之所之、謂之志とありて、心の向ふ所なり。

若作酒醴、爾惟麴蘖。醴は、ひとよさけ、俗にいふアマザケなり、蘖はモヤシなり、麴蘖は酒醴を作るの原料なれば、假りて以て意見を注入するに譬ふ。

若作和羹、爾惟鹽梅。これは左傳、昭公二十年、和如羹焉、水火醴醢鹽梅以烹魚肉とあるよりとれり、鹽は鹹く、梅は酸し、羹は固より五味を和するものなれども、鹽梅が味の主なるものなれば、この二つを擧ぐ、亦基礎を輔成するに譬ふ。

爾交修予、罔予棄、予惟克邁乃訓。邁は行也、汝予を明君とせんと思は

い、麴蘖の如く、鹽梅の如く、何事にもわれ、多方あり、交ミ予か及はざるを修めて予を見察つることなかれ、予よくつとめて、汝の訓を行はん、此は國語、楚語に、高宗が傳説に命ずる辭に必交、修余、無余、樂也、とあるに依れり、

說曰、王人求多聞、時惟建事、學于古訓、乃有獲、事不師古、以克永世、匪說攸聞、

此れより説が王に申上ぐる辭なり、王字亦呼かける辭なり、夫れ人は多聞を求めて事業を建つることが出来る、併し多聞とても、現世の世のみにてはかなはぬ、必ずや古に浙りて、古先聖王の訓を學びて然る後こそ獲る所あれ、何事も古の治績に鑑みず、自分免許にて世を長く保つといふことは、私が聞く所ではありませぬ、

王人 の二字、孔傳、熟字として、王者と同じ義に解けり、此は祭傳の王、人は云々といふ方、穩なるが如し、王よといひて、呼びかけたる辭なり、

古訓 は古聖賢の訓なり、治國平天下の道を載せたる典謨の類なり、

惟學遜志、務時敏、厥修乃來、允懷于茲、道積于厥躬、

これ學問は其志を遜順ならしめ、傲慢の心を去る者である、故に務め勵みて學を敏くする時は、其身がやがて修まつて來る、又いつもくも、深く篤く之を念ふ時は、道が身に積もりて、一、二、といひて數へられぬ様にまでなります、これは禮記の學記、兪命に敬孫、務時敏、厥修乃來とあるより取りたるが如し、此學記の鄭註に孫敬とは敬道孫業也とあり、(るは、是れは、孫傳、遜志の字を謙遜の義に取らば、孔傳に從ふ)

惟教學半、念終始、典于學、厥德修罔覺、

さて人を教ふるといふことは、困難なる事あり、よりて自ら勉め勵む、是れ又己れが學問をするの半である、それ故、始あり、終ある事を思うて心が常に學問にありて、少しの間断りなき時は、徳の修まること、其然るを覺えずして自然に修まりて來る、學記には教學半とあり、蓋し古は昔にて別ちしも、後には紛れ易き故、教學とせしなり、

念終始、典于學の六字も亦學記を別ちしなり、

監于先王、成憲、其永無愆、

憲は法なり、愆は過なり、孟子に不愆、不忘、率由舊章、遵先王之法而過者、未之有也、と

あり、言ふところは、徳は覺ゆるなきに至るも、法は必ず先王の成法に監みて行ふ、先王の成法は、子孫の守るべきところにして、之に監みて行はば、過なかるべし、
惟、説式、克、欽、承、旁、招、俊、又、列、于、庶、位。

玉の徳愆なきに到る時は、説もまた其志を敬承して、廣くすぐれたる人を求めて、もろくの官職につかしめんとなり、説曰、王、人、云々より、こゝに至るまでは説が、王に申し上げたる辭なり、

王曰、嗚呼、説、四海之内、咸、仰、朕、徳、時、乃、風。

これより、王が説に、の給ひたる辭なり、嗚呼、説よ、天下をして、昔我が徳を仰ぐ様に、至らしむるは、汝が教化の力である、風とは教化といふ義なり、

股、肱、惟、人、良、臣、惟、聖。

さて、人は手足が備りて、始めて完全の人といはれ、(なれ)客君は良臣の輔を得て、始めて聖君といふなれ、(なれ)初めに舟楫霖雨といひ、次に麴糵鹽梅といひ、今又股肱を以て喩と爲す、其説に望みたまふ所や切なり、

昔、先正保衡、作我先王、乃曰、予弗克、俾厥后、惟堯舜、其心愧恥、若撻于

市、一夫不獲、則曰、時、予之辜、佑我烈祖、格于皇天、爾尙明保、予罔俾阿、衡、專、美、有、商。

先正の正は、長といふ義なり、先世の長官なり、保衡は伊尹なり、保は安んずるといふ義にて、阿衡といふも同じことなり、作は興すなり、孟子の萬章篇に、伊尹の言を載せし條に、豈若使是君爲堯舜之君哉とあり、其下の文に、匹夫匹婦、有不被堯舜之澤者、若已推而内之溝中とあり、又公孫丑篇に、思以一毫挫於人、若撻之於市朝といふ、今暗に萬章篇を用ゐ、剛ふるに公孫丑篇を以てせり、

さて大意は、昔し先世にて長官たりし伊尹は、能く我が先王即ち成湯を興起せしめたり、乃ち其自ら任せし辭に、已れ能く、其君を古の堯舜の如くならしむると能はざる時は、其心に愧ぢ恥ぢて、公衆の居る市朝にて撻うたるゝ如き思ひあり、一人にても、其所を得ざる時は、これ予が罪なりと自ら責を負ひたり、かく天下の重きを以て自ら任せし故に、我が成湯を輔けて、其功大にして、天と等しきまでにも至りて能く及ぶ者無からしめたり、汝庶幾くは明かに我を輔翼して、伊尹が殷の名臣ぢやというて、伊尹のみをして、美を我が商家に専らにせしむることなかれ、

即ち汝も亦我を輔けて伊尹と同様の功を爲せとなり、
惟后非賢不义。惟賢非后不食。其爾克紹乃辟于先王。永綏民。說拜稽
首曰敢對揚天子之休命。

それ君は賢臣にあらざれば、與に共に天下を治むることを得ず、賢臣はまた其君
にあらざれば共に天祿を食するを得ず、君臣の相遇ふといふことは實に難し、其
れ汝は克く(克の字必ず能せん)乃の君を(即ち王自身)の先王の功業に紹がしむ
る様にして、永くこの民を綏んぜよと、王がの給ひければ、既が拜稽首(稽首は首地に
垂り止るなり)
して曰く敢て天子の大なる命を發揚せんと(對は既が答ふるなり)

左傳僖公二十八年重耳敢再拜稽首奉揚天子之丕顯休命詩大雅江漢篇虎拜稽首
對揚王休これ皆古人が命に對する常辭なり、僞作者取りて以て此篇の結尾とす、

高宗彤日

此篇は今文にして即ち其古文なり、是もまた訓の體なれども、ただ篇首の四字を
取りて題名とせり、今變異ありしによりて忠訓を上るなり、

高宗彤日越有雉雉祖己曰惟先格王正厥事

高宗彤日、高宗とは殷の武丁をいふなり、彤日は江聲の集註音疏には融日に
作りて彤は俗字とせり、祭を爲したる明日又祭るとを殷には彤といひ、周には繹
といふ、何れも尋釋して絶えざる意なり、此彤日には尸(カネ)とて祭時神の代理になり
し人、勞する爲に宴を設く、高宗の祭りしものは禰廟なり、禰は親昵の義にて、
近き親父の廟なり、孔傳の序に祭成湯といふは是ならず、

越有雉雉。越はコ、ニにて于と書くに同じ助語なり、此彤する日に雉が飛び
來りて鼎の耳に止まりて鳴いたといふとなるが、さて雉といふ字は雉の鳴く
聲なると、毛詩などに用ゐたる所を見て知らるべし、雉は野鳥なり、宮室中、然も祭
の時に鼎に升りて鳴く可からざるものなり、故に偶々有の有字を用ゐて明かに
其意を示せり、有は説文に有不宜有也とあり、今有るまじきとなるに有りたれば
有の字を用ゐたり、

祖己曰、祖己は高宗の時の臣なり、曰くとあるは同僚の人に語りて曰ふにて、
下の七字は高宗に申上げたる言にはあらず、

惟先格王正厥事。祖己同僚に語りて曰く斯く變異のありしは、君の心正

しからざるによる、君正しければ従て正しからざるものなし、己れ先づ君の心の非を正して然る後、其他の正しからざる者に及ぼさんど、

乃訓于王曰、惟天監下民、典厥義、降年有永、永、非天夭民、民中絶命。

乃訓于王曰、惟天監下民、典厥義。監は臨視なり、典は常なり、標準なり、祖己は人に語りたる後、直ちに王の前に至りて訓へ諫めて曰く、惟れ天は下民を臨み視て、威福を爲すに一に其民の義を常の標準となす、即ち民が義なれば福を降し、義ならざる時は威を降すものである、王と言はす、民といふは指斥せざる辭なり、

降年有永、永、非天夭民、民中絶命。中絶は猶間絶といはんが如し、

夫れ天は一に民の義を標準として威福をなすものなれば、民に年を下し與ふるにも義あるものには命を長く與へ、義ならざるものには如何に長命を貪らんとするも、天がそを與へず、天は萬物を生々するが其目的なれば、好んで民を夭折するには非ず、民が自ら進んで不義を爲して、其天受の命を中絶するのである、此文

史記には非天、天、民、中絶、其命とありて、民の字たゞ一つにして、其といふ字が命の字の上にあり、音疏には民の字二つ重なりたるは衍字とせり、

民有不若德、不聽罪、天既孚命、正厥德、乃曰其如台。

民有不若德、不聽罪。不若は不順なり、不聽は不服なり、民が不義にして徳に順はず、行ひを改め修めずして罪に服せざる事ある時は、と下文に續く、

天既孚命、正厥德。孚は信なり、上文の如く、天は年を降し、義を視るものなるに尙徳に順はず、行を修めざるものある時は、天既に見かきりて、信に命を下して、禍災を以て隨めこらしめて其徳を正さしむるものである、

乃曰其如台。前の如く、天が災を下して之を隨むるも、要するに民が恐懼修省して其徳を正すを欲するに過ぎず、然るを猶災異、夫れ我を如何せん、など、云ひて依然、平氣にて居る時は、天必ず其を誅絶するであらう、豈又懼れざるべけんや、との意なり、此所文章の接続何となく悪し、脱文あるが如し、

嗚呼、王司敬民、罔非天胤、典祀無豊于昵。

嗚呼、王司敬民。嗚呼は感歎して告ぐる言なり、司は史記に嗣に作る、蓋し司

は古字にて嗣の省字のみ、嗚呼王よ、王者たるものは世々嗣ぎて民を敬して治め
養ふとを、つかさどるものである。(敬はついに大切にする義となり)

罔非天胤、典祀無豊于昵。

罔は無なり、胤は嗣子なり、さて世々民を治め

養ふ所の君主は、曾天の裔孫、嗣子にあらざるはなし、故に遠き天神祖廟も尊敬し
て祭りをなし、祭祀を廟廟にのみ豊かにすべからず。(昵は親む義にて音ツなり、
讀むべし)以上祖己が王に告げし意は、雉の妖孽ありしは、天王をして其徳を
修めしめんと欲すればなり、故に王は自ら省みて、徳を修め義を行ひ、民を敬して、
天意に對へざるべからず、獨廟にのみ豊にして、以て福を求めんと欲し、其他を
忽且にするはいとよからぬとなりとの心なり。

西伯戡黎

西伯は周の文王なり、王者天下を中分して東西二伯を置き、之を總へ治めしめ、又
専ら征伐を行ふとを得、文王西伯となり、黎侯無道なれば、文王之を伐ちて勝けり、
依りて殷の臣祖伊、周の日に盛にして、紂王猶惡を悛めず、勢力周に歸するを恐れ、
奔りて王に告げたることを記せり、是亦今文にして、誥の體なり、一説に西伯とは文

王離州より起る、故に西伯といふとあれども、前説確なるが如し、

西伯既戡黎、祖伊恐、奔告于王曰、天子天既訖我殷命、格人元龜、罔敢
知吉、非先王不相我後人、惟王淫戲用自絶、故天棄我、不有康食、不虞
天性、不迪、率典、今我民罔弗欲喪、曰天曷不降威、大命不摯、今王其如
台。

西伯既戡黎。 既は已の字より意重し、すでに充分にといふ意なり、戡は勝な
り殺なり、周の文王黎國を伐ちて、充分に勝ちたり、此一段を叙して、祖伊が王に告
ぐる原因をえめす。

祖伊恐、奔告于王曰、 奔は、郷里より奔り來るなり、祖伊は、西伯既に黎に勝
ちしより、其勢力日に強大にして、漸々殷を壓倒するの兆あるを見て、恐れて、郷里
よりはるく走り來りて、紂王に告げて曰ひけるには、下に續く、

天子天既訖我殷命。 天子にて句、天子よとは、猶紂王よといはんが如し、訖
は絶なり終なり、さて天子紂王よ、天道は最早我が殷の天命を絶ち、喪ぼして終へ
るであらう、これより以下、皆祖伊が王に告ぐる言なり、

格人元龜罔敢知吉。格人を史記には假人に作る、格假古字通用せしなり、格人とは至人といふ意なり、元は大なり、大龜の甲を焼きて卜するに、天子は長さ一尺二寸、諸侯は一尺、大夫は八寸、士は六寸のものをを用ゐるといふ定めあり、今天が殷の命を絶つであらうといふ證には、至人も大龜も能く吉凶を知るものなるに、今は皆凶のみ告げて、敢て吉兆を告げ知らずるとなし、即ち禍も(亦)人(格)皆凶を告ぐといふ意なり、

非先王不相我後人、惟王淫戲用自絶。相は助なり、戯は唐の誤といふ説あり、史記には戯に作る、斯く格人元龜の吉を告げざるは、代々の先王が我後世子孫を助けざるにはあらず、抑も王自らが淫れたはけて自分から其天受の命を絶つのである、

故天棄我不有康食。上文の如く王が自分からして命を絶つ故に、天も亦我を棄て、福を降さず、災殃饑饉がしきりに至りて殷の一般の人民にまで、安食するを得ざらしむるに至れり、

不虞天性不迪率典。典は祖先の典法なり、迪率はフミシタガフなり、天は

萬物を生々するが其性なるに、今紂王は其天の心をはかり知らずして、妄りに下民を暴虐し、又祖先の典法は蹈み循ふべきものなるに、そを廢て壞りて、従はんとする心もなし、王の罪は實に多しといふものである、

今我民罔弗欲喪。曰天曷不降威、大命不摯、今王其如台。是に至るは、罔弗欲喪は湯誓の時、日害喪予及女偕亡と同じ意なり、今我民みな王の虐を惡むの極、紂王の亡びんと欲せざるはなし、其喪ぶるを望む民の言に曰く、天は何故に速かに威命を下して紂を誅罰せざるか、何故に天の大命を受けて、紂に代りて王たるべきものが至らざるかと、斯くまで民は王を怨み居るに、今王はそれ如何し給ふぞ、此までが祖伊が王に諫告せし言なり、隨分激なる言なれども、尙王が天命人心を畏れて改心あらんと欲し、自然忠情が溢れて然るものにして、最早死を決して諫めしなり、

王曰嗚呼我生不有命在天。祖伊反曰嗚呼乃罪多參在上乃能責命于天。殷之即喪指乃功不無戮于爾邦。
王曰嗚呼我生不有命在天。不有は反語にて、有らざらんやなり、正言す

れば有るといふことになる。此一段は紂王が祖伊に答へたる言なり。王曰く嗚呼民は愚かなるものかな。我が生命は天の與ふる所。天が由來我を天子にして居るのである。然るを今下民が敢て我をいかになし得るぞや。紂王は惡を改むる心も見えず。却りて惡を遂ぐる語氣あり。

祖伊反曰、反は還るなり。祖伊紂王の遂に諫むべからざるを以て、乃ち退き還りて人に言へるなり。以下は又祖伊の言なり。

嗚呼乃罪多、參在上、乃能責命于天。參は參列の參にて罪惡の多く參列するなり。嗚呼汝紂王よ、汝の罪惡は衆多にして、其が皆參列して殘らず上天に聞えて居る。故に天が將に汝を誅戮せんとするであらう。其時に至りて汝命を天に責めて天が無理ぢやといふとも、いかで天誅を通るゝとを得んや。命を天に責むるなどの言は、天と徳を同じくする人こそいはるれとなり。

殷之即喪、指乃功、不無戮于爾邦。功は事なり。殷は最早喪ぶるであらう。汝が爲し來りし事を指さし數ふるに、罪惡參列して天怒り、民怨めり、されば汝は誅戮を國人から免るゝとが出来ぬであらう。即ち後の殷に代りて王たるものが其罪を數へて汝を誅戮するのであらうとなり。

微子

是れ亦真古女なり。微子殷の將に亡びんとするを痛みて、箕子比干に謀りたる其問答の語を録したるものにして、亦篇首の二字を題名とせり。

微子若曰、父師少師、殷其弗或亂正四方。我祖底遂陳于上。我用沈酗于酒、用亂敗厥德于下。殷罔不小大好、草竊姦宄。卿士師師非度、凡有辜罪、乃罔恒獲。小民方興、相爲敵讎。今殷其淪喪、若涉大水、其無津涯。殷遂喪、越至于今。

微子若曰、微子名は啓、微は其采地の名なり。子は尊稱なり。又殷には畿外、公侯伯三等の爵の外に畿内に子爵を置く。微子といひ箕子といふも皆子爵なり。この説もあり、孰か是なるを知らず。微子は紂と同母なれども母の未だ皇后とならざりし時に生る。故に兄なれども庶子なり。若く曰くとは、史臣其問答の言を録していふ言なり。

父師少師、殷其弗或亂正四方。父師は太師三公なり。箕子といふ少師は

孤卿なり、太師を輔佐するものにして比子をいふ、亂は反馴治なり、微子は笑子比
子に謂て曰く、父師少師よ、般は指王を無道なれば、とても政を治めて四方を正す
ことは出来ぬであらう。

(三〇八)

我祖底遂陳于上。祖は成湯なり、底は致なり、陳は陳列するなり、我先祖湯

王は上世に於て其功を致しとけて、見事に其功績を列ね陳べて居る。

我用沈酗于酒、用亂敗厥德于下。功は酒に酔ひて怒を發するなり、前の

如く湯王は功を上世に陳ねしも、我紂王に至りては酒に沈みふけりて、政治を顧
みず、先祖より積み來りし徳を下世に於て亂し敗るゝのである、紂といはず、我とい
ふも、指斥せざる辭なり。

殷罔不小大好、草竊姦宄。紂王其徳を敗る、故に下之に倣ひて、殷の民小と
なく大となく皆草野にて竊盜をなし、國の内外に於て姦宄することを好まぬも
のはなし。

卿士師師非度。師は倣ふなり、唯小大の民姦宄を爲すのみならず、位にあ

る卿士たちも皆相率ゐて法度でなきとを倣ひ學ぶ様になりて來ました。

凡有辜罪、乃罔恒獲。凡そ罪を犯す人あれども、卿士非度を倣ひ學ぶ位の

と故、賞罰中らず恒に中を得ざるとのみ多くして、實際の犯罪者も捕獲し難し、

小民方興、相爲敵讎。方興は並び起るなり、既に官の賞罰も中を得ざる故

に、小民は方々より並び起りて、互に讎怨を爲して争鬭をして居る。

殷其淪喪、若涉大水、其無津涯。淪は没なり、水にぬれをばつなり、殷は綱

紀の亂れたると上文の如くなれば、其没し亡びんと、大水を涉りて身はびたぬれ
にぬれ、そして何處がはてか茫として、あてども無くなるが如きに至るであらう。

殷遂喪、越至于今。殷は遂に亡びるであらう、其敗徳喪亂を積んで今日に

至り、今よりはとて、久しきに至るとは出来ぬであらう、微子喪亂の様を
述べて憂へ痛むと窮りなし、故に其言ふところ皆痛切ならぬはなし。

其。日、父師少師、我其發出狂、吾家耄遜于荒。今爾無指告予、顛隲若之、何

日、父師少師、我其發出狂、吾家耄遜于荒。我は紂王をいふなり、耄は

老成の臣なり、これより微子が端を改めて再び言ふなり、嗚呼、父師少師よ、我紂王

(三〇九)

は顛狂して暴虐無道なると日に甚し、そこで吾家に舊來事へ居りし老成の臣も、皆それを見棄て、荒野に逃れ隠るゝ様になりたり、

今爾無指告予、顛隣若之何其。顛隣は顛り墮るなり、其は助暗なり、般は

暴虐を改めずして老成の賢臣は相率ゐて荒野に逃れ去ると上文の如し、然るに今汝父師少師たち、之を救ふの道を我に指し告ぐると無くば、般の國は顛り喪ぶるであらう、夫れ之を如何して可なるぞや、以上微子が箕子比干にはかりたる言にして少し重複したるかの如く思はるゝ所もあれど、熱情の溢るゝところ期せずして斯く丁寧なるに至りしものにして、味ふべきところこそ、

父師若曰、王子、天毒降災、荒殷邦。方輿沈酗于酒、乃罔畏、畏、咈其耆長、舊有位人。今殷民乃攘竊神祇之犧牲、用以容、將食無災。降監殷民、用父讎、歛召敵讎、不怠、罪合于一、多瘠罔詔。

父師若曰、王子、天毒降災、荒殷邦。此より以下は箕子が答へし言なり、王子とは微子をいふなり、毒の字史記には篤に作る但し毒は假借にて古は篤、毒は皆通用して厚しといふ義に用ゐたり、父師若く曰く、王子よ天が厚く災を降して、

我殷の邦を荒し亂るとである、

方輿沈酗于酒。

方輿は小民方輿の、方輿とは義異りて、こゝは方輿に盛なる義なり、此れは微子の言に我用沈酗于酒云々とあるを承けていふなり、天は厚く災を殷に降すに、我王は酒に亂るゝとを止めざるのみならず、却りて日に増し盛んに沈酗する有様である、

乃罔畏、畏、咈其耆長、舊有位人。

畏畏の下の畏の字讀みて威と爲すべし、古威畏皆同じ、咈は違ひ戻るなり、耆長は老人なり、舊有位人は即ち今は致仕して仕へぬ人をいふ、今紂王は天の威を畏れずして、酒に耽り徳を敗り、老成人にして舊來位にありし勳臣の忠言には逆ひ戻りて、之を棄て、逐ひ放つ有様である、これは微子の言に發出狂或は遷遷于荒などの語あるを承けていへり、

今殷民乃攘竊神祇之犧牲、用以容、將食無災。

來るに因て取るを攘といひ、往きて盜むを竊といふ、天のかみを神といひ、地のかみを祇といふ、雜色なき純毛を犧といひ、體完きものを怪といふ、牲は牛羊豕なり、容は容れ隠すなり、今殷の民が天神地祇を祭る爲の純毛完體の牲を神前より盜み去れども、有司は

そを見ながら包み隠して知らぬふりを爲し、以て有司も人民も相將めて之を食へども、天が全く見棄てたるとなれば災もなし、此段は微子の闇中に草竊姦宄或は有罪罪乃罔恒獲などあるに對していへり。

尙

降監股民、用父讎、歛召敵讎、不怠。降監は上より下を見あるして監み

るなり、民の字は廣き意にて言へるにて有司人民を兼ねたり、父は治むるなり、召は招なり、今般の上下の民を臨み視るに、上の有司が民を治むる事業としては皆一として賦税のとにあらざるはなく、其賦税を取立つるにも甚だしく收歛して、民より取ると、仇讎の物を取るが如く一切用捨もなし、有司既に民を讎の如くに取扱ふ故、下民も亦上を以て敵と爲す、されば此讎歛を積み重ねて行けば行くほど敵讎を招くとに慮らぬ譯にて即ち日に増し多くなる次第である、此は微子の首に小民方與相爲敵讎とあるを承けていへり。

書

罪合于一、多瘠罔詔。瘠は人民が飢え瘠するなり、罔詔は告げ訴ふる所なきなり、有司も惡を容隠し民を讎歛する故、恰も紂の暴逆に異ならず、實に君臣上下惡を同一にせり、民は賦歛の重きが爲に膏澤を浚へられて、飢え瘠せられたる前

申す如く、上下率めて惡を同じくすると故きを告げ訴へに往く所もなし、此に至りては最早目もあてられぬ有様である。

尙

商今其有災、我興受其敗、商其淪喪、我罔爲臣僕。詔王子出迪、我舊云、刻子、王子弗出、我乃顛隳、自靖人自獻于先王、我不顧行遯。

商今其有災、我興受其敗。興は起なり、今商の國に禍災あらば、我自ら起ちて其敗れを引受けん、との意にて、詳かに言は、般の禍近きにありと雖ども、己れは宗室の大臣なれば、義として禍を懼れて逃遁するが如き振舞は爲すに忍びず、必ず自ら任じて其亡國の咎を引受けて之に當らんとなり。

商其淪喪、我罔爲臣僕。般の國が紂王の無道によりて沈み亡びて、他より般に代りて王たるもの出で來るとも、我等は其臣たり僕たると無けん、此れ誓つて他人に臣服せざるをいふ。

書

詔王子出迪。詔は告なり、迪は道なり、禁傳に道に合ふとせり、今之に従ふ、今

我等、王子に告ぐ、早く國を出て行けよ、此は箕子が微子に逃亡を勸むるなり、箕子比干の如きは臣なれば、起ちて其敗を受け、義決して去るべからず、されど微子の

尙

吾存は殷の血統宗廟の血食如何に關す故に必ず去らしめざるべからず、
 我舊云刻子。刻は害なり、我以前帝乙に云ひしとありて、そは適子の爲に害
 となるとでありき、蓋し箕子舊微子が長じて且賢なるを以て、其父帝乙に微子を
 立つるを勸めしに、帝乙從はずして紂を立てたり、されば微子はそれより紂に忌
 まるゝ次第なれば、箕子の帝乙に言ひしと、却りて微子に不利なり、故に舊云刻子
 とは云ひしなり、刻子の二字、王充論衡本性篇に此經を引きて、孩子とせり、音味も
 亦孫子に作る、即ち紂王のとにて、紂王尙幼なれば、孩子といふなりと、此に就きて
 解釋も多少異なれど、今は略して、暫く蔡傳の説に従ふ、
 王子弗出、我乃顛隤。今王子あなたが國を出でずして、残り居る時は、禍御
 身に及ぶに相違なし、然る時は我殷の血統は絶えて、國は覆へり亡ぶるであらう、
 速かに逃れ去れよとなり、此は微子の言に、今爾無指告、予顛隤とあるを承けてい
 へり、
 自靖人自獻于先王、我不願行遜。靖は安なり、人各自ら其義の當さに盡
 すべき所に安んじて行ひ、以て其志を先王に達して、要するに神明に愧づるとな

書

尙

きのみ、今王子は去るべきが當然である、我等は義決して遁るべき時に非ず、如何
 なる災ありとも行き避るゝとを顧みずとなり、以上文師若曰より、此に至るまで
 は箕子が微子の相談に對へし言にして、比干の言一もなきは、箕子の述べし言と
 同意なれば、之を省きしならん、

周書

以下周時代の大事を書きしものなり、周は后稷よりの國號なりしが、武王に至り
 て天下を有つ所の名稱となせり、此の周書と云へるもの三十一篇あり、而して泰
 誓の篇は亦偽作なり、或は漢の時に由りて、泰誓ありしと云ふと雖も、今は亡びて
 傳はらず、故に年月等も置かならず、

泰誓上

泰は大と同じ、國語に大に作りてあり、武王紂を伐たんとして、先づ孟津と云ふ所
 に會し、大に其師に誓ふ、故に名けて泰誓とせり、而して其の上篇は、未だ河を渡ら
 ざる以前の事を叙し、後の二篇は、既に河を渡りて、後の事を作れるなり、

惟十有三年春大會于孟津。

(三二六)

十有三年は尙書百篇の序には十有一年とあり然れども之れは甚だ疑はし或は十一年に兵を示し十三年に討ちたる者ならん此の十三年は文王の受命の時より數へて十三年目なり武王即位の後七八年の事とす蔡氏は武王即位の十三年とせり(疏にしくは集注音)春は孟春建寅之日なり孟津は河南にありソコテ武王師を示さんとして先づ孟春の時諸侯及び西國の蠻夷を孟津に會せしめ大に誓を發して殷を伐つ之意を示せり其の諸侯は文王既に天下を三分して其の二を有つ諸侯なり春を以て時を表はすことは春秋の如き四時を正す書にはあれども書經としては其の例なし之等も亦疑ひの存する所なり

王曰嗟我友邦冢君越我御事庶士明聽誓。

友邦は親しき國なり冢君は大なる君と云ふことにて尊稱なり御事は事を治むる者なり言ふは王先づ告ぐるに商を伐つ之意を以てして且つ其の友とする近隣の國君より衆くの士に至るまで我が言ふ所の言を審に聽けとなり我國古へ外様大名より譜代の臣に至るまでと云ふが如し

尙

惟天地萬物父母惟人萬物之靈亶聰明作元后元后作民父母。

亶は誠實にして妄なきの謂なり夫れ天地は萬物の資りて始まり資りて生ずる所なり故に萬物の父母なり其内人は萬物に秀てたる靈智の者なり中に就き聰明天性に出でたる者之を天下の大君となす衆人をして其の所を得しむるものなり故に元后たる者は民の父母たる所以なり天地物を生じて人に厚くし人の中にも聖人を厚うする所以の者は民に君長として天地此の民に父母たるの心を輔成せしめんと欲するにあるなり之れを以て君たるものは民の父母たる所以の義を知らざる可からざるなり然るを紂に於ては民に君たるの道を失ふ故に討たざる可からざるを云ふ此れ一時師に誓ふの言なりと雖も君道の重を叙したる者なれば實に萬世人君の體念すべき所なり

今商王受弗敬上天降災下民。

受は紂の名なり音の近き所より受紂を互に用うるならん紂に於ては天を慢り民を虐たぐるの甚しき所あり以下夫れを詳にす

沈儻冒色敢行暴虐罪人以族官人以世惟宮室臺榭陂池侈服以殘害

(三二七)

于萬爾姓。焚灸忠良。剝剔孕婦。皇天震怒。命我文考。肅將天威。大勳未集。

(三一八)

沈湎は酒に溺るゝを云ふ、冒色は女色を冒亂するを云ふ、族は親族なり、世は子孫なり、宮室は宮は家の廻りの圍室は人の起臥する所を云ふ、臺は土の高き所、榭は臺上に木あるを云ふ、蓋し臺の上に造られたる亭の如き者なり、陂は堤なり、剝剔は剝り剝くなり、文考は考は父なり、文ある我が父と云ふ、文王を指して云ふなり、言ふは商王紂其罪數ふべからざるも先づ其の著しき者を舉ぐれば、酒に溺れ、女に亂れ、暴虐至らざるなく、人を罪するに一人罪あれば、刑親族に及ぼし、官使は其の賢才を擯はず、惟父兄に因て其の子弟を寵任する等依怙の沙汰に出で、稅物を重くして、宮器を造り、或は衣服に侈り、以て民を殘害し、炮烙の刑を行ひ、或は懷孕せる婦人の腹を剖き其胎を視るなど、至らざる所なし、紂が虐害無道此の如し、故に皇天怒て我文王に命して敬て天の威を將めて以て邪虐を除かんとす、大功未た成らずして、文王崩し玉ふ、今紂か惡行益々甚しきを以て、我れ之れを伐たざるべからすと云ふ、墨子に昔者殷王紂剝剔孕婦とあり、

肆予小子發、以爾友邦冢君、觀政于商、惟受罔有悛心、乃夷居、弗事上帝、

帝神祗、遺厥先宗廟、弗祀犧牲粢盛、既于凶盜、乃曰、吾有民、有命、罔懲其悔。

肆は故也、悛は改也、夷は平也、黍は音杏黍稷を云ふ、盛物なり、既は盡也、故に我れ小子發(發は發の音)汝たち親き君に依りて、商の政を觀るものは、夫れをして戒懼修省せしめんと云ふなり、然るに紂には少しも悔悟して過ちを改むるの心有ることなく、夷然として平氣に惡を行つて居る、則ち上帝百神宗廟の祀を廢し、其の祭祀に備ふる牛羊豕の犧牲等は、凶惡盜賊の人に盡く取り去られ、一向に之を監理するの意なし、其の神を慢にする此の如く、且つ曰く、我には人民の多數あり、又天の我に命する天下の君たりとして、少しくも侮慢の心を懲らし戒むるなし、此れ救すべからざるの罪なり、

天佑下民、作之君、作之師、惟其克相上帝、寵綏四方、有罪無罪、予曷敢有越厥志。

佑は助也、寵は愛也、夫れ天は下民を佑助し、弱の肉は強の食とならしめざらんと欲し之が君師を立てたり、されは君は、政事を以て民を正し、教育を以て之を助く

尙

書

るものなり、師は蓋し長の義にして、君師共に在上者を言ふ、厥志は天の志也、越は遠也、天の志を遠け悖るなり、天夫れ下民を助けて以て之れか君たらしめ之れに師たらしむ、君臣は惟れ其の上帝を左右して以て天下を愛撫す、故に罪あるも罪なきも一に天に聽して、敢へて天意に遠かり悖る様のことをなさざるとなり、

同力度徳、同徳度義、受有臣億萬、惟億萬心、予有臣三千、惟一心。

度は量度也、義は宜也、事を爲し行ふに時の宜しきに適ふの義なり、夫れ兵を用ひんとせば必ず彼と此とを比較せざるべからず、力を同しくするときは彼此の徳の優劣を度り、徳を同しくする時は義の長短を度るべきなり、今受は(也)億萬の臣有りと雖も、皆各々其心を以て心とせば即ち億萬の心あり、衆叛き、親離れ、助くべき者寡なし、予れは僅かに三千の臣なれども、皆力を一にし心を一にす、去れば三千を以て一人に向ふにひとし、何ぞ克たざる有らんや、

商罪貫盈、天命誅之、予弗須天、厥罪惟鈞。

貫は滿也、(シ)盈は滿也、鈞は紂とひとしきなり、言ふは商紂の惡を積むこと、恰も細の錢を貫いて其貫已に滿つるが如し、之れを以て天吾れに命して紂を討た

しむ、予今之を誅せずんば吾亦紂と惡を鈞くして、其罪逃れ難し、故に吾れは天命に順うて紂を討つとなり、

予小子、夙夜祗懼、受命文考、類于上帝、宜于冢土、以爾有衆、底天之罰。

小子は武王の謙辭也、未だ喪中なれば斯くは云へり、底は致也、類も宜も共に戰を出す時に爲す祭の名なり、冢土は土の社なり、言ふは予小子天の命を畏れて、夙に夜はに敬み懼れて自ら安んぜず、之れを以て、文王の廟に告げ天神地祇を祭り、汝たち有衆を以て天の罰を紂に致さんと欲するなり、天本と之を文王に命したり、然るを文王には其の功を遠けざる故吾れ今文王の命を受けて以て其の功を卒へんとするにありとなり、

天矜于民、民之所欲、天必從之、爾尙弼予一人、永清四海、時哉弗可失。

矜は憐むなり、夫れ天は民の窮苦を憐む者なり、民の欲する所は天必ず之れに従ふ、今民紂を亡さんと欲すれば、天亦之を亡さんとすること昭々たり、汝たち尙はくは我れを輔け其の害惡を除き、永く四海を清くせよ、是れ乃ち天人合應の時、此の機必ず失ふ可からざるなり、

尙

書

泰誓中

惟戊午王次于河朔群后以師畢會王乃徇師而誓

次は止也(ヤドル)左傳に一宿を爲次再宿を爲信とあり河朔は河北なり徇は循也
戊午は武成を以て之れを考ふれば二月二十八日に當る其日河を渡りて誓ふ既
に誓うて河の北に一宿す此の時諸侯盡く會合す依て諸侯の師を循行し之に誓
ふなり孔傳は此の如くなれども誓うて後次するとは聞えぬ女なり次して後誓
ふといひたし

日嗚呼西土有衆咸聽朕言

當時周は豊鎬に都す其の地西に在り武王に従ひて河を渡る者皆西方の諸侯な
り故に西土の有衆といふなり上篇は諸侯を先にし西土を後にし此篇西土を先
にす尊卑親疏の分なり

我聞吉人爲善惟日不足凶人爲不善亦惟日不足今商王受力行無
度播棄黎老昵比罪人淫酗肆虐臣下化之朋家作仇脅權相滅無辜
籲天穢德彰聞

夏命

天此の民を惠愛す君は天命を承け得て民を救護すべきの務あり然るを夏の桀
は天の命に従ふこと能はずして却て害毒を下國に流す故に天成湯に命して夏

我聞は紂の惡を數へんとて先づ古言を引くなり播は放也無度は法度にはづれ
たることを云ふ黎老は黎黨と通し年老ゆれば皮膚に黒點を生ず之れを鰥と云
ふ黎は假借字なり老人を云ふ昵比はシタシム也酗は酒に狂ふ也肆は縱也朋は
徒黨也脅權は上の權勢をオヒヤカシ用うる也籲は呼也此に武王古人の言を引
きて紂の罪を數へ來りて言ふ吉人の善をすることは終日之を爲しても猶ほ足
らずとす凶人の不善を爲すも亦惟れ日も足らずとす今商王受法度にはづれた
ることを力め行ふ是を以て臣下紂か惡に化して各々朋黨を結んで仇讎を相な
し上の權命をおひやかし用ゐる相誅伐する等其の害毒を天下に流す是を以て罪
なきの人は天に呼んで冤を告ぐ故に腥穢の徳天に顯れ聞ゆとなり墨子尙鬼篇
に昔者殷王紂播棄黎老賊誅孩子變毒無罪とあり

の命を降し退そけたり、是れ商紂の當に鑿戒すべき所なり、

惟受罪浮于桀、剝喪元良、賊虐諫輔、謂己有天命、謂敬不足行、謂祭無益、謂暴無傷、厥鑒惟不遠在彼夏王、天其以予乂民、朕夢協朕卜、襲于休祥、戎商必克。

浮は過也、剝は落也、喪は去也、元良は微子を指す、諫輔は比子を指すなり、鑿は視也、襲は重也、抑も受の罪は夏の桀にも過きたり、則ち彼賢人微子をは國中より去らしめ、比子をば、賊ひ殺し、已れ天命有り、と謂ひ、敬みを行ふに足らずと謂ひ、祭りを益なしと謂ひ、暴虐の行を以て傷害無しと謂ふ、其の鑿戒とする所遠にあらず、近く彼の夏王に在り、既に天湯に命じて夏桀の罪を伐たしむ、今紂の罪は桀よりも多し、天其れ我を以て民を治めしむ、我が夢我が卜と同じく協ひ、重ねて休祥の應あり、故に商を伐たば必ず之れに勝つことを知るなり、此れ天意の存せる所なればなり、

受有億兆夷人、離心離德、予有亂臣十人、同心同德、雖有周親、不如仁人。

此れ國の強弱は、人材の如何にあり、との義を述べ、夷人は平凡の人なり、亂臣は亂を治むるの人なり、亂を治さむるを亂と曰ふ、是れ反訓なり、周は至也、十人は周公且、召公奭、太公望、畢公榮公、大顛、閔天、散宜生、南宮括、其の一人は文母なり、九臣は外を治め、邑姜は内を治むるなり、受には億兆の平凡人あり、離も、各心を離なし、德を離なし、一も協心同力の勢なし、予れに亂臣十人あり、心を同くし、德を同くし、忠を盡し、賊を盡す、之れを以て紂に至親即ち同宗同族の臣あり、と雖も、亦凶人醜類のみ、周の仁人の世を救ひ、民に長たるべき德を具へ、特む可きには如かさるなり、されば戰はさるも已に必ず克の理あることを云ふ、此の亂の字を治むと訓むに一説あり、武王は人臣にして君たる紂を伐たんとすることなれば、紂の方から武王を目して亂臣と云へるを、直ちに取って自から亂臣と稱して、亂臣に治者賢者あることを云ひしなりと、又た一本に亂臣の臣字なき本あり、以爲らく文母は武王の臣にあらず、故に臣の字なきを是とす、論語及左傳引、論語釋文に予有亂十人、本或作亂臣十人、非と、去れば論語古本には臣の字なきなり、雖有周親云々、亦論語に見ゆ、

天視自我民視、天聽自我民聽、百姓有過在予一人、今朕必往。

(三三〇)

武王の曰く、天の視聽は皆民に自る、故に民の惡む所は天の誅する所なり、過は實なり、民皆我一人を責めて曰ふ、早く紂を討つて貰ひたしと、蓋し百姓等紂の虐政を畏れて、武王に水火の難を拯はれんことを希望して、其の遲きを責むるなり、即ち東面して征すれば、西夷怨み、南面して征すれば、北狄怨の意に同じ、故に今予れ必ず往き之を征せんとなり、

我武惟揚、侵于之疆、取彼凶殘、我伐用張、于湯有光。

揚は舉也、侵は入也、凶殘は紂也、孟子に殘賊と謂ふか如きなり、言は我れ我か武事を舉げ、紂の國境に侵入し、彼の凶惡殘忍なる紂を擒取せば、我が暴を伐つの事斯に立派に立ちて、殷王成湯が夏を伐ちし事にも愈るとなり、蔡傳に曰く、湯桀を放ち、武王紂を伐つ、皆天下に公なる心にして、己に私するにあらず、武王の事之を湯に質して聊かも愧づることなし、湯の心之を武を驗して益々顯かなり、即ち商を伐つの舉豈に湯に於て遜色あらんや、光ありと爲す所以なりと、此れ革命國の陋習言ふに足らず、

昂哉夫子、罔或無畏、寧執非敵、百姓懍懍、若崩厥角、嗚呼、乃一德一心、立定厥功、惟克永世。

昂は勉也、夫子は將士也、罔或無畏、寧執非敵は紂を十分恐れて掛る様にとなり、懍は恐怖なり、若崩厥角は、孟子の文を引き違へたる也、孟子には若崩厥角、誓首とあり、角は額也、多くの人か額を地に打ち付くる様になす事、然るに茲にては頭を容るゝ地なき如く恐るゝの義となせり、言ふは能く勉めよや、將士必ず紂を畏るゝに足らざる者とする事となかれ、寧ろ心を執りて以て、我が敵とする所に非ず中々容易に勝ち難を以てせよ、百姓は紂の虐を畏るゝこと懍々として安せず、其の頭角を崩さるゝか如しとなり、嗚呼汝たち徳を一にし、心を一にし、其功を立て定めて以て永く世を安んせよとなり、

泰誓下

時厥明、王乃大巡、六師明誓衆士。

厥明は戊午の翌日なり、古には天子は六軍、大國は三軍、是の時武王未六軍を備へず、故に爰に六師と云ふと、是れ其の戊午の明日、師を出すに律を以てし、三度之に

(三三七)

申令するは、事を重んずるの義なり、衆士は百夫の長なり、

王曰、嗚呼、我西土君子、天有顯道、厥類惟彰、今商王受、狎侮五常、荒怠弗敬、自絶于天、結怨于民。

尙

顯道は五倫五常の類なり、王曰く、嗚呼我西土の君子よ、天は夫れ至顯即ち典常の理あり、故に其道に従へば吉、其道に反けば凶なること、其義類甚だ明なり、然るに紂に於ては君臣父子兄弟夫婦の間、五倫五常の道を侮どり怠りて、少しも敬み畏るゝ所無し、上は天に絶ち下は民に怨まれ自ら禍を招けるなり、

斯、朝涉之脛、剖賢人之心、作威殺戮、毒痛四海、崇信姦回、放黜師保、屏棄典刑、囚奴正士、郊社不修、宗廟不享、作奇技淫巧、以悅婦人、上帝弗順、祝降時喪、爾其孜孜、奉予一人、恭行天罰。

書

斯は所也、痛は病也、回は邪也、正士は箕子也、郊社は天神地祇也、奇技は異なる技也、淫巧は過度の巧妙也、祝は斷の義也、言ふは冬月朝に川を渉る者を見て紂以爲く、其の脛寒に耐ふるは、或は異あらんと、遂に所て之を祝たり、比于強ひて諫むれば、紂怒て、吾聞く聖人の心には七竅ありと謂ひ、遂に剖きて其心を觀るか如きあり、

尙

常に刑威を作りて殺戮を以て事となす、其の害毒は四海の人を病まし、其の禍の及ぶ所實に遠し、姦邪の人をは反りて之を尊信し、己れの師となり保傳たる者は之を放逐し、常法を屏棄して少しも顧みず、箕子正しく諫めて囚奴(トヲハ)となり、至尊の敬を廢し、卑褻の惡事を營み、過度の技巧を作りて以て耳目の欲を恣まゝにし、一に姐己の歡心を獲んとを計る、夫の銅柱に膏を塗り炭火の上に加へ罪有る者をして行かじめ、炭中に墮ち困しむを見て、姐己と共に大に笑ふが如き亦其一なり、此の如く紂天常に悖り亂る、故に天其の逆道を惡んで、斷然是れに喪亡を降せり、爾たち衆士其れ勉め力めて怠らず、我一人を奉して敬みて天の罰を行へどなり、

書

古人有言曰、撫我則后、虐我則讎、獨夫受洪惟作威、乃汝世讎、樹德務滋、除惡務本、肆予小子、誕以爾衆士、殄殲乃讎、爾衆士其尙迪、果毅以登、乃辟、功多有厚賞、不迪有顯戮。

洪は大也、迪は進也、登は成也、今紂は天命已に絶え人心已に去り、但一獨夫なり、孟子(梁下篇)に殘賊の人之れを一夫と謂ふとあり、武王茲に古人の言を引きて謂く、

我を撫するは我君なり、我を虐するは我讎なりと、今紂は大に威虐を用ゐて以て世を害す、是れ汝累世の讎なり、故に紂は衆悪の本を爲して、あれは宜しく去らざるへからず、夫れ徳を立るには蕃殖滋長ならんことを専務となし、悪を去るには根本を除去するを務めざる可らず、之れを以て我小子大に汝衆士を以て悪を除くの義を行ひ、汝が讎を絶ち盡さんと欲す、故に汝衆士尙くは思ひ切り敵を殺すの果毅を陥み行うて、以て汝か君の功を成せ、若し功多き時は則ち厚賞あり、宜しく思ひ切りて敵に向へや、若し然らずして敵を恐るゝ様のある時は必ず市朝に顯戮して、以て衆庶に示し、汝か罪を顯にせん、汝等夫れ能く務めて以て大功を立てよとなり、

(三三〇)

嗚呼、惟我文考、若日月之照臨、光于四方、顯于西土、惟我有周、誕受多方、

日月は其徳の光り輝くと言ひ、四方は其徳の遠く被むるを云ふなり、西土は其徳の尤も發する所の地なり、武王又歎息して云ふ、嗚呼、惟我文考と、我が父を稱して衆を感せしむるなり、文王の地百里に止ると雖も、其徳に至りては天下に達す、所

謂其の明徳は四方に充ち塞かり、周の岐山と共に明かに顯はれたり、此の如く文王の徳大なれば、多方の國を受け、天下を三分して、其二を有つに至れり、是れ天命人心の歸する所、故に武王今誓師の末に於て之を言へるなり、墨子兼愛下篇に、太誓を引き曰く、文王若日月、乍照光于四方、于西土とあるに本づく、
予克受、非予武、惟朕文考無罪、受克予、非朕文考有罪、惟予小子無良、
無罪は過なしと言ふが如し、無良は善なしと言ふが如し、皆功を父に推すなり、言ふは文王天下に罪なし、故に天之を佑け、人其用を盡す、若し吾紂に勝たば、予か武に非ず、文考の餘慶にして、天の助けなり、若し吾紂に負ければ、文王の罪にあらず、我が善きこと無きの致す所なり、武王猶勝負の慮あり、文王の差を爲すことを恐る、故に事に臨みて警戒するの意を述べたるなり、此禮記坊記に、太誓を引き、此文あり、但し二の受の字皆紂に作れり、

牧誓

牧は地名なり、殷の紂王の都朝歌といふ所の南に在り、武王牧野に軍だてし將に戰はんとして、衆に誓ふの言なり、前に既に泰誓三篇あり、因りて茲には地名を以

(三三一)

て之れを別てり、今文古文共にあり、

時、甲子、昧爽、王朝至、于商郊牧野、乃誓。王左、杖黃鉞、右秉白旄、以麾曰、
逖矣、西土之人。

尙

時、甲子、昧爽、昧は冥也、爽は明也、二字熟すれば將に明けんとして未だ明けざる時なり、是れ紂に克つの日即ち甲子の日二月四日早旦の事なり、

王、朝至于商郊牧野、乃誓。

郊は城外五十里より百里までを云ふ、牧は近郊三十里にあり、紂の都近く牧野に迄押寄せ癸亥の夜に帥取し、甲子の朝に誓ひ

を爲し、將に紂と戦はんとすとなり、

王左、杖黃鉞、右秉白旄、以麾、曰逖矣、西土之人。

鉞は黄金を以て飾る

所の斧なり、大將の持して以て威を立つるの具、旄は旄牛尾とて毛の長き牛尾にて作りしもの、指麾の用に供す、逖は遠なり、武王左には黄金の飾りあるマサカリ

を杖き、右には白旄の指麾具を乗り、以て麾き慰勞して曰く、遠き西土の人人賊に

御苦勞千萬なりと、

王曰、嗟我友邦冢君、御事、司徒、司馬、司空、亞旅、師氏、千夫、長、百夫、長、及、

尙

庸、蜀、羌、髡、微、盧、彭、濮、人、稱爾戈、比爾干、立爾矛、予其誓。

王曰、嗟我友邦冢君。

武王の曰く嗟我友とする所の邦々の大なる君達よ

と、之れは諸侯を敬尊して云へる言葉なり、

御事、司徒、司馬、司空。

以下武王の臣下を云ふ、御事とは事を取り治むるの

副ひなり、司徒は民を主り、司馬は兵を主り、司空は土を主る役なり、武王此時迄は尙ほ諸侯たり、故に未だ六卿を備へざるを以て茲には先づ三卿を挙げたるもの

なり、徒庶の政令を治むるには民を司る司徒の官あり、是れは堯典周禮などに見えたる所の教官なり、又軍旅を治むるには兵を司る司馬の官あり、壘壁を治むる

には土を司る司空の官あり、是れ等各々に對して誓をなすなり、

亞旅、師氏、千夫、長、百夫、長。

亞は次也、旅は衆也、其の位卿に次く衆大夫なり、

師氏亦大夫以上の人にして、諸官の一部長なり、周禮にある師氏の如きも其一なり、王に従ふ所の者は衆大夫、大夫並ひに千人の師を統ぶる者や、百人の師を統ぶる所の者等なり、

及庸、蜀、羌、髡、微、盧、彭、濮、人。

庸濮は江漢の南にあり、羌は西蜀にあり、髡微は

尙

尙

巴蜀にあり、盧彭は西北にあり、之れ皆蠻國の人々なり、武王紂を伐つに當りて期せずして會する者八百國あり、然るを今師に誓ふに及んで獨り八國を稱するは、之れ周の都に近くして常に服従する所の者なれば、此等數國を挙げたるなり、稱爾戈、比爾干、立爾矛、予其誓。稱は舉也、戈は戟也、干は楯也、矛は戟の屬なり、長さ二丈とあり、今誓を發せんとする時の有様を述べ、戈は短くして其形



の如し、人執りて以て之を舉ぐ、故に稱とは言ふなり、楯は並へて敵を打く者故に比と言ふなり、矛は長して之れを地に立つる者ゆゑ立とは言ふなり、尖れ器械嚴整なるときは從ひて士氣も精明になるものなり、故に先づ威を整へ然る後誓を發するなり、

王曰、古人有言曰、牝雞無晨、牝雞之晨、惟家之索、今商王受、惟婦言是用、昏棄厥肆祀、弗答、昏棄厥遺王父母弟、不迪、乃惟四方之多罪逋逃、是崇、是長、是信、是使、是以爲大夫卿士、俾暴虐于百姓、以姦宄于商邑。王曰、古人有言曰、牝雞無晨、以下紂を討つに臨んで、先づ勝敗の理明かなることを述べ、衆心を安し、戰に臨み畏懼する所なからしむるなり、牝雞の晨する

ことなしとは牝鳥は晨に鳴くべき者にあらすとたり、

牝雞之晨、惟家之索。索は盡也、言ふは牝雞の晨するは不吉の兆にして、家の亡ふる前兆なりと、之れは古來より言ひ傳ふる所ならん、之れ婦人外事を知るに喩ふるなり、婦人夫の政に干涉する時は國必す亡ぶるなり、今紂は惟婦人姐妃の言を是れ用ふ、故に先づ此の言あるなり、

今商王受、惟婦言是用。婦は紂の妻姐已を云ふ、姐已紂を惑はし、紂之れを信用す、之れ殷の有蘇氏を伐ちし時、有蘇氏此婦を納れて以て和睦せしものなり、紂酒を好みて淫樂す、姐已の擧ぐる所の者は之れを貴ひ、憎む所の者は之れを誅す、惟れ即ち、婦の言是れ用ふるなり、所謂牝雞をして晨せしむるの謂なり、昏棄厥肆祀、弗答。昏は亂也、肆は陳也、答は報也、言ふは紂に於ては其の爲す所顛倒昏亂して、其の陳なれる所の祭祀、天地山川等諸種の祭を棄て、鬼神に報ずることなしとなり、

昏棄厥遺王父母弟、不迪。王父は祖及び祖の昆弟也、母弟は同母弟也、紂は昏亂を以て、其の父母の列又は昆弟の排行にある者を棄て、好遇するなし、宗廟

尙

の禮を廢し宗族の義なし所謂人倫を亂し天帝に悖れる者なり不迪に異説あり、江聲は迪は進なり之を登せ進めすと解せり孔傳蔡傳は不道と訓み乃ち不以道遇之と説けり史記も不用と訓みてあれば江聲の説是に近し、

乃惟四方之多罪逋逃是崇是長、紂は賢臣を棄て、却りて四方より逃亡し來る罪惡人を尊長せり、

是信是使、是以爲大夫卿士。士は事也逃亡の人を用ゐて卿大夫と爲して政事を掌らしむとなり、

俾暴虐于百姓以姦宄于商邑。商邑に於て百姓を暴虐し又姦宄の惡行をなさしむ之れ紂姐己が嬖に惑ふの甚しきより常に背き理を亂り遂に流毒此の如きに至れりとなり孟子にも殷紂王は天下逋逃人の主となるといへり、

今予發惟恭行天之罰今日之事不愆于六步七步乃止齊焉夫子勗哉不愆于四伐五伐六伐七伐乃止齊焉勗哉夫子。

今予發惟恭行天之罰今日之事不愆于六步七步乃止齊焉夫子最哉。愆は過也勗は勉也歩は進趨也齊は齊整也今予發は彼れ天怒人恨を受

尙

尙

けたる紂を討たんとすされば今日の事は多殺を以て功とすることなし縱令敵を追撃するとも六歩七歩より多く追はずして足もどを揃へ止まれとなり之れ敵を殺すことを好まず敵に切り崩されぬを第一とすることとなり夫子とは友邦の家君などを尊ひ稱する言葉なり、

不愆于四伐五伐六伐七伐乃止齊焉勗哉夫子。伐は擊刺也敵を切り突くことなり敵へ切てかゝり突いてかゝるも六打七打より多くせずして隣み止まり足もどを齊くせよとなり此れ之れに告るに攻殺擊刺の法を以てす其貪殺を戒むる所以なり上には夫子勗哉と言ひ此には勗哉夫子と言ふ者は反覆して文を成すなり之れ其の丁寧勤勉の意を致す所なり夫子の文字此を以て尤も故しとなす夫子は元と大夫以上を指して云へるなり之れ或は助くる子と云ふ義ならん後一轉して先生のことにも用ゐるなり六伐七伐は鄭玄の注にはなし或は衍文ならんと云ふ、

尙桓桓如虎如貔如熊如羆于商郊弗迓克奔以役西土勗哉夫子爾所弗勗其于爾躬有戮。

尙

書

尙桓桓如虎如貔如熊如羆于商郊。桓々は威武の貌威嚴を保ちて威武を擧げよとなり、貔は一名執夷虎豹の屬なり、四獸は皆な猛健なり、將士をして此の獸の猛きか如く商郊に奮撃せんことを欲すとなり、

弗逐克奔以役西土勗哉夫子。逐は迎也能く奔り來りて降る者は之れを迎へ撃ちて我か西土の人を勞役せしむる勿れと、此れ其の勇武を勉めて而して其の降る者を殺すことを戒しむとなり、逐の字蔡傳には止也と訓み、鄭玄には逐を禦となし、奔るを禦克せず以て云々と訓み、奔る者を手荒く取扱ひて殺すことなく以て西土の人々の使役に供せよとなす、義或は然らん、

爾所弗勗其于爾躬有戮。弗勗とは前の三の者を勉めざるを謂ふなり、敵に臨むて勉めされは則ち汝の身を戮すること有らんとなり、抑も此の篇は嚴肅にして温厚なること湯の誓誥と相表裏す、眞に聖人の言なり、

武成

此篇は漢の光武帝の時建武年間に滅ひたりといへば鄭玄などは見ること能はざる筈之、亦所謂偽古文なり、武王殷に往きて紂を伐ち、之を克定せし後武を偃し

尙

書

文を修め、馬牛を華山桃林の牧地に放歸し、群神を祀り、群后に告ぐること、並びに武王新政の善美なる所を記載して以て一書となし、篇中武成の二字を取り篇名となせり、即ち武の成れるを宗廟に告げし文なり、之れに朱子は錯簡ありとて、更に考定武成を作られたり、

惟一月壬辰旁死魄越翼日癸巳王朝步自周于征伐商。

一月は周の一月にして、殷にては十二月なり、去れば大陰曆の十一月にあたり、正月と曰はざるは當時未だ正朔を改めざれば、但數を以て一月とは言へるなり、壬辰は春誓の戊午を以て之れを推せば一月二日に當るなり、死魄は朔也、魄は朔と書くべき所なり、月の三日を魄生明といふ、旁は近也、今は死魄に添ふが故に二日のことを旁魄といへり、或は魄を黒の義に取り、三十日に見る説もあり、翼日は明日なり、歩は行なり、周は宗廟のある鎬京の都なり、今の陝西省西安府の邊是れなり、武王正月三日を以て周より行き、往いて商を征伐す、茲に壬辰旁死魄と記し、又翼日癸巳商を伐つとあるは、後世にても某日と云ふときは、必其の朔を掲ぐる如きなり、

厥四月哉生明，王來自商，至于豐，乃偃武，修文，歸馬于華山之陽，放牛于桃林之野，示天下弗服。

(三三〇)

尙
哉は始也、始生明とは月の三日の事なり、豊は文王の舊都なり、偃武は干戈を倒しまにして虎皮に包み之を藏むるなり、謂はゆる弓矢を袋にする意なり、修文は文徳を修むるなり、陽は山の南を云ふ、歸は戰終りたれば、元の牧場に戻すなり、弗服は復た再び乗り用ゐざることを云ふ、夫れ武王商に勝ちて河を渡りて西し、馬は華山の陽に散歸して乗用せず、牛は之れを桃林の野に放ちて復用ゐず、車甲は血を塗り之れを府庫に藏し、干戈は之れを倒しまにして虎皮に包み、天下に兵を用ゐざることを示すなり、此一節は武成篇の總提中の節なれば、必しも錯簡にあらず。

丁未祀于周廟，邦甸侯衛駿奔走，執豆蓬，越三日庚戌，柴望，大告武成。

尙
駿は速也、周廟は周の祖廟也、邦甸は邦畿千里の内にある甸服なり、侯衛は遠き京を去ると五百里より千里に至る國なり、豆蓬は祭の時に用ゐる具なり、豆は木豆、蓬は竹豆にて、我邦の腰高茶臺の如き形のものなり、柴望は柴を燔きて、上天及び

尙

既生魄，庶邦冢君暨百工受命于周。

遠き山川を望んで祭るなり、武王商に克つての故を以て天神地祇を祭り、又祖廟に告ぐ、近きは邦甸遠きは侯衛の諸侯伯皆速に走り、事を取りて以て祭祀を助く、既に祖廟に告げ、柴をたき、上天及び山川を望んで武功の成を告ぐるなり、武成に至る第一段となし、全篇の大綱を擧ぐ、

既生魄，庶邦冢君暨百工受命于周。

生魄は望後也、十五日は満月にして、魄の生ずる時は明なる所が欠けて少しづつ、黒くなる、即ち十六七日に當るなり、四方の諸侯及び百官皆周に於いて命を受く、蓋し武王新に位に即き、諸侯百官皆新君に朝見す、之れ始めを正す所以なり、庶邦冢君は外諸侯の從征せしもの、百工は周の卿大夫なり、

(三三一)

王若曰：嗚呼！群后，惟先王建邦啓土，公劉克篤前烈，至于太王、肇基王迹，王季其勤王家，我文考文王克成厥勳，誕膺天命，以撫方夏。

群公は諸侯也、先王は后稷也、公劉は后稷の曾孫なり、太王は古公亶父也、膺は當也、膺受と熟する字なり、王若く曰ふ、嗚呼群后よと呼び掛けて言はるゝには、吾が今日あるは即ち先王の遺徳によりて斯く武の成るを告ぐるに至るなり、后稷始て

尙

日あるは即ち先王の遺徳によりて斯く武の成るを告ぐるに至るなり、后稷始て

(三十四)

部に封せられたり、故に邦を建て、土を啓くと曰ふなり、史記に狄を避け、邠を去り、岐に居る、邠人仁なりとして之れに従ふ者市に歸するが如しと、詩に曰はく岐の陽に居り、實に始て商を翦つと太王未だ始より商を翦つの志あらず、然れども太王始めて民の心を得て、王業の成る實に此に基す、故に詩人はかく云へるなり、實に其志ありしにあらざ、王季能く勤めて以て其の業を繼ぎ、文王に至りて克く其の功を成し、大に天の命に當り、受け得て以て方夏を撫で安んぜしとなり、

大邦畏其力、小邦懷其德、惟九年、大統未集、予小子其承厥志。

前節の如く、周家の勢日に増大に至りたれば、大邦は其の威に畏れて敢て肆いまいにせず、小邦は其の德に懷きて自立を得るを悦ぶ、西伯政を專にして、威徳益々天下に著はるゝなり、九年は、文王西伯と稱せられて後九年なり、大統は天下を統一するの大業なり、既にして文王崩し大統未だ集らず、之れ文王の德以て天下を受くるに足らざるには非らざれども、紂の惡未だ天下を亡すに至らざるを以てなり、夫れ文王は天下を安んずるを以て心となしたり、故に予小子亦天下を安んずるを以て心と爲す、故に民を水火の苦中より救ひ出さるべからずとなり、

底、商之罪、告于皇天后土所過、名山大川、曰惟有道、曾孫周王發、將有大正于商。

底は致也、陳列の義あり、后土は社也、名山は華岳也、大川は河也、曰は武王の神に告ぐる言葉なり、有道は其の父祖を指して言ふ、曾孫は層重の孫と云ふと、周王發自身を指すなり、大正は兵を以て之れを征するなり、商の罪を數へ列へて、皇天國社及び過ぐる所の山河に告げ、紂を伐つの理由を述べ、曰はく之れ有道の曾孫周王發將さに大に商を正さんと欲すとなり、

今、商王受無道、暴殄天物、害虐烝民、爲天下逋逃、主萃淵藪。

萃は聚也、主は集會所也、今商王道徳なく天物を暴殄(アラシ)し、烝民を害虐(ツコナヒ)して止まず、夫れ故に天下逋逃の罪人紂を魁主として、恰も魚の淵に聚るが如く、又は獸の藪に聚るか如くなり、言ふは紂の惡事を爲すにつき、惡人多く集り來るとなり、

予小子既獲仁人、敢祗承上帝、以遏亂略、華夏蠻貊罔不率俾、恭天成命。

(三十五)

仁人は、太公周公の徒なり、略は孔傳に路なりとあり、従ふべし、蔡傳は略は謀略なりと訓ずれども、天下を亂る謀略は受取れず、傳は從也、成命は商を滅すの天命を云ふ、予れ小子既に仁人を得る上は、以て上帝に敬み承けて、紂が天下を亂る路を防ぎ止むるは之れ天帝の思召に適ふことなり、故に華夏中華即ち文明國なり、内にしては華夏外にしては蠻貊、相率ゐて從はざることなく、恭しく天の成れる命を奉し、周を助くとも、孔傳は傳の字を下に屬し、使也と訓ずれども、蔡傳の穩當なるに若かず、

肆予東征、綏厥士女、惟其士女、筐厥玄黃、昭我周王、天休震動、用附我大邑周。

箛は竹器也、玄黃は色幣也、故に我東の方紂を征伐し、其の士女を安撫せしに、殷の士女周王の來るを喜びて、其の玄黃の幣を箱に盛りて道に迎へ、我周王が民を弔し害を除くの美徳を明かにすと、是れ蓋し天の休命の人民の心を震動する故なり、よりて用て殷の多數の民は我が大邑周に歸附せしと也、

惟爾有神、尙克相予、以濟兆民、無作神羞。

爾は他を呼ぶに用ゐる辭なり、茲は神を指すなり、有は助辭也、別に意義なし、神羞は民を救はずんば神の羞也、言ふは神様よ尙くは予を相けて、以て人民を濟しめよ、若し神にして吾れを相くるなきは、是れ神の羞なり、故に此の救世軍を助けて神の羞を爲すことなかれとなり、

既戊午、師渡孟津、癸亥、陣于商郊、俟天休命。

俟天休命は敢へてこちらより戰を仕掛けず、天の吉兆あることを待つなり、既にして戊午の日に至り師を出して孟津と云ふ所を渡り、癸亥に及んで兵を商郊に頓し、紂の師の至るを待ち居るなり、

甲子昧爽、受率其旅、若林會于牧野、罔有敵于我師、前徒倒戈、攻于後、以、北、血流漂杵、一戎衣天下大定。

昧は冥なり、爽は明なり、夜の引き明けのと、旅は衆也、若林は盛多を言ふなり、甲子の明け方に至りて、紂が大軍を率ゐて來る、其衆林の如しとなり、會は會合なり、此即戰の字を省く、前徒は先列の兵士也、杵は穀物を臼つくキ子也、城普請のときにも用ふ、或は楯のことにて、齒と音近きより相通じて用ゐしなりといふ、言は兵士

は雲霞の如くなれども、意牧野に合戦する時には我師に敵するものなく、前に進み来る所の兵は、戈を倒にして自ら後を改めて以て北け走り、同士打をなし、血流れて楯を漂はすと云ふに至れり、是れに由りて之れを觀れば、紂が怨を民に積むこと、是の如く其れ甚しきを知るに足れり、而して武王の兵は、刃に血ぬらして以て勝つことを得たり、此れ所謂武王、一たび兵甲を被りて天下遂に大に定る所以なり、中庸に壹戎衣而保天下あるを取り來れるならん、

乃、反商政、政由舊、釋箕子囚、封比干墓、式商容閭、散鹿臺之財、發鉅橋之粟、大賚于四海、而萬姓悅服。

乃とは事を繼ぐ言葉、そこでといふに當る、釋箕子囚は、箕子は紂の叔父にして嘗て紂を諫言して、遂に囚はれ人となりてあるを釋すなり、商容は商の賢人なり、閭は族居の里門也、式は車の前にある横木なり、人を禮する時此木に覆る、武王戦克てより、紂の惡政をひつくり反し、商の先王の善政を用ひ、箕子の奴隷たるを救ひ、比干の墓を益し封じ、賢人を禮し、殘暴を去り、忠を顯はし、其を遂げしめ、窮を賑ひ、乏を彌はし、紂が積む所の府財倉粟を發散し、民に與ふことをなせり、其の恩澤

天下に及べり、之れを以て天下の民皆仁を悦び、德に服せしなり、

列爵惟五、分土惟三、建官惟賢、位事惟能、重民五教、惟食喪祭、惇信明義、崇德報功、垂拱而天下治。

列爵惟五とは公侯伯子男也、分土惟三は公侯は百里、伯は七十里、子男は五十里なり、建官惟賢とは、不肖者は進むることを得ず、進むるには必ず賢者を以てすと、なり、位事惟能とは、不才の者は任ずることを得ず、任ずるには必ず能者を以てすと、なり、五教は五典の教なり、君臣父子夫婦長幼朋友の五つなり、之れ教育の基本なり、食は以て生を養ひ、喪は以て死を送り、祭は以て遠きを追ふ、五教三事は人紀を立て、風俗を厚うする所以なり、之れ聖人の甚だ重する所、惇は厚也、天下をして厚く、信を行ひ、義理を明にし、徳あれば之れを尊ぶに、爵位を以てし、功あれば之れに報ずるに、祿を以てす、斯の如くして、武王別に爲すなきなり、故に手を拱(ゴウ)して衣を垂れ、天下自ら治まるなり、是れ政事の基本を知れるの致す處なり、此篇唐の孔穎達已に首ありて尾なきの文なるを疑ふ、既に偽古文なれば固より諸書に散見せる者を拾集せしなれば、其接續のあしきは、獨此篇のみならず諸篇共に然る

となれども、此篇は中に就き最も接続のあしきを見る、古來説の多き所以なり、今参考の爲め朱子の考定されしものを後に出す、

今考定武成

惟一月壬辰旁死魄、越翼日癸巳、王朝步自周、于征伐商、底商之罪、告于皇天后土、所過名山大川、曰、惟有道曾孫周王發、將有大正于商、今商王受無道、暴殄天物、害虐烝民、爲天下逋逃主、萃淵藪、予小子既獲仁人、敢祗承上帝以遏亂略、華夏蠻貊罔不率俾、惟爾有神、尙克相予以濟兆民、無作神羞、既戊午、師渡孟津、癸亥陳于商郊、俟天休命、甲子昧爽、受率其旅、若林會于牧野、罔有敵于我師、前徒倒戈、攻于後、以北、血流漂杵、一戎衣天下大定、乃反商政、政由舊釋、箕子囚、封比干墓、式商容閭、散鹿臺之財、發鉅橋之粟、大賚于四海、而萬姓悅服、厥四月哉生明、王來自商、至于豐、乃偃武修文、歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服、既生魄、庶邦冢君暨百工受命于周、丁未祀于周廟、邦甸侯衛駿奔走、執豆籩、越三日庚戌、柴望

大告武成、王若曰、嗚呼、群后、惟先王建邦啓土、公劉克篤、前烈、至于太王、肇基王迹、王季其勤王家、我文考文王、克成厥勳、誕膺天命、以撫方夏、大邦畏其力、小邦懷其德、惟九年、大統未集、予小子其承厥志、恭天成命、肆予東征、綏厥士女、惟其士女、篚厥玄黃、昭我周王、天休震動、用附我大邑周、列爵惟五、分土惟三、建官惟賢、位事惟能、重民五教、惟食喪祭、惇信明義、崇德報功、垂拱而天下治、

洪範

周の武王、殷に克ちて、箕子を朝鮮に封ず、後箕子來朝せるに付き、武王就いて訪問するに、平天下の事を以てす、ソコテ箕子は答ふるに、此の洪範を以てせり、是れ即ち天下を治むるの道なり、本篇は尙書の中にて尤も八ヶ間敷き篇なるが、又大に尊ぶべき篇なり、此の内には五行五事など書き連ねて少しく疑はしき點無きにしもあらず、されども、所謂倫理の大體を述べしものなり、後世唱ふる所の彝倫とは人倫のみにつきて言へども、此篇唱ふる所は治國平天下に關するものは万物を網羅して、之れを彝倫と云ふ、此の篇は今文古文共にあり、洪一に鴻に作る義同

し、範は法なり、天下を治むる大法を云ふ。

惟十有三祀、王訪于箕子。王乃言曰、嗚呼、箕子、惟天陰隲下民、相協厥居、我不知其彛倫攸叙。

尙

惟十有三祀、王訪于箕子。祀は年也、周にては年と云へども、商には祀と云ふなり、此に祀と云ひたるは箕子の言葉に從ふ、箕子は本を忘れざる所より祀とは云へり、箕子嘗て言へらく、商は夫れ淪喪せん、我從ふ能はずと、武王に至りて箕子を朝鮮に封して臣とす、之れ箕子は義を守るの人なれば、臣たるへからざれば、武王も敢て之を臣とせざりしなり、訪は武王箕子に就いて之れを問ふなり、箕は國の名にして子とは尊稱なり、十有三年、箕子の來朝せしにより、就きて洪範を問ひしなり、武王般に克ち、宗周に歸り、先づ武の成功を告げ、次に箕子に就きて天下を治むる道を尋ねとなり。

王乃言曰、嗚呼、箕子、惟天陰隲下民、相協厥居。乃言は言葉を難じて

其闕を重くするなり、箕子は美稱なり、陰は曇るとにて蔽ふの義あり、隲は定也、王乃ち曰く、嗚呼、箕子、惟れ天は冥々の中に於きて下民を蔽ひ、之を育て、其の居り

尙

所を相け協へて之れを保合するに在るなり、言は天意是の如し。

我不知其彛倫攸叙。彛倫は萬事につき夫々常の筋途あるを云ふ、天子は

天下の人民を治むるが職なるに、我れに於ては其の彛倫の叙する所以如何して可なるかを知らざるなりと、抑も此に言ふ彛倫は万事万物に具りて、獨り人にのみ限らざるなり、人君にして彛倫攸叙を知らざれば、以て天下を治理する能はざれば、此間ある所以なり。

尙

箕子乃言曰、我聞在昔、鯀陞洪水、汨陳其五行、帝乃震怒、不畀、洪範九疇、彝倫攸叙、鯀則殛死、禹乃嗣興、天乃錫禹、洪範九疇、彝倫攸叙。

箕子乃言曰、我聞在昔、鯀陞洪水、汨陳其五行。陞は塞也、汨は音骨、亂也、陳は列也、箕子乃ち武王の問を重しとして曰く、我れ聞く、昔、洪範の原は天より出で來りしもの也、禹の父鯀といふ者、堯の命を受け水を治めし時、水の性に逆ひ其の道を塞ぎし爲め、忽ち其の五行、木、火、土、金、水の五つの順序を亂したり。

帝乃震怒、不畀、洪範九疇、彝倫攸叙。畀は與也、洪は大也、範は法也、疇は

類也、敷は音怒、敗也、上帝震怒し以て之れに洪範九疇を與へざるなり、之に依りて

尙

天下万事の倫序潰敗に歸し、人々衣食を得ざるに至れり、

鯀則殛死、禹乃嗣興、 鯀は罪也、嗣は後繼也、帝は則ち鯀をば遠地に屏け遂に死に至らしめたり、鯀赦されずして島に死せるなり、禹繼ぎて登庸せられ、則ち水の本性に順ひて治めれば、地平かに天成り、庶民安きに歸す、其の父を廢し子を擧ぐるは堯舜至公の道なり、

天乃錫禹、洪範九疇、舜倫攸叙、 錫は賜也、此に於て天乃ち大法九類を禹に與ふ、洛書是なり、傳へ云ふ神龜文を負ひて出て背に九數あり、禹之に則りて洪範九疇となすと、之れ天下を治むるの大本、九疇の叙づる所なり、之れ或はいふ禹が考へに出しなれども、斯くは言ひしならんと、之を眞に天の授くる所となして、も敢て差支なかるべし、

初一日五行、次二日敬用五事、次三日農用八政、次四日協用五紀、次五日建用皇極、次六日又用三德、次七日明用稽疑、次八日念用庶徵、次九日嚮用五福、威用六極、

初一日五行。此の一二の數は、昔禹の時に洛水より出でたる馬の背にあり

し數なりと言ふと雖も、此等のとほ今日より明言し難し、五行は天に屬する者に九類一章の始めとなす、天地間の万物一として之れなきはあらざるなり、故に九類の始となす、行とはめぐるの義なり、

次二日敬用五事。人の身に付けて云ふ、修身の義なり、人夫れ五行に法りて五事を敬めば、必ず善事あらんとなり、

次三日農用八政。農は厚也、醜と同意義也、厚く之れを用ゐれば、政乃ち成るとなり、八政は利用厚生之義にして、人民の生活をあつくす故に厚といふなり、

次四日協用五紀。協は和也、紀は歴の事なり、天の時を和らくるに五つの占括に従ひ行くとなり、

次五日建用皇極。皇は君也、極は中也、君は天下の標準なり、極は猶不至善と云ふが如きなり、君の心中正にして偏頗なるとなきやう心懸くるなり、中庸に所謂其人存則其政存、其人亡則其政亡と云ふが如く、凡そ事を立つるには、其の人即ち明君良臣を得ざれば如何に善美なる法規と雖も、其の用を爲さざるなり、故に先づ人を得て、大中の道を用ふべしとなり、大傳に王之不極、是謂不建と、以て此

本文の皇は君にして極の中なるを知るべし。

次六日又用三德。 又は治也、民を治むるには必ず先づ此の三德を用ふべし、三德とは曰く剛柔正直なり、之を用ゐて變に應ずれば宜きに適ふとなり、

次七日明用稽疑。 稽疑は兩者の判断に困むを云ふ也、夫れを明らかに定むるには必ず卜筮を用ゐて惑を解き疑をはらすとなり、

次八日念用庶徴。 庶徴は天を推して之を人に徴するなり、自分は其の政治を完全なる者とせども、又世に種々なる現象表はれ、所謂禍の兆候出づることあり、則ち天變地震等の起るを云ふ、其の時は之れに心をを用ゐて深く注意すべきことなり、

次九日嚮用五福、威用六極。 極は福に對して惡事災難を云ふ、天人を嚮勸するには五福を用ゐるなり、人を威嚇するに六極を用ふとなり、以上は禹の策叙する所なり、之れを五行に本づけ、五事を敬み入政を厚くし、之れを協るに五紀を以てす、皇極の建つ所以なり、之れを又むるに三德を以てし、之れを明かにするに稽疑を以てし、之を驗るに庶徴を以てし、之を勸懲するに福極を以てするは、皇

極の行はるゝ所以なり、人君の天下を治むるの法是れに過ぎたるはなし、以上大綱なり。

一五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡、潤下作鹹、炎上作苦、曲直作酸、從革作辛、稼穡作甘。

一五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、此より以下は九疇の細目なり、水は万物の初めなり、水に火を加へて愈々凝結し、其の水火の活動が萬物を生せしむ、之れ五行の生する順序によりて言ふ、然かして土は中央にあれば水火の後にあるべきなれども、土は總てに屬すれば之を後に序せしなり、
水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡、之れは其の自然の常性を言ふなり、稼穡は獨其德を表稱す、其の意は生の德の盛なるを云ふ、故に曰と云はずして爰にと云へるなり、水は其の性潤はして而して下るものなり、火は炎となりて上るものなり、木は根が曲にして幹が直なり、金は溶して種々の形に改むることを得る故に従ひて又革る者なり、土は以て種を且つ其の實を收

むるの徳あり、植を稼と云ひ刈り收むるを穡とは云ふなり、又土の言たる吐なり、物を吐出するなり、又吐なり人の腹肚の如く物を容るゝなり、

潤下作鹹、炎上作苦、曲直作酸、從革作辛、稼穡作甘、之れ五行より生ずる所の五味なり、潤下は鹹(シホ)なり、炎上は苦(ニガ)焦氣の味なり、曲直は酸(ス)なり、從革は辛(カラ)を生ずるなり、稼穡は甘(アマ)を生ずるなり、之れ民用に切なる第一の味なり、五味甘を主とす、五味の五行に屬する種々の説あれども、今日理化學の開けし世にありては、迂に似たれば省きぬ、

二五事、一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思、貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿、恭作肅、從作乂、明作哲、聰作謀、睿作聖、

二五事、一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思、此の五つは五事の叙なり、貌は容貌威儀也、五事を以て五行に屬し云々とあれど、姑く省きぬ、五事の次第は自から人の見聞する所によるなり、人始めて生ずるときは、先づ形色を見るなり、既にして生ずれば音聲發す、然る後能く視、能く聽き、能く思ふなり、

貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿、恭從明聰睿は五事の徳なり、恭

は敬也、儼恪を云ふ、從は順也、從順の徳を云ふ、明は見えざるなきを云ふ、聰は聞えざるなきを云ふ、睿は濬と同じく深きなり、微に通ずるを云ふ、精密にして堅實なるは思の徳なり、

恭作肅、肅從作乂、明作哲、聰作謀、睿作聖、此れ五徳の用なり、肅は嚴整也、心に敬むなり、乂は理也、治むべきを云ふ、哲は智也、照了すなり、謀は度也、聖は能く事物に通ずるの才智を云ふなり、恭從等の上、克の字を加へ看るべし、能く恭なれば此の如きの効ありとなり下同じ、

三八政、一曰食、二曰貨、三曰祀、四曰司空、五曰司徒、六曰司寇、七曰賓、八曰師、四五紀、一曰歲、二曰月、三曰日、四曰星辰、五曰曆數、五皇極、皇建其有極、欽時五福、用敷錫厥庶民、惟時厥庶民于汝極、錫汝保極、

三八政、一曰食、二曰貨、三曰祀、四曰司空、五曰司徒、六曰司寇、七曰賓、八曰師、食は民の急にする所ゆゑに第一とす、貨は民の資り以て用を足す所ゆゑに用物を寶とす、此の二者生を養ふ所以なり、祭祀は本に報ずる所以なり、鬼神を敬して以て本と成すなり、司空は土地を司り民を安んずる官なり、司徒

は徒衆を主り禮義を教へらるる官なり、司寇は禁を主り姦盜を治むる官なり、以上は内を治むるに要する者なり、實は諸侯遠人を禮し來往交際する所以なり、師は殘を除き暴を禁する所以なり、此師則ち兵なるものは聖人の已むを得ざるに非らざるよりは之れを用ゐず、故に未だに置けるなり、

四五紀。一曰歲、二曰月、三曰日、四曰星辰、五曰歷數。歲は四時を紀する所以なり、則ち一年のことなり、歲星と云ふ星ありて一年に一度づゝ行き、十二年に一度天を巡るなり、縱令へば本年寅の方に由づれば來年は卯の方に表はるゝなり、之よりして一年のことを歲とは云ふなり、月は晦朔を定むる所以なり、日は星の履行する所を正すなり、星は經星緯星なり、辰は日月の同じ所を通り、丁度落ち合ふ所を云ふ、一月に一回つゝあること、歷數は節氣の度を歷數して以て曆となし、敬みて民に時を授くるなり、之れ歲月日星辰の四つの者の行き道を考ふる所、即ち推歩の術なり、

五皇極。皇建其有極、欽時五福、用敷錫厥庶民。惟時厥庶民于汝極、錫汝保極。皇は君建は立なり、極は至極の義なり、大中の道君能く中を立て

九疇の義を行ふ也、人君のとるべき至極の道なり、所謂人の君となりては仁に止ると云ふが如きなり、極は福の本、福は極の效なり、極の建つる所、福の集る所なり、人君福を上に集むる其の身を厚うするのみに非らず、君大中の效有れば衆民君を標榜とし中を取るに至る、之れ君に與ふるに中を保持する所以を錫ひ與ふとなり、君民相與にして爲すあるべきを云ふ、

凡厥庶民無有淫朋、人無有比德、惟皇作極。凡厥庶民有猷、有爲、有守、汝則念之、不協于極、不罹于咎、皇則受之、而康而色、曰予攸好德、汝則錫之福、時人斯其惟皇之極。

凡厥庶民無有淫朋、人無有比德、惟皇作極。淫朋は邪黨也、人は位ある人也、比德は私に相比附する也、言ふは庶民及び有位の人と皆中を安んずるの善あれば、則ち淫過朋黨の惡、比周の徳なし、惟れ君中正を以て下を導けばなり、凡厥庶民有猷、有爲、有守、汝則念之。此には庶民のみを言ふなり、猷は謀慮有る者なり、爲は施設することある者、守は操守ある者、此の三つの者は君の念ひて取合すべき所なり、汝は武王を指すなり、

不協于極、不罹于咎、皇則受之。

不協于極は善に合はざるを云ふなり、

不罹于咎は惡に陥らざるなり、凡そ民の行ひ中に合はずと雖も、而も咎惡に罹
ずんは其人教へて上下すへき也、宜しく法を寬にし之れを受くべし。

而康而色、曰予攸好德、汝則錫之福。

汝汝の顔色を安んじて、謙を以

て人に下るべし、而して人我が好む所の者は徳なりと曰はば、則ち之れに爵祿を
與へよとなり、是れ孔傳の解、蔡傳は康色二字を連ね、安和の色となし、攸好徳の人
に屬す、二説共に要を欠く、竊に以爲らく、康と色とは人々の好む所なるに此人獨
能く徳を好むの義か參

時人斯其惟皇之極。

一の攸好徳の人を擧げ、汝之れに福を與ふれば、則ち

現時の人々斯に君の中正を標準として進む様になることであるとなり、此亦舊
説を取らず、

無虐、榮獨而畏高明、人之有能有爲、使羞其行、而邦其昌、凡厥正人、既
富、方穀、汝弗能、使有好于而家、時人斯其辜、于其無好德、汝雖錫之福、
其作、汝用咎。

無虐、榮獨而畏高明。

榮は單にして父母兄弟なきを云ふ、獨は子なきを云

ふ、榮獨とは庶民の至りて徹なる者也、高明は位高く威光尊顯なるを云ふ、二者何
れも其の甚しき者を指して云ふ也、言ふは縱令單獨なる庶民と雖も善あるとき
は則ち之れを勧め勉むべし、縱令有位の寵貴者と雖も不善なるときは宜しく之
れを懲すべし、必ず法を枉げて之れを畏れずとなり、

人之有能有爲、使羞其行、而邦其昌。

有能は才智ある者なり、有爲は事

業を爲すに長したる者を云ふ、羞は進むなり、昌は盛なり、此は有位の者を指して
云ふ、抑も才能有爲の士は、其の行ふ所を進めしむれば、人々才能を勵み、官使の者
皆賢才となりて、邦國又從ひて昌盛となるなり、

凡厥正人、既富方穀。

正人は方正の士人なり、既は盡くの義なり、富は之れ

に貧賤するなり、穀は祿なり、言ふは方正の士は盡く富ましめ、且つ祿を與へ之を
優にすべしとなり、

汝弗能、使有好于而家、時人斯其辜。

正直の人をして、廉祿繼かず、衣食給

せずして、汝の家に和合するなくんは、現時の人斯に以て、在上者の辜となさんと云、

(四三二)

于其無好德。汝雖錫之福。其作汝用咎。其の徳を好むことなきの人物に於て、汝之を愛し之れに爵祿を與ふと雖ども、其れは反りて其者の罪惡を長せしめ、其者を敗ると同じ、徳なき者を愛するは反つて害する所以なるを云ふ、言ふは祿は賢者に與ふへく、惡徳の者には及ぼすへからざるなり、必ず之れを富ましめて而る後其の善を責るは、聖人の道なり、(以下有韻文なり)

無偏無陂。遵王之義。無有作好。遵王之道。無有作惡。遵王之路。無偏無黨。王道蕩蕩。無黨無偏。王道平平。無反無側。王道正直。會其有極。歸其有極。

無偏無陂。遵王之義。偏は平かならざるなり、陂は正からざるなり、言ふは常さに先王の正義に循ひて以て、民を治むへしとなり、陂は舊本に頗に作りしを唐開元の時に韻揃はずとて、此の陂の字にかへたるなり、是れ古音を知らざるの誤にて、頗の方宜しきなり、陂義叶韻。

無有作好。遵王之道。無有作惡。遵王之路。言ふは妄りに私の好惡を爲すこと有ることなかれ、必ず先づ先王の道路に循ひて、至公至平の道を取るべしとなり、好道一韻、惡路一韻。

無偏無黨。王道蕩蕩。蕩々は平易なり、廣遠なり、片よるなく私無きときは王道自ら平易にして、廣遠なり、黨、陂韻。

無黨無偏。王道平平。平々は辨々と同じ、吏肥便々に作る、辨治なり、言ふは私なく片よるなきときは王道辨治を得るなり、偏、平韻。

無反無側。王道正直。正直は偏邪ならざるなり、道に反くことなくかたよることなきときは、王道正直なり、抑も偏頗、阿黨は是れ政事の大患にして、國家の亂る、所以なり、論語に曰はく、一日克己復禮天下歸仁焉と、亦是意なり、

會其有極。歸其有極。會は來り合ふなり、歸は來り至るなり、言ふは、上の如く大中にして偏頗なれば天下の人皆な來り歸すととなり、以上押韻の體にして、人をして反復吟詠して、深く其理を心に得しむる所以の者なり

日皇極之敷言。是。舜。是。訓。于。帝。其。訓。凡。厥。庶。民。極。之。敷。言。是。訓。是。行。以。近。天。子。之。光。日。天。子。作。民。父。母。以。爲。天。下。王。

日皇極之敷言。是。舜。是。訓。于。帝。其。訓。凡。厥。庶。民。極。之。敷。言。是。訓。是。行。以。近。天。子。之。光。日。天。子。作。民。父。母。以。爲。天。下。王。

(四三三)

曰皇極之敷言、是彛是訓、于帝其訓。 曰は箕子其の義を重くせんとし、
 端を改め言ひ出し、ためなり、敷言は上の文の敷き衍るの言葉なり、言ふは人君
 たる者は宜く極の理を以て敷を布き陳べ、是を常とし守り、是を訓へとし失はさ
 れは、是れ即ち上帝の訓へなり、是れ敷言の妙を贊するの謂なり、史記には皇を王
 に作り、王之れを極めて言を敷かしむと諷めり、于帝其訓の訓は馴に作り、順ふの
 義とせり、此の義従ひ難し、

凡厥庶民、極之敷言、是訓是行、以近天子之光。 光は道德の光華なり、

凡そ其の庶民下は士庶人より上は卿大夫に至るまで性は一なるのみ、庶民は卿
 の如し、上の風能く大中の道に従へば、下も亦極の敷言に於ける是れを訓とし奉
 じ、是れを行ふときは則ち天子道德の光華に近づき幸福を得べしとなり、

曰天子作民父母、以爲天下王。 曰は人民の言葉なり、父母とは其の恩育
 を指して言ふ、民天子に親むの言葉なり、王とは之を尊ぶの意なり、貫天地人謂之
 王と説き、韓非子は王は往也、天下歸往也とあり、言ふは天子は父母の恩育ある如
 くなれば、我早く歸往して尊ばざるべからずとの意なり、今民と謂ひて人と云は

はざるは小を擧げて大を見はずの義なり、

六三德。一曰正直、二曰剛克、三曰柔克、平康、正直、彊弗、友、剛克、燮、友、柔
 克、沈潛、剛克、高明、柔克。

六三德。一曰正直、二曰剛克、三曰柔克。 一には己れ正しくして能く人
 の曲を正しくす、二には剛能く事を立つ、此德恒には用ゐることなく、時ありて之
 を施すなり、三には和柔の德、此德を用ゐ勝ち治むるとなり、此れ王者天下を治む
 るに用ゐるべきの德なり、一個人の德と見るは悪し、

平康、正直、彊弗、友、剛克、燮、友、柔克。 友は順也、克

は治なり、燮は和也、世が平安なれば正直を用ゐて之れを治め、世が彊禦にして順
 はざれば剛德を以て之れを治め、世が和順なれば夫れ逆らはず、柔德を以て之れ
 を治む、沈潛は世の中の寐入たるやうの時をいふ、其様の時には又剛を以て引立
 て、高明とて世上の餘りに、陽氣たなる時には、かわきし土に水を打つ如く柔を
 以て治むとなり、沈潛、高明、諸説紛々、今皆取らず、聖人世を撫するに時に因て宜し
 きを制す、三德又用ゐると陽以て之れを舒べ、陰以て之れを斂むる如く、又其の

兩端を執りて其の中を民に用ゐ、天下の民俗を皇極に納る所以の者蓋し此の如きなり、

尙

惟辟作福、惟辟作威、惟辟玉食、臣無有作福、作威、玉食、臣之有作福、作威、玉食、其害于而家、凶于而國、人用側頗僻、民用僭忒。

惟辟作福、惟辟作威、惟辟玉食。福威は上の下を御する所以の者なり、玉食は下の上に奉る所以なり、言ふは惟君たる者は能く其權を把持し、下に移すべからざるなり、福は爵祿威は刑罰、玉食は珍羞を云ふ、周禮に天子の膳に玉屑を具ふるとありき、されば眞の玉食と見ても差支無るべし、

臣無有作福、作威、玉食。臣たる者は上を僭すべからず、人臣の分を守るべきを戒めたるなり、

臣之有作福、作威、玉食、其害于而家、凶于而國、人用側頗僻、民用僭忒。頗は不平也、僻は邪僻也、僭は險也、忒は過也、言ふは臣にして上の權を僭するときは、則ち大夫は必ず汝の家に害あり、諸侯は必ず汝の國に凶あり、有位の者不

平不公にして、其の分に安せざる時は、小民亦上に傲ひ、禮を犯し、義に違うて、其の

書

常を越え國家大亂の基となり、以上は人臣僭上の患を言ふなり、此獨天子のみならず、諸侯も亦然り、故に大夫の家と諸侯の國とを言ひしなり、

尙

七稽疑、擇建立、卜筮、人乃命、卜筮。曰雨、曰霽、曰蒙、曰驛、曰克、曰貞、曰悔。

七稽疑、擇建立、卜筮、人乃命、卜筮。稽は考也、卜は龜を用ゐ、筮は蓍を用ゐるなり、疑を決するには、卜筮を以て之を考ふ、公平無私なるを尊ふなり、故に能く天の明を紹くを得、それ故に先づ卜筮を知る人を選び、擇ひて、而して之を立て置き、有事の日に至り、之をして卜筮せしむとなり、

書

曰雨、曰霽、曰蒙、曰驛、曰克。霽は晴也、蒙は陰闇なり、驛は連屬せざるなり、克は交錯にして相勝の意あり、此の五ツの者は卜兆の常法なり、然も自から五行の生序に合ふ、即ち雨は水、霽は火、蒙は木、驛は金、克は土の象なりと、去れど今日卜法の体はらざる時に當り、其の確たる事は知り難し、

曰貞、曰悔。此れは占卦なり、内卦即ち下の三畫を貞となし、外卦即ち上の三畫を悔となす、左傳僖公十五年、蠱の貞は風、其の悔は山と云ふとあるは是れなり、又遇卦即ち本卦を貞と爲し、之卦即ち變卦を悔と爲すことあり、國語に貞屯悔豫、

皆八といへるは是なり、

凡七、卜五、占用二、衍忒、立時人、作卜筮、三人占則從二人之言。

凡七、卜五、占用二、衍忒、七は卜占を合せたる數にて雨霽蒙、克、貞悔也、五

は卜兆の雨霽蒙、克也、二は占の貞悔也、衍は推也、忒は過也、猶不變と云ふ如し、是れ人事の過差變化を推定する所以なり、忒一に忒に作り態と訓じ、人事の情態を云ふ亦通ず、

立時人、作卜筮、三人占則從一人之言、此の卜筮を知る人を立て、卜

筮の事を爲さしむ、夏殷周の卜筮各異なり、三法並に卜し二人の言に従ふなり、善く鈞しき時は衆に従ふ、卜筮は必ず三人を立て、以て相參考するなり、

汝則有大疑、謀及乃心、謀及卿士、謀及庶人、謀及卜筮、汝則從、龜從、筮從、卿士從、庶民從、是之謂大同、身其康彊、子孫其逢吉、汝則從、龜從、筮從、卿士逆、庶民逆、吉、卿士從、龜從、筮從、汝則逆、庶民逆、吉、庶民從、龜從、筮從、汝則逆、卿士逆、吉、汝則從、龜從、筮逆、卿士逆、庶民逆、作内吉、作外

凶、龜筮共違、于人用靜吉、用作凶。

汝則有大疑、謀及乃心、謀及卿士、謀及庶人、謀及卜筮、將に事を舉

げんとして汝大なる疑わらば、先づ汝の心を盡して以て之れを謀り、自ら慮はかるにあるなり、然る後卿士衆民に及ぼし、次に卜筮して以て之れを決すべしとなり、人事を盡くして天に聽くは事の序なり、

汝則從、龜從、筮從、卿士從、庶民從、是之謂大同、從は之れを可とする

なり、人心和順し龜筮も亦從ふ、是れを之れ大に吉に同じと謂ふなり、

身其康彊、子孫其逢吉、動きて衆に違はざれば身夫れ安く、後世子孫亦吉

に遇ふを得るなり、一に違を訓して大となす、

汝則從、龜從、筮從、卿士逆、庶民逆、吉、逆は之れを不可とするなり、汝則

從ひ龜從ひ筮從ひは、縱令卿士逆ひ、庶民逆ふとも、三從二逆なれば、中吉なり、亦事を擧ぐべきなり、

卿士從、龜從、筮從、汝則逆、庶民逆、吉、卿士從ひ龜從ひ筮從ひは、縱令汝

則ち逆ひ、庶民逆ふとも、君臣同じからざれば、之れを卜筮に決す、亦中吉なり、

庶民從、龜從、筮從、汝則逆、卿士逆、吉。庶民從ひ龜從ひ、筮從は、縱令汝則ち逆ひ、卿士逆ふとも、吉なり、民上と心を異にすとも、亦卜筮して以て之れを決すべしとあり。

汝則從、龜從、筮逆、卿士逆、庶民逆、作内吉、作外凶。汝則ち從ひ龜從ひ筮逆ひ、卿士逆ひ、庶民逆は、内事の冠昏祭祀等の事を作すは吉なれども、外事の外交征伐等の事には凶なり、之れ二從三逆、龜筮相違へばなり、龜筮共違于人、用靜吉、用作凶。龜筮共に人即ち汝卿士庶民の意向に違は、靜に用ゐるは吉し、動くに用ゐるは凶なり、故に宜しく安んじて以て常を守らるべしとなり。

八庶徵、曰雨、曰暘、曰燠、曰寒、曰風、曰時。五者來、備各以其叙、庶草蕃廡。一極備凶、一極無凶。

八庶徵、曰雨、曰暘、曰燠、曰寒、曰風、曰時。徵は驗なり、雨は水に屬し、暘は火に屬し、燠は木に屬し、寒は金に屬し、風は土に屬す、時は五つの者各々其の時を以てするを云ふ、水は物を潤し、火は物を乾かし、木は物を長ぜしめ、金は物を成就

し、風は以て物を動かす、之れを兼驗といふ、時の字一に歲、月、日を指す、又曰く時を下屬する説もあり、未だ孰れか是なるを知らず。

五者來備、各以其叙、庶草蕃廡。此の五の者備り至るに各々次序を以てすれば即ち來艸蕃滋して豐庶也、備は缺少なきを云ふ、叙は節候に應ずるを云ふなり、極備は過多なり、極無は過少なり、言ふは雨過くれば霖となり、雨少なければ旱となり、凶なる所以なり。

曰休徵、曰肅、時雨若、曰乂、時暘若、曰哲、時燠若、曰謀、時寒若、曰聖、時風若、曰咎、時狂、恒雨若、曰僭、恒暘若、曰豫、恒燠若、曰急、恒寒若、曰蒙、恒風若。

曰休徵、善き驗なり、善美の行の驗を叙するなり。
曰肅、時雨若、在上者慎める時は、時を得し雨之れに順ふと云ふなり、世泰平なれば五雨十風とて、五日目に雨、十日目に風ありといへり。
曰乂、時暘若、君行善良にして政治されば時を得し、晴明の天氣之に順ふとなり。

日哲、時煥若、人君能く物事の理に暗からず、照哲なれば則ち時を得し煥な

る氣が之れに順ふとなり、

日謀、時寒若、君能く謀慮周匝にして、事變に應ずるを得は時を得し涼しき

氣之れに順ふとなり、

日聖、時風若、君能く事理に通明なる時は時を得し風之れに順ふとなり、

日咎、微、惡驗なり、人君惡行の驗を叙つ、

日狂、恒雨若、君の行ひ狂妄なるときは、則ち常に雨ふると之れに順ふとな

り、

日僭、恒暘若、君の行ひが敬しまず僭差すれば、則ち常に旱するると之れに順ふ

となり、

日豫、恒煥若、君の行常に逸豫怠慢なれば常に煥なる氣之れに順ふとなり、

日急、恒寒若、君の行急迫なれば則ち常に寒き氣之れに順ふとなり、

日蒙、恒風若、君の行蒙闇なれば常に風吹くと之れに順ひ來るとなり、

日王省、惟歲、卿士、惟月、師尹、惟日、歲、月、日、時、無易、百穀、用成、又、用明、俊

民用章、家用、平康。

日王省惟歲、王の省る所歲に在り、王の職たる群吏を總へらるゝ所のものは、猶ほ歲の四時を兼ぬるか如くなればなり、

卿士惟月、卿士各々掌る所有りて、恰も月の十二ヶに別るゝが如くなり、故に月を以て得失を省察す、

師尹惟日、衆正官の吏、即一課の長の、其の職を分治することは、日の歳月にあるか如くなれば、日を以て得失を察するなり、

以上三つの者は尊卑を以て驗しを爲す者なり、蓋し雨、暘、煥、寒、風、五者の休咎は或は一歲の上の利害に係ることあり、或は一月の利害に係ることあり、又は一日の利害に係ることあり、各々其の大小を以て之れを言ふなり、

歲月日、時無易、百穀用成、歲月日の三の者の雨、暘、煥、寒、風、其の時を失はざる時は則ち百穀成熟するなり、

又用明、俊民用章、家用平康、君能く政を治めて以て明かなるときは、賢臣顯れ用ゐられて、國章かに家平かなり、之れ休美の徵驗なり、

日月歲時既易百穀用不成。又用昏不明。俊民用微。家用不寧。庶民惟星。星有好風。星有好雨。日月之行。則有冬有夏。月之從星。則以風雨。

日月歲時既易百穀用不成。日月歳の三の者の雨暘燠寒風盡く其の時を失ふ時は百穀以て實ることなしとなり。

又用昏不明俊民用微家用不寧。君其の柄を失ひ權臣命を權にして政治聞ければ賢者は隠れて出てす國家忽ち亂るゝなりと。

庶民惟星星有好風星有好雨。民の上に於る猶ほ星の天に麗くか如し星に風を好む所の箕星あり又雨を好む所の畢星あると同しく民も亦好む所ありとなり在上者は民の好惡に心を用ゐざるべからず。

日月之行則有冬有夏。日月の行くるは冬夏各常度あり日冬は南し夏は北す月又九道ありと政治亦小大各其宜き有るをいふ。

月之從星則以風雨。月箕に經れば則ち風多く畢に罹れば雨多し政教常を失へは亂るゝ所以なり。

九五福、一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命、六極、一曰

凶、二曰折、三曰疾、四曰憂、五曰貧、六曰惡、七曰弱。

九五福。五つの幸福あり人たる者は壽ありて後に能く諸福を受く故に人世五福壽を首となす。

一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命。上壽は百二十年なり富は陳祿財貨なり康寧は疾病患難なきなり攸好德は人の好む所は德行にあり即ち有徳のと考終命は考は成なり順にして其正を受け横死天死の禍なきなり之れ福の急緩を以て先後を爲すなり。

六極。極は極と通す惡名なり人の惡む所なり。

一曰凶、二曰折、三曰疾、四曰憂、五曰貧、六曰惡、七曰弱。未だ齒のかはらさるに死するを凶と云ひ未だ冠せざるを短と云ひ未だ昏せざるを折と云ふ。

皆天死也疾は身安からず憂は心寧からず貧は用足らず惡は剛に過るを云ふ弱は柔に過るを云ふ之れ極の重輕を以て先後をなすなり五福六極自然に出づる者ありとはいへども亦聖王天下を治むるの一柄なり故に之れを以て此篇を終ふ。

旅葵

此の篇は偽古文なれども能く筋立ちて格言亦多し、旅葵の旅は西旅の旅にして國名なり、葵は大犬なり、西旅即ち西の戎の遠國より周の徳化を慕ひ、犬の大なる者を買す時に召公以て受くべき所に非らずとなし、乃ち書を作りて以て武王を戒む、之れ即ち一の訓體なり、其言諄々として小兒に告ぐる如きは、恐くは臣、君に告ぐるの體を失ふといへり、

惟克商遂通道于九夷八蠻西旅底貢厥葵太保乃作旅葵用訓于王

惟克商遂通道于九夷八蠻 九夷八蠻とは其種屬の一に非ざるを云ふ、

四夷徳化を慕ひ其の方賄を買す、其化遠く蠻夷に及んで服せざるなきを云ふなり、

西旅底貢厥葵 西旅の酋長其の葵を以て貢物とす、葵とは犬の高さ四尺

なるものを曰ふ、或は犬人の心を知りて使ふ可き者とも云ふ、左傳に葵葵といふ是なり、

太保乃作旅葵用訓于王 太保は召公奭の事なり、太保時に西旅の葵を

貢するに付意見を陳べて後の禍となることを以て、王を訓練するとなり、此一篇の綱なり、

曰嗚呼明王慎徳四夷咸賓無有遠邇畢獻方物惟服食器用王乃昭徳之致于異姓之邦無替厥服分寶玉于伯叔之國時庸展親人不易物惟徳其物

曰嗚呼明王慎徳四夷咸賓 慎徳の二文字全文を貫きて、本篇の主眼となす、召公嘆息して曰く、明王徳を慎みて以て遠きを懐くれば四夷皆賓服せざるなし、

無有遠邇畢獻方物惟服食器用 服は身に附くる物を云ふ、特り衣裳のみに限らざるなり、車等の如きも服なり、今天下萬國遠近あることなく盡く其の方土に生ずる所の物を買す、之れ皆服食器用に供すべき物なり、決して耳目を娛ましむる華侈等の物にあらざるなりと、言ふ心は旅葵の貢物を却くるにあり、

王乃昭徳之致于異姓之邦無替厥服 王乃ち徳を以て致せしとを異姓の邦に昭示し、諸侯服従の職を棄つることなからしめんとなり、

分寶玉于伯叔之國時庸展親。

展は厚也寶玉を以て同姓の國に分ち

是れを用ゐて其の親を親しむの道を厚からしむ所謂分器なり天子同姓の諸侯を呼ぶに伯或は叔を以てす

人不易物惟德其物

蔡注云人其の物を侮らす惟れ其の物を徳とし尊ぶ

と言ふは王者其の徳の教す所の方物を以て諸侯に分ち賜ふ故に諸侯も亦敢て其の物を輕蔑せず玉の徳となして其の物を視るなり

德盛不狎侮。狎侮君子罔以盡人心。狎侮小人罔以盡其力。不役耳目。百度惟貞。玩人喪德。玩物喪志。志以道寧。言以道接。

德盛なる者は助容周旋皆禮に中る故に人に狎れ人を侮るの心決して無しと

狎侮君子罔以盡人心。

君子を狎れ侮るときは其の君子上に對して充

分己れの心を盡さすとなり

狎侮小人罔以盡其力。

上の人が小人を小人とし輕せず悦ばして民を使へは民は其の勞を忘れて其の力を盡す然らざれば之に反すとなり

不役耳目。百度惟貞。貞は正なり耳目の好む所に役せられされは百の法度正しきを得るなり

玩人喪德。玩物喪志。

玩人とは上の人君子小人を狎れ侮れば自からの徳を失ふ玩物とは上の人耳目に役せられ欲に牽かるゝなり徳は己か得る所志は心の行く所なり人を戲弄すれば己れの徳を喪ひ器物を玩弄すれば其の志を奪はれ喪ふとなり

志以道寧。言以道接。

志は心にある者此にては心と言ふと申し道は由るべき所の理なり己か志道を以てすれば寧く妄りに發するに至らず言も道によりて發し人に接するときには悔あるとなし言を以て外より來る即ち他人の言となすは接の字に拘泥せし説なり心を養ひ人に接する皆道を以て本とすべしとなり

不作無益害有益功乃成。不貴異物賤用物民乃足。犬馬非其土性不畜。珍禽奇獸不育于國。不寶遠物則遠人格。所寶惟賢則邇人安。

不作無益害有益功乃成。不貴異物賤用物民乃足。無益とは遊觀

の事を云ふ也異物とは奇巧の物を云ふなり言ふは明王の道徳義を以て益となす器用を以て貴しとなさず之れ所謂俗を化し民を生ずる所以なり

犬馬非其土性不畜。 自國に産出する物にあらざれば畜はず外國産の犬

馬は事に當りて用をなさるとあればなり左傳に晋の惠公鄭の小駟といふ馬に乘り敗れし事ありき

珍禽奇獸不育于國。 珍しき鳥や怪しき獸は國に育はず是等は皆費用のみかゝりて實用なければなり

不寶遺物則遠人格。 遺き物を寶とせざれば則ち遠人至るとは其の利を

侵奪せされは則ち來服するとなり楚の白珩の玉を以て寶にあらすと答へしは王孫圉なり

所寶惟賢則邇人安。 寶とする所之れ賢人なれば則ち近き人安んずとは賢者其の能に任すれば近人遠人皆安んずとなり楚書に楚國以て寶とするなし

唯善以て寶とすと此の意なり

嗚呼夙夜罔或不勤不矜細行終累大德爲山九仞功虧一簣允迪茲

生民保厥居惟乃世王

嗚呼夙夜罔或不勤。 言ふは朝は早く起き夜は寐る迄怠りなく常に徳を勤むべしとなり

不矜細行終累大德。 矜は矜持也細小の行を大切にせざれば終に大徳を統つくるに至るなり言ふは事を輕忽にして惡を積めば大事を毀るに至る故に君子は其の微を慎しむとなり

爲山九仞功虧一簣。 八尺を仞と云ふ山を造るに九仞にし最早成るに近きに僅か一簣の功を缺く故に山にならずとは油斷を生ずれば將さに成らんとするとも破るゝに喩へたる也

允迪茲生民保厥居惟乃世王。 信とに上來進ふる所の誠言を踐み行ふときは生民其の居に安堵して王業永かるべし蓋人主の一身は實に萬生の原苟も理に於て毫髮の盡さざるあるときは即ち生民無窮の害を遺すなり業を始め統を垂れ繼ぐべきの道に非ず武王の聖を以て召公此の誠めあり後の人深く思はざるべからざるの義なり

尙

此篇は武王殷に克ちて後、未だ久しからずして疾有り、周公王室未だ安からず、殷の遺民未だ服せず、根底未だ固からざるに、武王の身に大故あらんとを憂へ、先祖たる二王に告げて、己れの身を以て、武王の死に代らんと請ひたるを、史官其祝文を録し、并に其より後に起りたる事の始末を記したるものにして、其古文なり、神に祈りて死に代るなど、今日より見れば奇怪なる様に思はるれど、亦是れ忠誠の心より出でたるに外ならず、金縢とは篇中の文字を取りたるまでにて、其解は本文に譲るべし。

既克商二年、王有疾弗豫。二公曰、我其爲王穆卜。周公曰、未可以戚我先王。公乃自以爲功、爲三壇同墀、爲壇於南方、北面向立焉。植璧秉珪、乃告太王、王季、文王。

既克商二年、王有疾弗豫。

周に既商に勝ちて、天下漸く治まらんとする

に、其二年目に不幸にも武王が病氣で何事も樂まれなかつた、弗豫の豫は、悦豫又は逸豫と熟字して、悦び樂しむ義なり、身體病氣の爲に不如意なる時は、世間の何

尙

事も面白からず、故に後には弗豫の二字にて、直ちに、疾病の義となす。

二公曰、我其爲王穆卜。二公は太公望と召公奭となり、穆は敬むなり、又和らぐといふ訓あり、古は國に大事ある時は、公卿百官皆立會の上にて心を誠一にし、敬み和同して卜筮に聽く、故に穆卜といふ、言は二公今武王の爲に敬み卜して、一に命を先王に聽かんとなり。

周公曰、未可以戚我先王。

戚は憂へ惱ます意なり、周公は二公に答へて

言へるには武王の疾の故を以て、先王に心配をかけてはならぬと、此れ公が自ら代る意あれば、二公の卜を斥けたるなり。

公乃自以爲功、爲三壇同墀、爲壇於南方。

功は事なり、自以爲功は、猶己

れの任と爲すといはんが如し、壇は土を築くなり、即ち土を封じて高くするなり、三王の位を設くる故に、三壇を作る、壇は草萊を除きて平地とするなり、今同墀とあるは、草木などを除き去りて、平坦ならしめ、其空地の場所を以て、三壇を圍みたるなり、言は周公は二公の穆卜せんといふを卻けて、乃ち武王の疾の回復を祈るとを、自分の仕事として、三つの壇を築きて、其は皆同じ庭の中にあり、そして又別

書

書

に一壇を南の方に築きて、其壇は北に面せり、一壇北面する故に、三壇は南面する
と明かなり

尙

周公立焉、植璧秉珪、乃告太王、王季、文王。

周公は一壇の北面せるもの

に上りて、北面して立てり、璧は置きて、珪は手に執りて、敬みて太王、王季、文王に告
げ給ふとなり、植は置くなり、璧は圓くして、中に穴ある玉、珪は柱形にして、頂は三
角なる玉、何れも神に禮する所以のものなり、さて周公は唯神に承順して、武王に
代らんと祈りたるまでにして、若し穆卜といふ時は、必ず本式によりて宗廟に於
てせざるべからず、是れ先王を煩はすのみならず、人心を搖動せしむの患あり

史乃册祝曰、惟爾元孫某、遘厲虐疾、若爾三王、是有丕子之責于天、以
且代某之身、予仁若考、能多材多藝、能事鬼神、乃元孫不若、且多材多
藝、不能事鬼神、乃命于帝庭、敷佑四方、用能定爾子孫于下地、四方之
民、罔不祇畏、嗚呼、無墜天之降寶命、我先王亦永有依歸、今我即命于
元龜、爾之許我、我其以璧與珪歸、俟爾命、爾不許我、我乃屏璧與珪。

史乃册祝曰

史は太史にして、宗廟にありて祭祀の祝辭などを讀む官なり、

書

尙

册は竹簡を編み連ねたるをいふ、册祝曰は册に書きてある祝詞を朗讀するなり、
但し祝詞は周公の作にして、太史は唯讀み上ぐるまでなり、簡は少數の字を書く
ものなるに、此祝詞の字數は百二十八字あり、故に册に書かざるを得ず、

惟爾元孫某、遘厲虐疾。

爾は三王を親みていふ、辭元孫は大孫長孫といふ

に同じ、某は即ち武王發にして、祝詞には元孫發と書きたりしならん、鄭玄の説に
よれば、某とせしは、成王が後に讀みし時に諱みたれば、其儘を寫せるなりと、去る
事ならん、然らば牧誓の篇には、何故發の字を諱まざるかとの疑もあらん、なれど、
牧誓は唯武王が自から名のりて言ひたるを、史官が其の言のまゝを録したるま
でにて、此所、子孫が武王の名をいふとは、少し異なるべし、遘は遇ふなり、厲は悪し
きなり、又危きなり、虐は暴なり、

若爾三王、是有丕子之責于天、以且代某之身。

丕は大なり、即ち元子

適子の義なり、史記には負子に作る、鄭玄は丕を丕と讀み、子とせざるの責と爲す、
然も元子の方穩かならん、且は周公の名なり、大意は、若し爾三王よ、是の元子に何
か悪しきとありて、其を天が責めて死なすとならば、大子は王業を繼ぐべきもの、

願くは且を以て其身に代へ給へとなり。

予仁若考能多材多藝能事鬼神乃元孫不若且多材多藝不能事鬼神。

予且に於ては仁にして能く父に順ひ又多材多藝にして能く鬼神に事ふれども乃ち元孫の如きは且が材多く藝多きに如かず彼れは又鬼神に事ふると能はず故に若し元孫を取らんと欲せば寧ろ且を取れよ元孫は四方を畏服し得るも死して鬼神に事ふるとは且に如かずとなり。

乃命于帝庭敷佑四方用能定爾子孫于下地四方之民罔不祗畏。

帝庭は天帝の庭といふ意なり佑は助なり下地は上帝に對していへるにて天下といふも同じとなり大意は武王發は命を上帝の庭に受けて王となり其道を敷きて四方を助け以て能く汝先人の子孫を天下に定め安んずる故に四方の民は武王を敬み畏れざるとなり。

嗚呼無墜天之降寶命我先王亦永有依歸。

寶命は即ち帝庭の命にて寶とは鄭重にいへるなり嗚呼爾三王よ武王は帝庭に命ぜられて王業を繼ぎたるものなれば其大切なる大命を墜して死なすと勿れ武王若し生存して居れば我が先王も亦それに依歸する所ありて永く子孫の祀りを享くるとが出来るであらう。

今我即命于元龜爾之許我我其以璧與珪歸俟爾命爾不許我我乃屏璧與珪。

即は就くなり俟は待つなり屏は藏むるなり今我大龜に命じて其兆に就て三王の對へを待つとであるが若し爾三王が我が願を許して武王の疾を癒やさんには我は其れ璧と珪とを以て歸りて徐ろに爾の命を待たん換言すれば死して幽冥に璧と珪とを以て三王に事へん若し之に反して爾我に許さざる時は我は乃ち璧と珪とを退け藏めてしまつて再び爾三王に事ふると能はざるべし是までが史官が代讀したる周公の祝詞なり。

乃卜三龜一習吉啓籥見書乃并是吉公曰體王其罔害予小子新命于三王惟永終是圖茲攸俟能念予一人公歸乃納册于金縢之匱中王翼日乃瘳。

乃卜三龜一習吉啓籥見書乃并是吉。三龜は三人卜する所の龜なり、習は重ぬるなり籥は鑰と通じて鎖鑰なりさて周公は神に告げし後に直ちに三

人に命じて龜卜せしめたるに三人ながら其卜が皆重ねて吉でありき、又卜兆の書の藏めてある室を鍵を以て開きて見るに、卜兆の書の辭も亦龜卜の兆と同じく合せて吉にてありき。

尙

公曰體。王其罔害。予小子新命于三王。惟永終。是圖。茲攸俟。能念予

一人。體は卜兆の象なり、圖は謀なり、一人とは天子のことにして、即ち武王なり、

周公曰く、卜兆の象の吉なるを見れば、武王の身に於て害なきとであらう、即ち病氣は癒ゆるであらう、予小子且は新たに三王に命ぜられて、換言すれば、三王我が願を許されて、武王の生命を助けて、永く周の天下を治むる謀を遂げ果させらる、然れば是よりは予はたも神の命を待つのみ、實に有難くも、三王は能く我が一人の天子武王の身を念うて、之を安んじ給ふとかなとなり。

書

公歸乃納冊于金滕之匱中。王翼日乃瘳。滕は束ぬるなり、緘なり、古は

秘書、卜書などを藏むるには箱の中に入れて、夫れを金を以て結び束ぬ、容易に開くべからざらしむ、金滕とは上文の籥といふも、其義は同じとなるなり、周公三王に告げ、卜を命じたる、後、歸りて乃ち冊祝の書を金滕の匱中に入れしに、其明日

尙

になりて、武王の疾は癒えたり、是までが周公武王に代らんと祈りたる事の始末にして、先づ此にて一段落を告げ、此より以下は、數年も後に起りたる記事をつけ加へたるなり。

武王既喪管叔及其群弟、乃流言於國曰、公將不利於孺子。周公乃告二公曰、我之弗辟、我無以告我先王。周公居東二年、則罪人斯得。于後、公乃爲詩以貽王、名之曰鷓鴣。王亦未敢誚公。秋大熟、未穫、天大雷電、以風禾盡偃、大木斯拔、邦人大恐。王與大夫盡弁、以啓金滕之書、乃得周公所自以爲功、代武王之說。

武王既喪管叔及其群弟、乃流言於國曰、公將不利於孺子。武王既

書

喪は、商に克ちて二年目の病は周公の祈りがききたるや否やは分らねど、兎に角に癒えたるも、其後又三年目の冬に至りて病みて崩せり、年九十三、成王正さに十^〇三歳なり、故に既喪は周公の冊祝より三年たちたる後のとど心得べし、管叔名は鮮にして、管國に封ぜらる、故に管叔といふ、叔は字也、周公の兄、武王の弟なり、群弟とは、蔡叔度、管叔處をいふ、何れも周公の弟なり、流言は無根の言なり、水の流れ過